

第2期
福知山市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
福 知 山 市

は じ め に

我が国における少子高齢社会の進行は、社会の活力の低下ばかりでなく、将来の社会保障をはじめとする社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものと懸念されています。また、少子化の進行ばかりでなく、近年は核家族化の増加や経済の低成長、地域社会における連帯感の希薄化等により、子どもや子育てを取り巻く社会情勢も大きく変化しています。

このような中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実をめざした子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートしました。

本市では、「子ども・子育て支援法」において義務付けられた、「子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、計画に掲げる施策を推進してきました。本計画においては、子どもを中心に、多様な世代や地域が関わり合い、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支えるまちづくりをめざしてきました。施策の一つとして、病児保育事業の導入や、平成30年4月には「子育て総合相談窓口」を開設し、子育て支援制度に係る手続きを1か所に集約して、子育て世代の利便性を高めるとともに、子育てに関するあらゆる相談を受け、専門家や関係機関と連携しながらより包括的な寄り添い支援を推進してまいりました。そして、府内では初めての子育て LINE 相談を導入するなど、対象者に応じたきめ細やかな支援を実施しています。

また国では、平成25年6月に子どもの貧困対策の基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律（推進法）」が成立、翌年6月に施行され、京都府では、平成27年3月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」が策定され、子どもの貧困対策に総合的に取り組んでいく姿勢が示されました。さらに令和元年6月に推進法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされ、市町村における積極的な取組が求められることになりました。

このたび、令和元年度の計画の見直しに合わせて、新たに「子どもの貧困対策」に関連する状況や施策などを盛り込み、令和6年度までの本市における子育て支援施策及び事業の方向性や目標等を示す「第2期福知山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後も引き続き、本計画をもとに家庭・地域・学校・企業・行政などがそれぞれの特性を活かし、連携・協働を図りながら【子どもが まんなか】の子ども・子育て施策を推進してまいります。

本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、関係の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に対しまして一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

福知山市長 大橋 一夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	3
1 人口・世帯数の推移	3
2 幼稚園・保育園の状況	7
3 小学校・中学校の状況	10
4 障害のある子どもの状況	11
5 要保護児童対策地域協議会における虐待等進行管理の状況	12
6 就労の状況	13
7 生活保護・ひとり親世帯の状況	15
8 第1期子ども・子育て支援事業計画の実績と課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本理念	25
2 計画の体系	26
3 計画の基本目標	27
第4章 施策の内容	29
基本目標1 子どもの心豊かな育ちを支える環境づくりをすすめます！	29
基本目標2 地域とのつながりで子どもを育むまちづくりをすすめます！	34
基本目標3 多様なライフスタイルの選択と健康づくりを支えます！	40
基本目標4 安心・安全な子育て環境をつくれます！	44
第5章 子どもの貧困対策	53
基本目標5 すべての子どもが将来の夢を実現できる社会をめざします！	53
1 子どもの貧困対策の推進に関する法律等の制定	53
2 子どもの貧困 基本的な考え方	53
3 調査等の結果について	54
4 施策の内容	61

第6章 子ども・子育て支援事業の内容	66
1 提供区域の設定	66
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	67
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	69
第7章 計画の推進体制	77
1 計画の進行管理	77
2 行政の推進体制	77
3 連携・協働体制	78
資料編	79
1 福知山市子ども・子育て会議条例	79
2 福知山市子ども・子育て会議等委員名簿	81
3 福知山市子ども・子育て会議等開催経過	82
4 福知山市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る子育てニーズアンケート調査結果概要	83
5 ヒアリング調査の概要	91

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速に進行する少子化に対応するため、子ども・子育て支援の様々な取組が進められています。一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭の環境の変化及びライフスタイルや価値観が多様化しており、子育てへの不安感、仕事と子育てとの両立に対する負担感などが増大している状況で、子どもを安心して生み育てられる環境づくりは早急に取り組むべき課題です。子育て家庭がそれぞれの価値観のもと、心豊かに子育てができる支援を推進していくことはもちろん、子ども一人ひとりの幸せと健やかな育ちが最大限に保障される社会を実現することが求められています。

国は、少子化の進行や子どもや子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年に「子ども・子育て関連3法^{*}」を制定し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。この新制度のもとでは、子どもの育ちを第一に考えるとともに、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域社会全体で支援することを基本とし、幼児期の教育・保育の一体的な提供、教育・保育や子育て支援事業の量及び質の確保などを推進していくことを掲げられてきました。

本市では、平成17年3月に「福知山市次世代育成支援行動計画」を、平成22年3月に「福知山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進してきました。また新制度のスタートにあたり、平成27年3月に、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を確保することを目的に、「福知山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、施策に取り組んできました。

さらに、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（推進法）」が成立し、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、子どもの貧困対策の基本となる事項が定められました。その後、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」、平成27年3月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」が策定され、子どもの貧困対策に総合的に取り組んでいく姿勢が示されました。また令和元年6月に推進法が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされ、市町村における積極的な取組が求められることになりました。

このたび、令和元年度の「第1期計画」見直しに合わせて、新たに「子どもの貧困対策」に関連する状況や施策などを盛り込み、一人ひとりの子どもが家庭の状況やニーズに応じたきめ細かな支援が受けられるよう、施策の方向性や目標等を示す「第2期福知山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

^{*}子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」をはじめ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に制定された法律の総称をいいます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の第2期計画として策定します。なお、本計画は、少子化対策とも関わりをもつため、次世代育成支援対策推進法に基づく「福知山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとします。また、新たに盛り込む貧困対策に関する事項は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づくものです。

また、本計画は、上位計画である「未来創造 福知山」や「第3次福知山市地域福祉計画」「第5期福知山市障害福祉計画及び第1期福知山市障害児福祉計画」「福知山市自殺対策計画」その他関連計画との整合を図りながら策定するものです。計画策定後も、社会情勢の著しい変化が生じた場合は、必要に応じて修正・見直しを行います。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	福知山市子ども・子育て支援事業計画					第2期 福知山市子ども・子育て支援事業計画					(予定) 第3期 福知山市子ども・子育て支援事業計画				

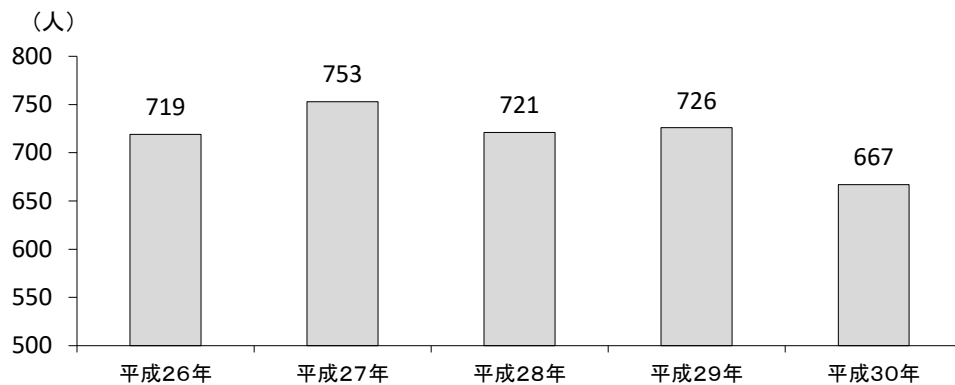
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯数の推移

(1) 出生数の推移

本市における出生数は、おおむね横ばいですが、平成29年から平成30年にかけては減少傾向にあります。

■出生数の推移



資料：市統計書、市民課

(2) 合計特殊出生率の動向

合計特殊出生率は、全国や京都府では平成20年以降若干の増加傾向にあります。福知山市では平成20年から平成24年で1.96と、国や府よりも高い水準となっています。

■合計特殊出生率の推移（資料：国勢調査）

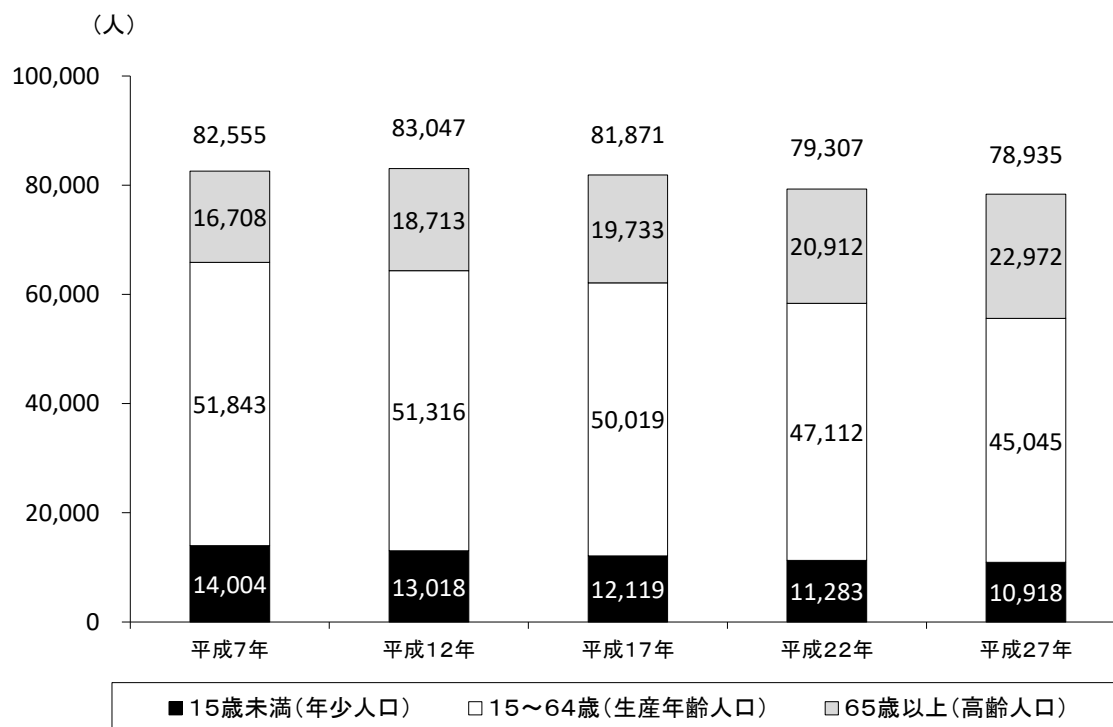
	全国	京都府	福知山市
平成20年	1.37	1.22	1.96 (平成20年～平成24年の統計値)
平成21年	1.37	1.20	
平成22年	1.39	1.28	
平成23年	1.39	1.25	
平成24年	1.41	1.23	
平成25年	1.43	1.26	平成25年～平成29年の公表は 令和2年7月予定
平成26年	1.42	1.24	
平成27年	1.45	1.35	
平成28年	1.44	1.34	
平成29年	1.43	1.31	
平成30年	1.42	1.29	

資料：国勢調査

(3) 人口の推移

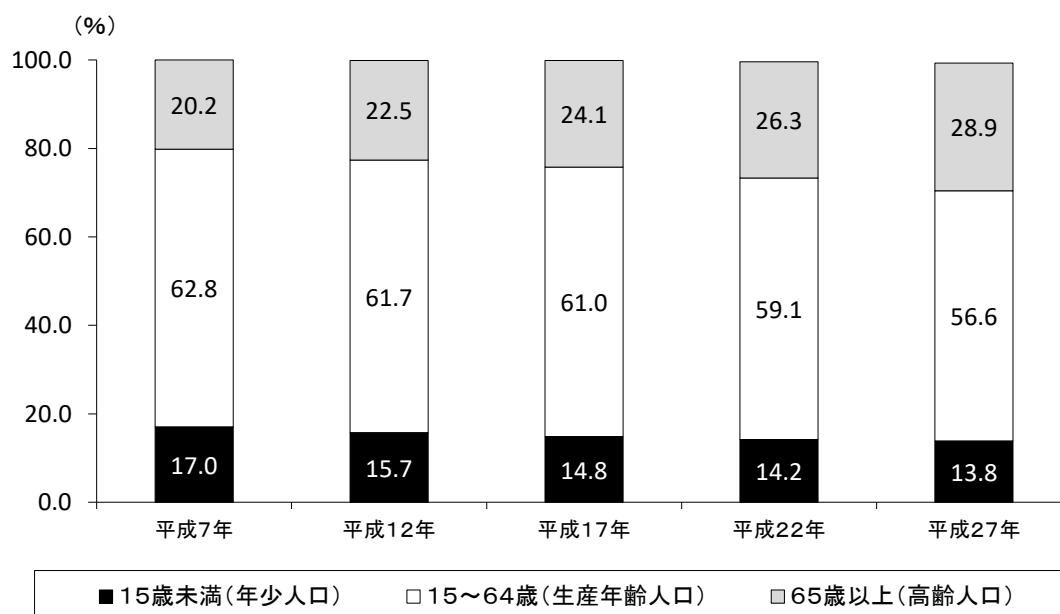
本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向となっています。年齢3区分別にみると、人口及び構成割合ともに65歳以上が増加している一方、15歳未満は減少しており、少子高齢化が進行していることが分かります。

■ 総人口及び3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■ 3区分別人口構成割合の推移

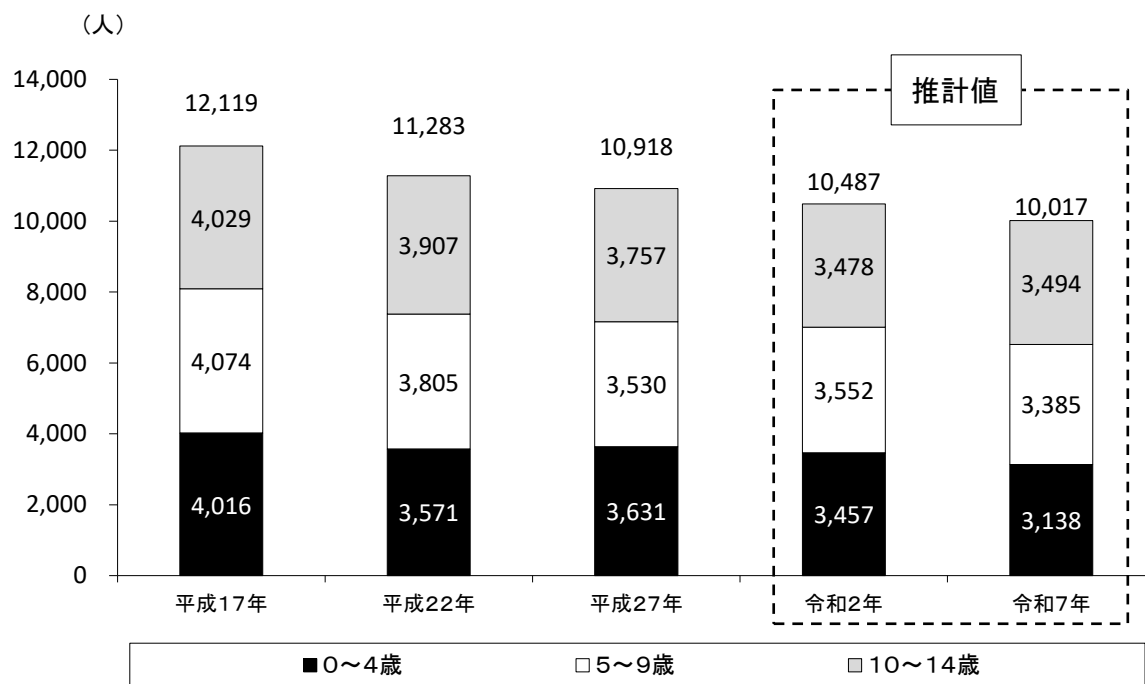


資料：国勢調査

(4) 子どもの人口推移・推計

本市の15歳未満の年少人口の推移をみると減少傾向となっています。今後の推計もさらに減少傾向が見込まれます。

■子どもの人口推移・推計

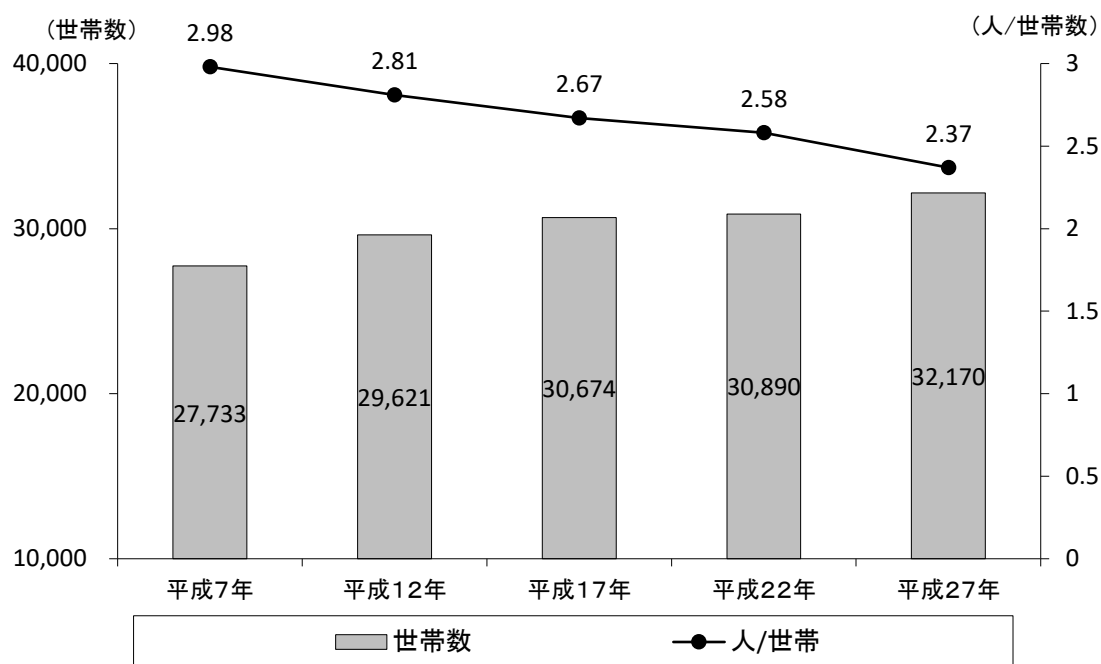


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

（５）世帯数の推移

本市の世帯の状況をみると、核家族化の進行などにより、総人口が減少しているにも関わらず世帯数は増加しています。それに伴い、平均世帯人員は減少しています。また、夫婦のみの世帯やひとり親世帯が増加しています。

■世帯数の推移



資料：国勢調査

■世帯の種類別世帯数

(世帯)

	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	30,507	30,790	32,065
うち核家族世帯数	17,669	17,818	18,216

資料：国勢調査

※「一般世帯」とは、学校の寮の学生、病院等の入院者、矯正施設の入所者等からなる「施設等の世帯」以外の世帯をいいます。グラフは、「一般世帯」と「施設等の世帯」を合わせたものです。

■核家族世帯の世帯数

(世帯)

		平成17年		平成22年		平成27年	
		世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
核家族世帯数	夫婦のみ	7,051	39.9	7,187	40.3	7,370	40.5
	夫婦＋子	8,326	47.1	8,140	45.7	8,232	45.2
	ひとり親＋子	2,292	13.0	2,491	14.0	2,614	14.3

資料：国勢調査

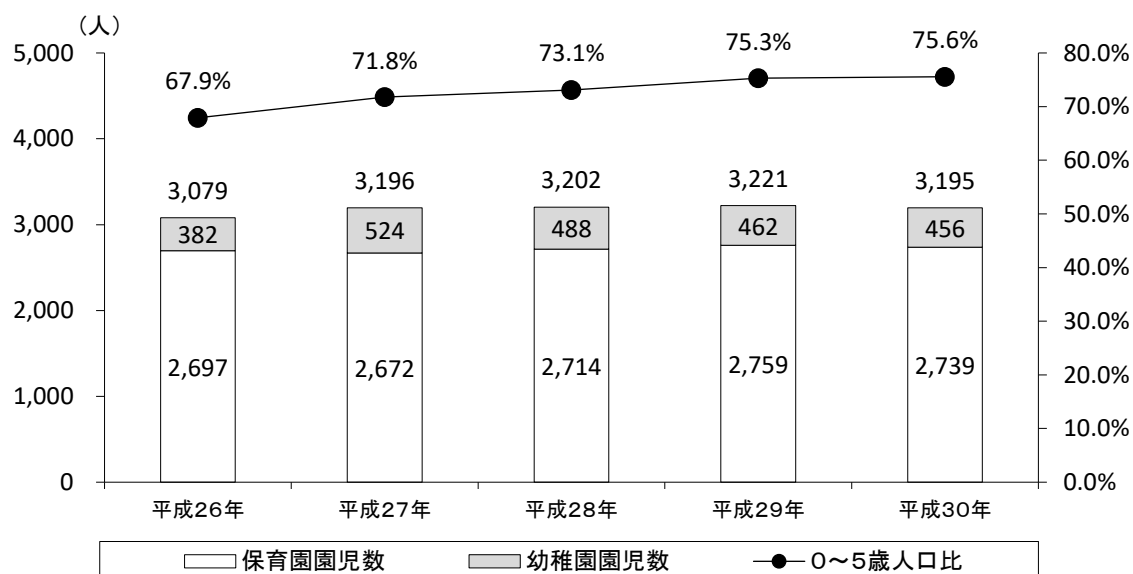
2 幼稚園・保育園の状況

(1) 就学前人口における園児数の推移

本市の園児数の推移をみると、総園児数は横ばいの傾向となっています。

幼稚園・保育園の園児数の就学前（0～5歳）人口に占める比率は、年々上昇し、約75%にまでなっています。

■幼稚園・保育園別園児数の推移



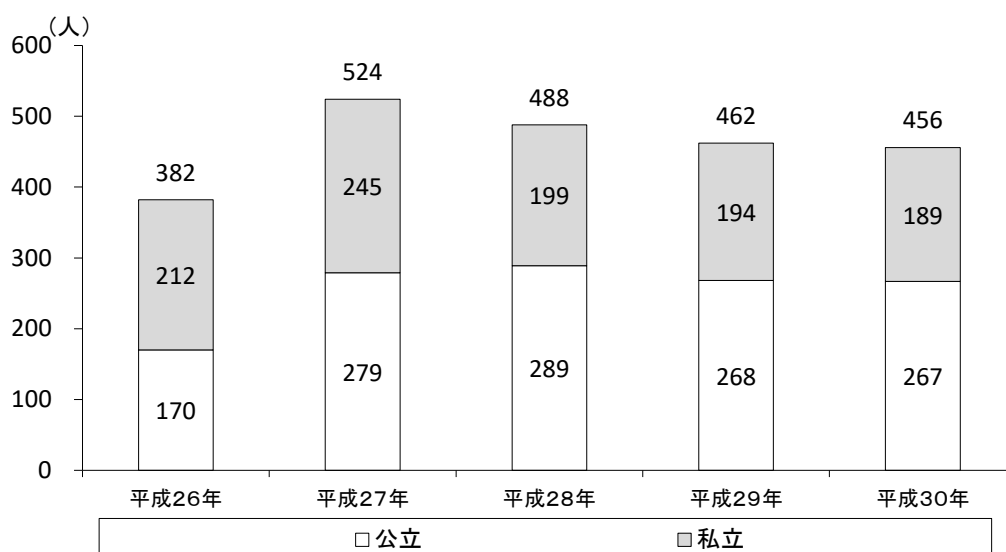
資料：子ども政策室（各年度、幼稚園5月1日、保育園3月1日現在）、市統計書

(2) 幼稚園の園児数の推移

平成31年4月現在、本市には公立幼稚園3園、私立幼稚園1園があります。

平成27年度に公立幼稚園の3園とも、3歳児保育を開始しました。

■幼稚園の園児数の推移



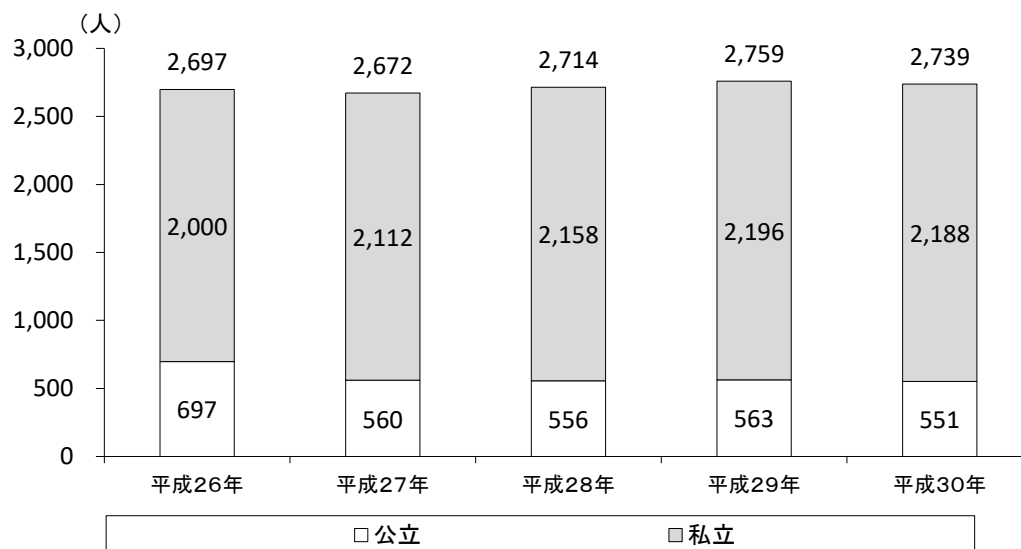
資料：子ども政策室（各年度5月1日現在）

(3) 保育園の園児数の推移

平成31年4月現在、本市には公立保育園8園、私立保育園20園、小規模保育所2園の保育園があり、すべての園において0歳児からの保育を実施しています。

公立保育園の民営化などにより私立保育園の入園児童数の割合が高まりましたが、総園児数は5年間でおおむね横ばいとなっています。

■公立・私立別保育園入園児童数の推移

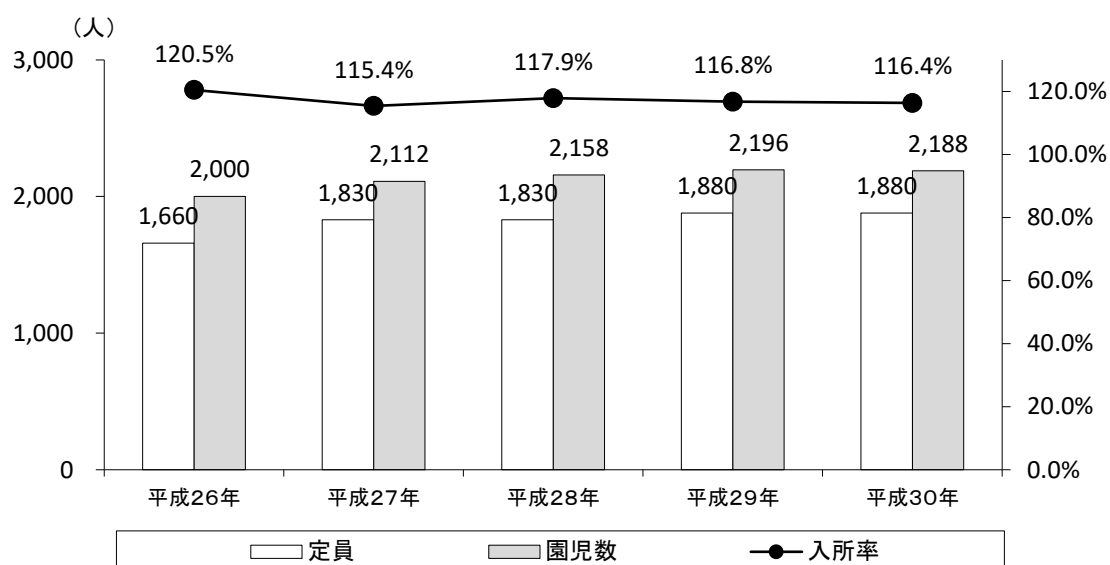


資料：子ども政策室（各年度3月1日現在）

(4) 保育園の定員・園児数・入所率の推移

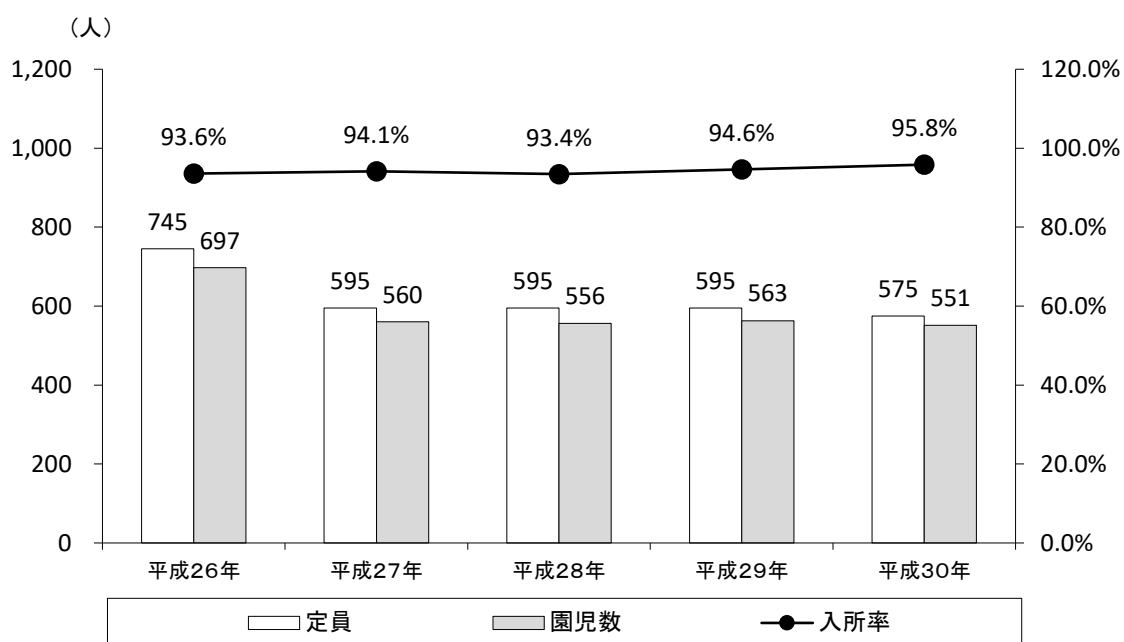
本市の保育園における定員・園児数・入所率をみると、私立保育園では定員より園児数が上回っており、公立保育園では定員より園児数が下回る傾向となっています。

■私立保育園の定員・園児数・入所率の推移



資料：子ども政策室（各年度3月1日現在）

■公立保育園の定員・園児数・入所率の推移



資料：子ども政策室（各年度3月1日現在）

（5）ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの状況については、援助会員数が減少傾向にあります。また、自宅サポートが減少傾向にある一方、拠点サポートが増加傾向にあります。平成27年度（平成28年2月）からは送迎のみの利用が可能となりました。

■ファミリー・サポート・センターの状況 (人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
依頼会員	243	253	222	250	293
援助会員	115	85	65	65	64
両方会員	32	39	37	38	47
合計	390	377	324	353	404

■ファミリー・サポート・センターの実活動件数 (件)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自宅サポート	416	242	218	154	154
拠点サポート	40	52	96	95	137
合計	456	294	314	249	291

■送迎のみ (件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
送迎	21	295	135	192

資料：子ども政策室（各年度3月末日現在）

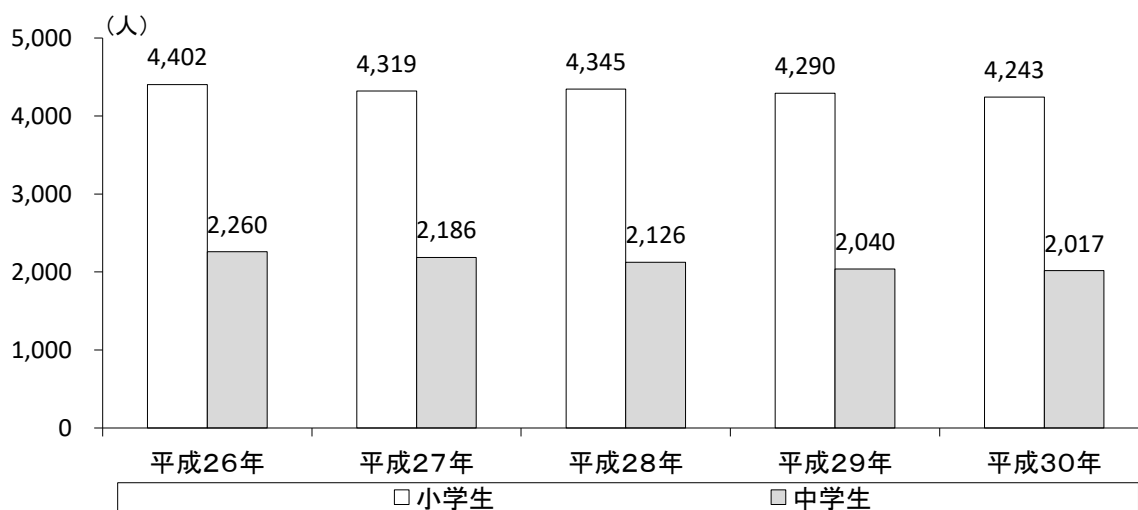
3 小学校・中学校の状況

(1) 小学校・中学校の推移

平成31年4月現在、本市には私立校も含め、小学校20校、中学校12校があります。小中学生の数は少子化に伴い、微減傾向にあります。平成30年の福知山市立学校の生徒数は、小学生4,243人、中学生は2,017人となっています。

小1プロブレム[※]や中1ギャップ[※]が全国的に問題となっている今、幼稚園・保育園、小中学校の連携の強化など、幼児期から就学後にかけての一貫した育ちを支援する環境づくりの検討が必要になります。

■小中学生の推移



資料：学校基本調査

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

令和元年8月現在、全学区19児童クラブ開設しています。平成28年12月に全児童クラブ小学6年生までの受入拡大を完了し、現在待機児童はない状況です。

■放課後児童クラブの開設状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
開設クラブ数	19	19	19	19	19
開設学区数	23	23	23	23	21
登録児童(人)	1,183	1,251	1,362	1,465	1,423
実施（予定） 内容	10 か所 小6 まで 受入開始	14 か所 小6 まで 受入開始	19 か所 小6 まで 受入開始		

資料：教育委員会（各年度8月1日時点）

※小1プロブレム：小学校に入学したばかりの児童が、集団行動がとれない・授業中席に座ってられない・話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。

※中1ギャップ：明確な定義はありませんが、児童が小学校から中学校への進学において新しい環境に適應できず学習・生活に支障をきたし不登校等につながる状況。

4 障害のある子どもの状況

(1) 障害者手帳の所持者数の推移

障害者手帳の交付を受けると、さまざまなサービスや各種の割引・減免などを受けることができます。

いずれの障害者手帳についても、平成26年度以降所持者数は減少していますが、内部障害のある子どもの数は増えています。

■身体障害者手帳所持者数（18歳未満） (人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
視覚障害	1	3	2	2	2
聴覚・平衡機能	9	8	8	7	7
音声・言語 機能障害	0	0	0	0	0
肢体不自由	51	49	50	46	41
内部障害	7	9	10	11	11
合計	68	69	70	66	61

資料：障害者福祉課（各年度3月末日現在）

■療育手帳所持者数（18歳未満） (人)

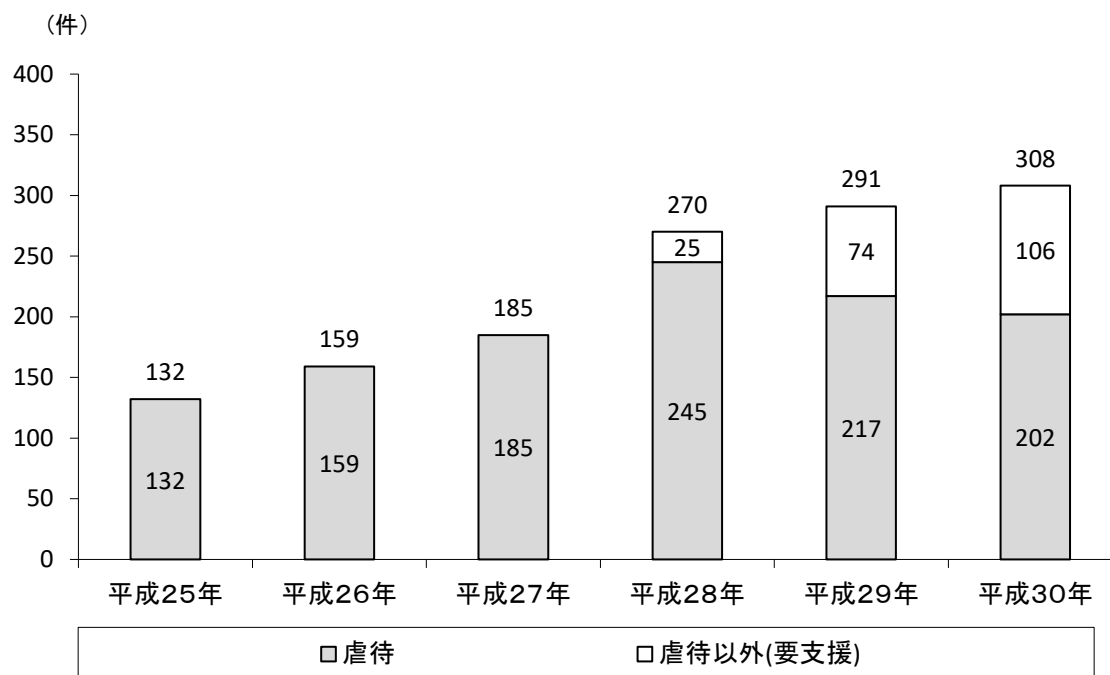
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
A（重度）	59	54	55	60	48
B（軽度）	121	119	116	110	119
合計	180	173	171	170	167

資料：障害者福祉課（各年度3月末日現在）

5 要保護児童対策地域協議会における虐待等進行管理の状況

(1) 児童虐待の受理件数

児童虐待の通告件数は全国的にも増加の一途をたどっており、本市においても増加傾向にあります。また、平成28年以降は虐待以外（要支援ケース）の分類も追加され、同件数についても増加の一途をたどるとともに、学校からの通告・相談も増加しています。



資料：子ども政策室（各年度3月末日現在）

6 就労の状況

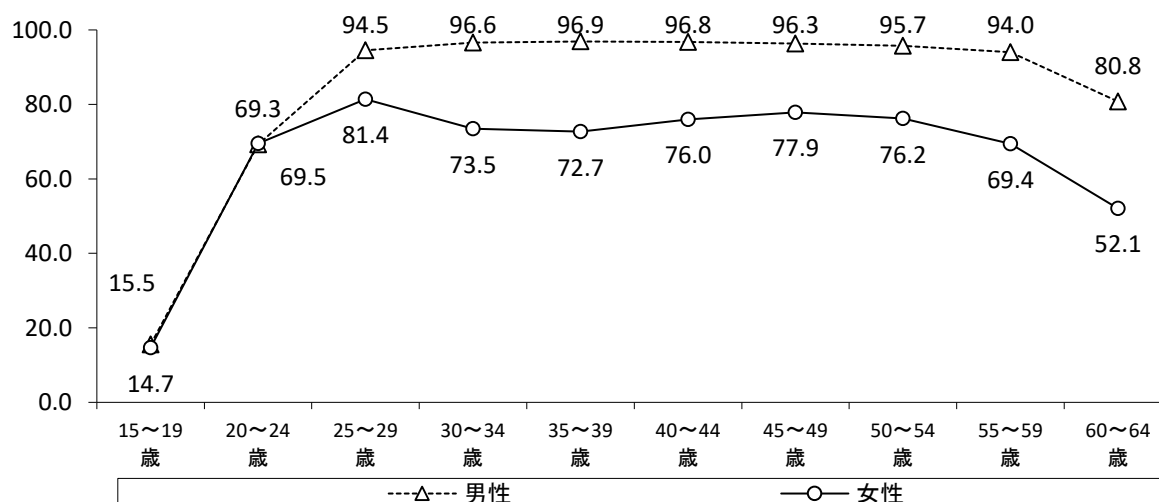
(1) 男女別就労状況（資料：国勢調査）

平成27年の全国の女性の労働力率※はゆるやかなM字カーブ※を描いています。

また、本市においても、全国と同様にM字カーブを描いていますが、女性の15歳～19歳、25歳～34歳以外は、男女ともに全国より高い水準にあります。

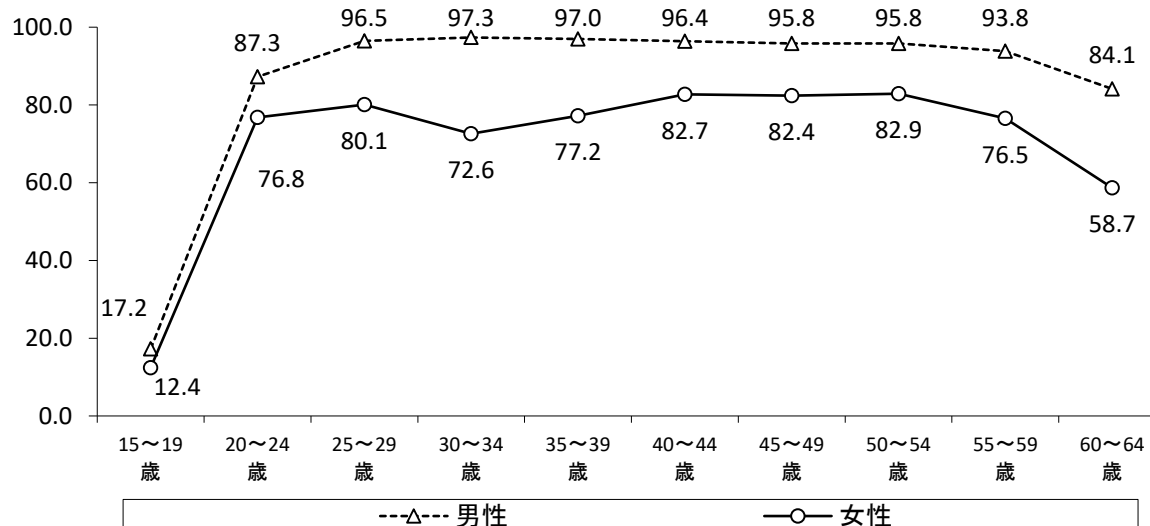
全国、本市ともに男性の労働力率が高く、女性は出産や育児の時期にあたる30歳代前後に離職者が増加する傾向があることがわかります。

■全国の男女の労働力率（平成27年）



資料：国勢調査

■本市の男女の労働力率（平成27年）



¹資料：国勢調査

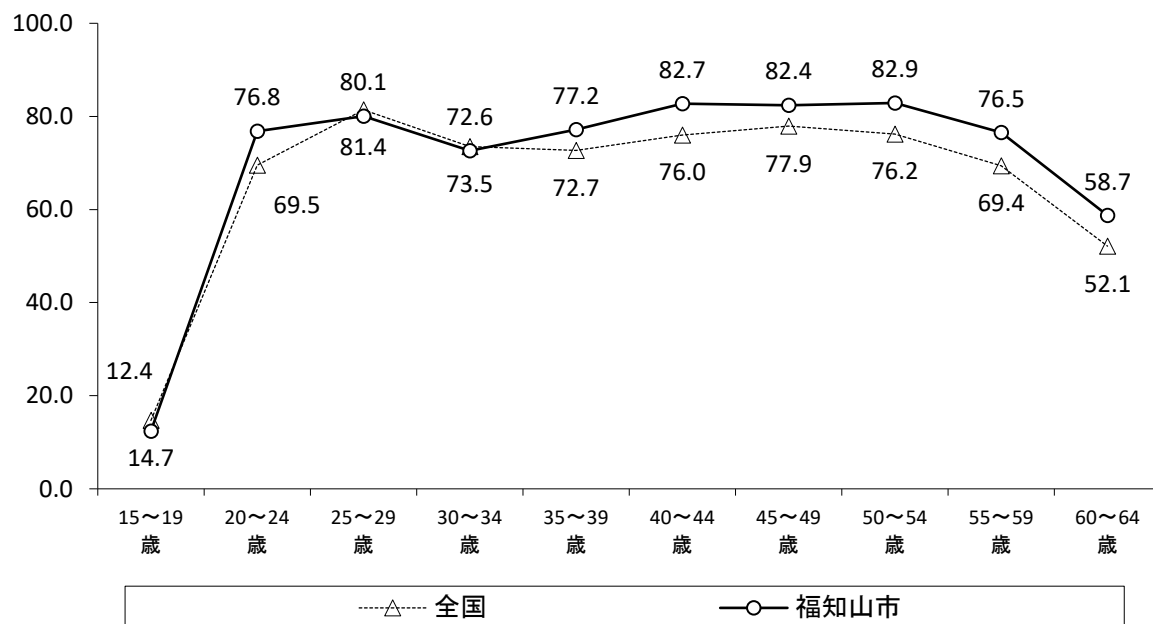
※労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは、仕事をして収入を得た人や、働いていないがいつでも働く意思のある人（完全失業者）の合計。

※M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

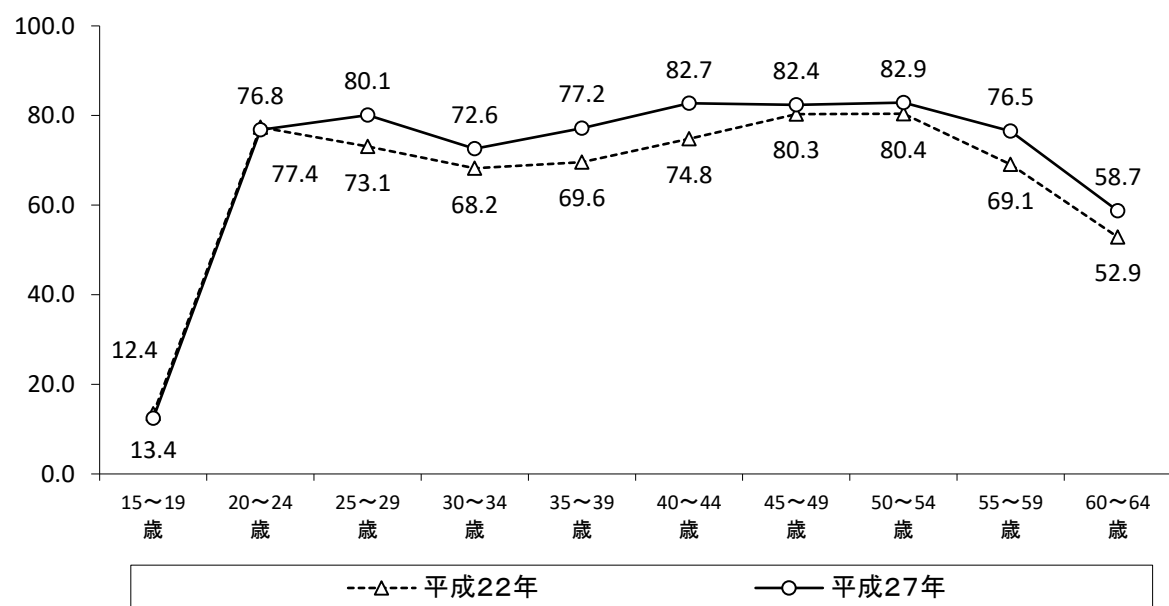
(2) 女性の労働力率の推移

本市の平成27年における女性の労働力率をみると、25歳～34歳以外は、全国より高い水準であることがわかります。また、平成22年と平成27年を比較すると、平成27年では25歳以降の労働力率が増加しています。

■平成27年の女性の労働力率（全国との比較）



■本市の女性の労働力率の推移



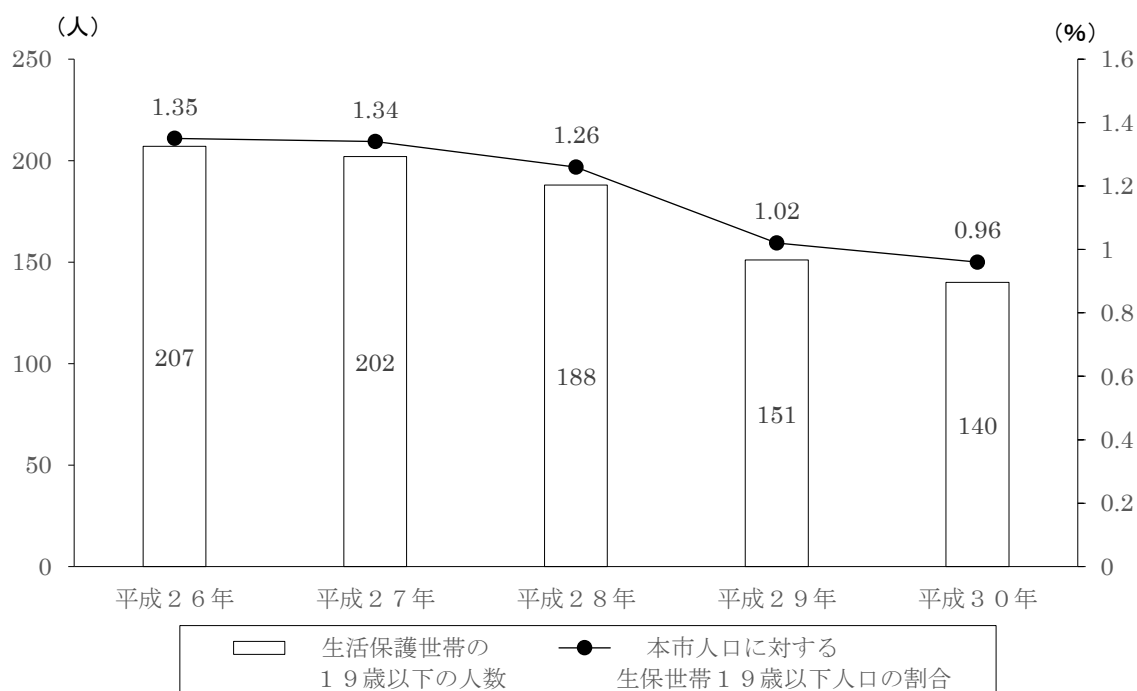
7 生活保護・ひとり親世帯の状況

(1) 生活保護*受給世帯の状況

生活保護を受給している世帯数は、この数年間をみると微減していますが、19歳以下の減少幅は広がっています。これは世帯年齢の高齢化をあらわしています。就学児童のいる生活保護世帯も減少していますが、それにもかかわらず、そのうちのひとり親世帯数は増加しています。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
① 全世帯数(世帯)	788	796	799	793	773
② ①のうち就学児童のいる世帯数(世帯)	80	78	70	74	62
③ ②のうちひとり親世帯数(世帯)	49	49	50	52	53
④ 生活保護世帯の19歳以下の人数(人)	207	202	188	151	140
⑤ ④の福知山市人口に対する割合(%)	1.35	1.34	1.26	1.02	0.96

資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）



資料：社会福祉課（各年度3月末日現在）

*生活保護：日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する市民等に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度

(2) 児童扶養手当・福祉医療（ひとり親医療）※受給件数

児童扶養手当の受給件数は、平成28年度の846件以降は微減傾向です。その要因としては人口減少によるものと考えられます。

福祉医療（ひとり親医療）の受給件数は、平成25年以降も減少しています。その要因としては、児童扶養手当と同様、人口減少によるものと考えられます。

■児童扶養手当※受給世帯 (世帯)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全部支給	374	346	358	325	316	356
一部支給	342	328	369	341	337	272
全部停止	102	109	119	117	122	141
計	818	783	846	783	775	769

資料：子ども政策室（各年度3月末日現在）

■児童扶養手当受給世帯の母子父子世帯の別 (世帯)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
母子世帯	755	724	787	723	711	707
父子世帯	63	59	59	60	64	62
計	818	783	846	783	775	769

資料：子ども政策室（各年度3月末日現在）

■福祉医療（ひとり親医療）※受給者数 (人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
親	787	758	748	743	743	724
児童	1,237	1,170	1,162	1,132	1,139	1,124
計	2,024	1,928	1,910	1,875	1,882	1,848

資料：子ども政策室（各年度3月末日現在）

※児童扶養手当：ひとり親家庭の児童又は父若しくは母が国民年金のほぼ1級障害程度の重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父母又は父母に代って児童を養育している人に手当を支給する制度（外国人の方も支給の対象となります。）

※福祉医療（ひとり親医療）：ひとり親家庭の児童（18歳の年度末まで）及びその親が医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担額について、府と市町村が助成し無料とする制度

8 第1期子ども・子育て支援事業計画の実績と課題

(1) 教育・保育の「量の見込み」と実績

■ 1号認定（3～5歳 教育認定） ※幼稚園

単位（人）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
① 量の見込み	489	489	475	468	447
② 確保の内容	675	580	580	580	580
特定教育・保育施設※	335	335	335	335	335
確認を受けない幼稚園※	340	245	245	245	245
③ 実績	524	488	462	456	466
④ 市内定員数	675	580	580	580	580
⑤ 見込量に対する実績の割合 （③実績÷①見込量）	107%	100%	97%	97%	104%

※実績人数は、全て5月1日現在

■ 2号認定（3～5歳 保育認定） ※保育園

単位（人）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
① 量の見込み	1,471	1,471	1,428	1,407	1,346
保育の必要性あり（教育コース）	61	61	59	58	56
保育の必要性あり（保育コース）	1,410	1,410	1,369	1,349	1,290
② 確保の内容	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565
特定教育・保育施設	1,443	1,443	1,443	1,443	1,443
認可外保育施設	122	122	122	122	122
③ 実績利用者数（特定保育施設）	1,545	1,519	1,554	1,530	1,548
④ 市内定員数（特定保育施設）	1,485	1,485	1,511	1,496	1,471
⑤ 見込量に対する実績の割合 （③実績÷①見込量）	105%	103%	109%	109%	115%

※実績人数は、全て3月1日現在、ただし令和元年度は5月1日現在

※ 特定教育・保育施設：市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。認定こども園、認可保育所、幼稚園が該当する。

※ 確認を受けない幼稚園：市町村長からの確認を受けず、従来からの私学助成を受ける私立幼稚園のことをいう。

■ 3号認定（0～2歳 保育認定） ※保育園 単位（人）

	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
① 量の見込み	1,086	1,040	1,013	995	966
うち、0歳	297	289	280	275	267
うち、1・2歳	789	751	733	720	699
② 確保の内容	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049
特定教育・保育施設	962	962	962	962	962
地域型保育事業※	25	25	25	25	25
認可外保育施設	62	62	62	62	62
③ 実績利用者数(特定保育施設+地域型保育)	1,020	1,075	1,073	1,106	913
うち、0歳	205	243	240	270	107
うち、1・2歳	815	832	833	836	806
④ 市内定員数(特定保育施設+地域型保育)	940	940	964	959	954
⑤ 見込量に対する実績の割合 (③実績÷①見込量)	94%	103%	106%	111%	95%

※実績人数は、全て3月1日現在、ただし令和元年度は5月1日現在

※ 表の二重線より上は、平成26年度計画策定時の数値

※ 実績数は、市内園における市内在住者の人数。広域委託・受託分は除く。

【1号認定】教育標準時間認定をいいます。

子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で、教育を希望する場合、この認定になります。

【2号認定】満3歳以上・保育認定をいいます。

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定こども園で、保育を希望する場合、この認定になります。

【3号認定】満3歳未満・保育認定をいいます。

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定こども園、小規模保育所等で保育を希望する場合、この認定になります。

※ 地域型保育事業：子ども子育て支援新制度において、市町村の認可により実施する原則2歳児クラス以下の子どもを保育する事業。小規模保育施設などがある。

■ 地域子ども・子育て支援事業内容

事業	内 容
① 延長保育事業	保育認定を受けた子どもを対象に認定された利用時間を超えて保育を行う事業
② 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
③ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業
④ 地域子育て支援拠点事業	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業
⑤ 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を保育園等で一時的に預かる事業
⑥ 病児保育事業	病気の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる病児保育所で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが調整して、様々な育児の手助けを行う事業
⑧ 利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に、民生児童委員、子ども政策室、子育て支援センター、児童館職員が訪問し、子育てに関する情報の提供や養育環境の把握等を行い、子育てを支援する事業
⑩ 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し保健師・助産師・ヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
⑪ 妊産婦健康診査事業・ 妊婦歯科健康診査事業	妊産婦を対象に、より安心安全な妊娠と出産を支援するとともに、産後うつや新生児への虐待未然予防等を図るため、健診費用の一部を公費負担することで経済的負担の軽減を図り、定期的な受診を促し、必要な場合は支援につなげていく事業（産婦健診については平成30年度からの新規事業）

(2)「第1期福知山市子ども・子育て支援事業」の実績及び成果と課題について

① 延長保育事業

単位(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	566	555	539	530	511
確保方策	566	555	539	530	511
実績	687	576	753	865	

平成30年度には認可保育園(小規模保育園含む)利用者2,636人の約24.3%が延長保育を利用されました。

近年、労働時間の長時間化傾向や、保護者の就労形態の多様化等に伴い、園の定める標準時間内では勤務が完了しない保護者がおられる家庭が見受けられます。このような状況下において、保育時間を延長して児童を受け入れる環境整備が求められています。

現在、市内の全認可保育園において、保育認定を受けた児童は通常の利用時間帯以外の時間も保育ができるよう対応していますが、今後も引き続きニーズに応じた体制整備に努めます。

② 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

単位(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	低学年	701	684	680	665	669
	高学年	372	363	358	353	350
	合計	1,073	1,047	1,038	1,018	1,019
確保方策		971	1,047	1,038	1,018	1,019
実績	低学年	980	1,018	1,073	1,037	
	高学年	271	344	392	386	
	合計	1,251	1,362	1,465	1,423	

平成27年度からの新制度で放課後児童クラブの対象学年が小学校6年生までに拡大しました。これを受けて、小学6年生までの受入拡大を進めるために、専用クラブ棟の建設及び施設整備を行い、平成28年12月に全19児童クラブで小学6年生までの受入拡大を完了し、現在待機児童はありません。

また、小学校等関係機関との連携をさらに深め、児童の指導及び保護者対応を連携強化するため、生涯学習課に放課後児童クラブコーディネーターを1名増員し2名配置、市直営の児童クラブには1名ずつ代表指導員を配置し運営の強化を図りました。指導力等のスキルアップをめざした取り組みとしては、代表(指導員)者会議とすべての児童クラブ対象の指導員研修会を、年間各10回ずつ実施しています。

今後の課題としては、利用児童の増加に伴い、指導員の確保とさらなる質の向上が求められます。また、旧幼稚園などの施設を使用して運営している児童クラブにおいては、施設の老朽化に伴う改修が緊急の課題となっています。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	40	39	38	37	36
確保方策	40	39	38	37	36
実績	16	10	0	0	

本事業を委託できる児童養護施設が市内にはないため、保護者は市外の施設への送迎を余儀なくされるだけでなく、利用中は通園・通学ができなくなる、児童が病気やけがをした場合は、本事業利用中であっても保護者が児童を迎えに行かなければならない等の理由により、利用見込み（予定利用日数）に対して、実利用日数がない状況にあります。

④ 地域子育て支援拠点事業

単位（人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	3,607	3,481	3,414	3,380	3,303
確保方策	3,607	3,481	3,414	3,380	3,303
実績	8,504	14,777	19,330	22,998	

平成 28 年 10 月に、地域子育て支援ひろば「すくすくひろば」を開設したことにより、利用者が増加しました。なかでも、父親の利用、転入をされた未入園児がいる家庭の利用について特に増加がみられたことは、父親の育児参加、子育て家庭の孤立防止や育児不安の軽減等、効果的な事業実施につながっています。

また、三和・大江・夜久野の地域に根ざした子育て支援センター、市街地にあり民間保育園に併設されたあゆみ保育園、NPO が運営し子育てコンシェルジュを配置する「すくすくひろば」等、それぞれの強みを活かした子育て支援の提供ができています。

⑤ 一時預かり事業

・ 幼稚園児を対象とした一時預かり事業

単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	1 号	3,779	3,781	3,668	3,614
	2 号	2,276	2,277	2,209	2,176
	合計	6,055	6,058	5,877	5,790
確保方策	6,055	6,058	5,877	5,790	5,540
実績	6,832	6,899	7,816	8,202	

・ 保育園等での一時預かり事業

単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	1,524	1,561	1,585	1,626	1,630
確保方策	保育園	1,148	1,175	1,194	1,224
	ファミサポ	376	386	391	402
	合計	1,524	1,561	1,585	1,626
実績	1,490	2,011	1,602	1,970	

幼稚園での一時預かり事業は、教育時間終了後に在園児を園で預かる保育事業です。市内全幼稚園にて実施しています。

保育園等での一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情で一時的に家庭での保育が困難となった場合に利用されたり、育児疲れによる保護者の負担軽減のために利用されています。市内の認可保育園等8園にて実施しています。

幼稚園での一時預かり事業は、共働き世帯の増加によりニーズは増加傾向にあります。保育園等での一時預かり事業は、年度によって利用者が増減するものの、今後も一定数のニーズは見込まれるため、引き続きニーズに応じた体制整備に努めます。

⑥ 病児保育事業

単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	433	424	412	406	391
確保方策	14	424	412	406	391
実績	83	207	219	228	

平成27年9月の開始当初は、市内在住で生後6か月から小学3年生のみを利用対象としましたが、平成31年1月からは、市内在勤、在学の世帯も利用可能とする制度拡充を行いました。

また、平成30年12月には、市内2か所目となる病児保育所が開設され、利用者には選択肢も増え、利用しやすい環境が整い、年々利用者が増加しています。

⑦ 子育て援助活動支援事業（就学児ファミリー・サポート・センター事業）単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	137	134	133	131	130
確保方策	137	134	133	131	130
実績	50	234	117	181	

業務を社会福祉協議会に委託し、アドバイザーを1人配置して実施しています。援助会員による寄り添いを意識した支援は、利用者の満足度につながっています。

平成30年度末では、援助会員64人、依頼会員293人、両方会員47人と、依頼会員に比較して援助会員の割合が少ないです。現在は、依頼会員の希望に応じた対応ができていますが、今後は本事業のさらなる周知を図るとともに、相互の援助活動となるよう、事業の実施方法等について検討が必要です。

⑧ 利用者支援事業

単位（か所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
実績	1	2	2	3	

利用者支援事業「基本型」については、子ども政策室、地域子育て支援拠点「すくすくひろば」に各1名子育てコンシェルジュを配置し、行政・NPO法人が連携を図りながら事業展開を行っています。特に、子育て家庭の転入時からの子育てコンシェルジュとのつながりは、転入後より早期の施設・サービス利用につながっています。また、平成30年度新たに設置した「子育て総合相談窓口」に「子育て世代包括支援センター」機能を持たせた利用者支援事業（母子保健型）を開始し、さらに充実しました。

今後も、利用者が多様な教育・保育施設や事業の中から、自らのニーズにあったものを選択し円滑に利用できるよう、SNS等より有効な手段を活用しながら情報提供や相談支援を行っていく予定です。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	675	657	637	625	606
確保方策	675	657	637	625	606
実績	743	724	719	663	

平成27年度より、里帰り出産等で長期間市内に不在である方以外はほぼ全数訪問しており、また時期を変更して訪問するなどして、すべての家庭に訪問できるよう努めています。民生児童委員や主任児童委員からは、地域の子どもの出生状況が把握できるようになり、子育てを見守る環境が充実したとの声をいただいています。また、この事業をきっかけに、地域の子育てサロンの実施ができた地域もあります。

今後も、民生児童委員や主任児童委員と連携し、実施率100%をめざし取り組んでいきます。

⑩ 養育支援訪問事業

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	637	643	650	655	660
確保方策	637	643	650	655	660
実績	669	1,060	962	1,312	

精神的に不安定になりやすい産前産後の時期に、保健師や助産師による養育支援訪問を実施し、産後うつや虐待未然防止をめざした取り組みを、平成28年度より重点的に取り組んでいるため、実績は年々上昇傾向にあります。特に、若年妊婦、思いがけない妊娠、子育て家族の孤立、保護者に精神疾患の既往がある等の家庭については、継続的に養育支援訪問を実施することで、見守りや寄り添い支援を行うことができています。また、平成30年度には新たに、ヘルパー等を家庭に派遣し、育児家事援助を行う「養育支援訪問（育児家事援助事業）」を開始しました。

核家族化や出産前後の転入等により、子育ての支援者が身近にいない、地域から孤立しているといった家庭が増加傾向にあり、本事業のニーズはさらに高まることが予測されるため、今後も必要な家庭にタイムリーな対応ができるよう支援体制を充実する必要があります。

⑪ 妊産婦健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み （妊婦健診）	1,255	1,255	1,260	1,260	1,260
量の見込み （産婦健診）					700
確保方策	1,255	1,255	1,260	1,260	1,260
実 績 （妊婦健診）	1,139	1,123	1,116	1,035	
実 績 （産婦健診）				591	

大半の妊婦が妊娠初期から定期的に妊婦健診を受診しています。しかし、中には妊娠届出が非常に遅くなり、健診も妊娠20週以降にならないと受診できていないケースが毎年若干名あります。届出が遅れた理由をみると、虐待リスクが高い家庭に新たに妊娠が判明した、思いがけない妊娠、産むかどうか相談する相手がいなかったなどといった家庭がほとんどでした。このような家庭においては、医療機関と十分に連携を図り、助産師や保健師が家庭訪問等を実施し、妊婦健診の受診勧奨や健康管理に必要な保健指導等を行っています。

平成30年度には新たに産婦健康診査を導入し、産後うつ予防や新生児への虐待未然予防等を図るための取組を行っています。

今後も引き続き、医療機関等関係機関と十分な連携を図り、産前産後の支援の充実を図ります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



子どもが まんなか 未来へつなぐ たからもの

子どもは、宝です。子どもが一人の人格として尊重され、子ども同士や多様な世代、地域の人々とつながり関わっていく中で、自他ともに尊重し、支え合い、感謝する心を育み、安心して暮らせるまち福知山をつくります。

★計画の目標★

子育てについて感じる気持ち

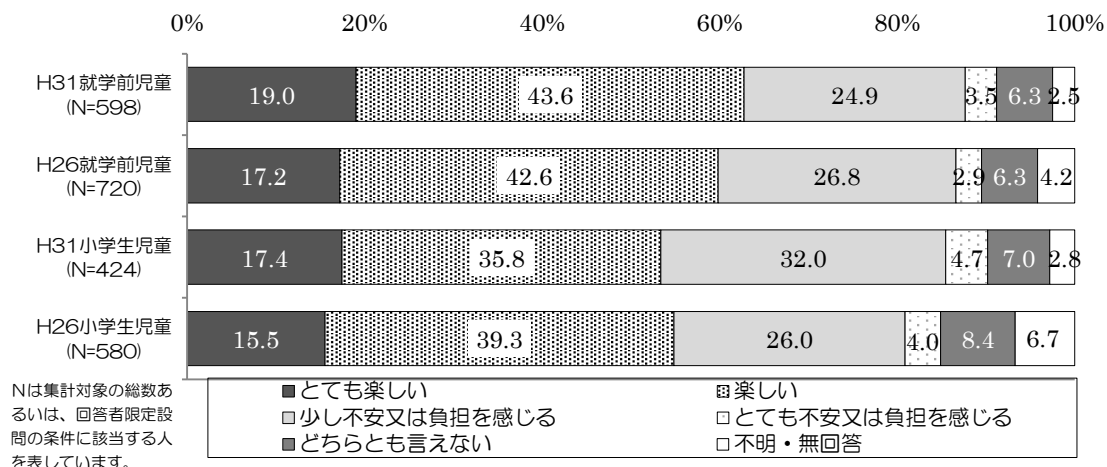
「とても楽しい」「楽しい」という人を増やします！！

本計画では、令和5年度に実施するアンケート調査の以下の項目を、計画の達成度を図る成果指標とします。

「とても楽しい」「楽しい」の回答割合

	<H26>	→	<H31>	→	<R6>
就学前の保護者	59.8%	→	62.6%	→	<u>70%</u>
小学生児童の保護者	54.8%	→	53.2%	→	<u>70%</u>

平成26年1月に実施したニーズ調査※では、「とても楽しい」または「楽しい」と回答した人は、就学前児童の保護者で59.8%、小学生児童の保護者で54.8%であったのが、平成31年2月実施のニーズ調査では、就学前児童の保護者で62.6%、小学生児童の保護者で53.2%でした。子育てを楽しんでいる人が全体では1.2%増加しています。



保護者の子育ての不安や負担を軽減し、「子育てが楽しい」、「子どもにここで育ってほしい」と思える福知山をめざし、施策を実施します。

2 計画の体系

【基本理念】

子どもが
まんなか
未来へつなぐ
たからもの

【基本目標】

1. 子どもの心豊かな育ちを支える環境づくりをすすめます！

【基本施策】

- (1) 幼児期の教育・保育の充実
- (2) 保幼小の連携強化
- (3) 教育と学習機会の充実
- (4) 子どもの放課後等の居場所づくりの充実
- (5) ひとり親家庭への支援

【基本目標】

2. 地域とのつながりで子どもを育むまちづくりをすすめます！

【基本施策】

- (1) 子育て交流活動の促進とネットワーク化
- (2) 地域の子育て力を高める取組
- (3) 子育ての情報提供・相談支援の充実

【基本目標】

3. 多様なライフスタイルの選択と健康づくりを支えます！

【基本施策】

- (1) 男女共同参画社会づくりの推進と職場環境の整備
- (2) 心身ともに健康な妊娠・出産・育児のための切れ目のない支援の充実

【基本目標】

4. 安心・安全な子育て環境をつくります！

【基本施策】

- (1) 切れ目のない母子保健対策の充実
- (2) 母子・小児医療の環境づくり
- (3) 障害等発達に支援が必要な子ども・家庭への支援
- (4) 要保護児童対策地域協議会の充実
- (5) 子どもの安全のための取り組みの充実
- (6) 子育てにやさしい環境づくり

【基本目標】

5. すべての子どもが将来の夢を実現できる社会をめざします！

【基本施策】

- (1) 情報集約と切れ目のない支援システム
- (2) 教育・学習支援の充実
- (3) 子どもと保護者の居場所づくり
- (4) 自立期における子どもや保護者の就労など自立支援
- (5) 生活安定と子どもの就・修学のための経済面への支援

3 計画の基本目標

基本目標1 子どもの心豊かな育ちを支える環境づくりをすすめます！

幼児期は子どもの成長にとって基礎となる重要な時期です。就学前における質の高い教育・保育を充実するとともに、小学校への円滑なつながりをめざし、保幼小の連携をさらに強化します。

また、子どもが心身ともにたくましく健やかに育つよう、本市の豊かな自然環境や歴史文化といった資源を活かし、市内の様々な機会や場において、のびのびと遊び、学ぶことのできる環境づくりを進めます。

さらに、すべての子どもの成長を支えるため、必要な家庭には社会的、経済的自立支援を行います。

基本目標2 地域とのつながりで子どもを育むまちづくりをすすめます！

すべての保護者が子どもとしっかりと向き合い、子育てを楽しむことができるよう、保護者同士が気軽に集まり、情報交換や交流ができる場づくりを進めます。

また、子どもとふれあう経験が少ないまま親になる人も多いことなどから、特に乳幼児期に母親が様々な不安や悩みを抱え込んでしまうことがあります。乳幼児期の子育て家庭をはじめ、ひとり親家庭や子育てが困難な家庭等、特に支援を必要とする家庭を様々な角度からサポートするため、地域住民や関係機関・関係団体との協働による見守り及び支援体制を強化します。近年、虐待や様々な事件・事故等により、子どもの安心・安全が脅かされている中、子どもが自由にのびのびと遊び、学ぶことのできるまちを実現するためには、地域住民の社会的親^{*}としての役割がますます重要となっています。

さらに、子どもの尊厳と幸せを第一に考えるまちづくりを全市的に推進するため、子どもの意見を尊重し、活かしていく仕組みを検討するとともに、子ども自身が活躍できるまちづくりをめざします。



^{*}社会的親：“よその子を自分の子どもとして”遊んだり、褒めたり、叱ることができる地域の大人のことをいいます。子育ての基本は家庭ですが、家庭での子育てが困難な場合もあります。たくさんの人が子どもや子育て家庭とつながりに関わりをもち、地域の子どもを自分の子どものように見守り、叱り、愛情を持って接することにより、子どもが心身ともに健やかに育つまちづくりをめざします。

基本目標3 多様なライフスタイルの選択と健康づくりを支えます！

子どもの健やかな成長と将来の選択の幅を広げるため、ドメスティックバイオレンス（DV）※・虐待防止の取り組みと固定的な性別役割分担意識※の解消、LGBT※の理解等の啓発に努めます。共働き家庭の増加とともに、その働き方も多様化している中、保護者が男女ともに協力し、楽しみながら子育てができるよう、まずは家庭内の男女共同参画を推進します。

また、男女ともに子育てと仕事を両立できるよう、関係機関・団体等と連携し、企業及び職場への各種制度の周知や研修を進めるとともに、子育て家庭への理解や協力の促進を図るための啓発をさらに進めます。

若年層からの心とからだの健康づくり支援をはじめ、子どもを望む人が生むことを選択しやすいよう妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実を図ります。

基本目標4 安心・安全な子育て環境をつくります！

子どもを望むすべての家庭が安心・安全に子どもを生み育てることができるよう、各種健診等、妊産婦や乳幼児に関する切れ目のない健康づくりを支援するとともに、母子・小児医療体制の充実をさらに図っていきます。

また、障害のある子どもが一人ひとりの発達や個性に応じて健やかに育つことができるよう、教育・保育を充実させるとともに、障害の有無に関わらず同年代の子どもや多様な世代とふれあい学び合うことのできる環境づくりを推進します。

さらに、児童虐待の未然防止と支援の必要な保護者に寄り添う取り組みを進めるとともに、子どもにとって安全な環境づくりと子育てしやすいまちをめざし、企業や地域と協働で、ハード、ソフトの両面から子育てにやさしい環境づくりを進めます。

基本目標5 すべての子どもが将来の夢を実現できる社会をめざします！

すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現をめざします。

そのためには、経済的要因をはじめとした様々な理由により貧困状態にある家庭を含め、すべての子育て家庭を対象に、個々の家庭の状況に応じた支援が届く仕組みづくりを進めます。

また、「子どもの健やかな成長」と「多様な学び」の環境整備を進めることによって、子ども達が必要な学力を習得し自立した個人として「生きる力」を育み、すべての子どもの自己実現が図られるよう努めていきます。

※ドメスティックバイオレンス（DV）：夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことです。殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども、DVに含まれます。

※固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中でつくられた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ、男らしさ」として身に付けられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識のことをいいます。

※LGBT：L・レズビアン（女性同性愛者）、G・ゲイ（男性同性愛者）、B・バイセクシュアル（両性愛者）、T・トランスジェンダー（身体や戸籍上の性別に対して違和感があり、それとは異なる性別として扱われたいと望む人）。

第4章 施策の内容

基本目標1 子どもの心豊かな育ちを支える環境づくりをすすめます！

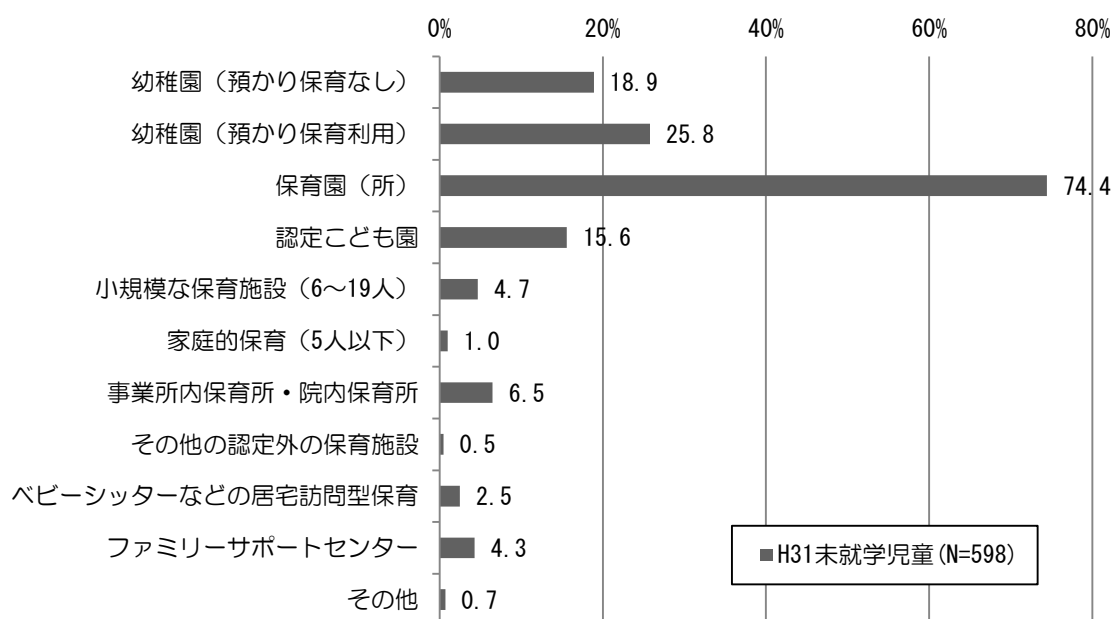
本市の現状と課題

- 一部の公立保育園・幼稚園では、市街地周辺部の人口減少等にもとない恒常的な定員割れの状態にあることや施設の老朽化などから、民営化も含めた公立保育園・幼稚園のあり方についての検討をすすめる必要があります。
- 幼稚園教諭や保育士への研修等や質の向上に努めている一方、その人材確保が大きな課題となっています。
- 放課後児童クラブは、対象を全学年に拡充しており、今後もニーズに応じた対応が必要です。
- ひとり親家庭は、経済的に困窮する等、複数の困難を抱える家庭もあることから就労支援等の丁寧な自立支援を推進する必要があります。

ニーズ調査結果から

- 平日の教育・保育として、定期的にご利用したいと考える幼稚園・保育園（所）等の事業については、「保育園（所）」が圧倒的に多くなっており、次いで預かり保育利用がある幼稚園が多くなっています。仕事をしながら育児ができる環境を求めるニーズが高いことがうかがえます。

■平日の教育・保育として、定期的にご利用したいと考える幼稚園・保育園（所）等の事業



当事者の意見

- ◇市内に小規模保育園や認定子ども園があったら良いと思う。
- ◇（保育園・幼稚園で）家庭ではできない、いろいろな経験をさせてもらって満足している。できるだけ近い地域で入りたい。
- ◇子どもが自然とのふれあい方がわからない様子。自然と触れ合えること、体をたくさん使って遊びながら考える力、体力を養うこと、怪我等経験して育つことも重要。
- ◇小さな地域単位で子どもたちと親が集まれる場所があると良い。
- ◇地域の人たち皆が「子育ては地域でするもの」という意識をもってもらえたら、親はもっと気持ちが明るくなり、子どもへ優しく接し子育てが楽しくなると思う。

関係団体、支援者等の声

- ◇放課後児童クラブでは、様々な子どもたちの利用が増えているので、ひとりのスタッフにかかる負担と人材確保が課題。
- ◇子育て世代と地域との繋がりは核家族化や転勤家庭の増加により希薄になってきていると感じる。
- ◇市の総合相談窓口は相談しやすくいい。
- ◇ある地域では多くのボランティアによる小学校や幼稚園の登下校の見守りがある。顔見知りになるとあいさつするなど、つながりができる。



施策の方向性

幼稚園・保育園においては、自己肯定感や協調性、自立心の育成など、乳幼児期の子どもの育ちを重視する全市的な体制づくりを進めるとともに、小学校への円滑なつながりに配慮した教育・保育が求められていることから、より一層の保幼小の連携強化を図ります。

また、共働き家庭等多様なニーズに対応できるよう、計画的な教育・保育の量と質の確保を図ります。

放課後児童クラブにおいては、人材確保とさらなる指導員の資質向上に努めます。

さらに、ひとり親家庭は、経済的要因だけではなく、様々な要因で負担を感じやすいことから、平成30年度から開設した子育て総合相談窓口の周知を図り、気軽に相談できる体制の継続と充実、地域とつながりをもてる環境づくりを進めます。

(1) 幼児期の教育・保育の充実

① 幼児期の教育・保育の量と質の確保

幼児期における質の高い教育・保育を提供するため、すべての幼稚園・保育園が参加できる研修体制を充実し、幼稚園教諭・保育士の専門性と資質の向上を図るとともに、待遇の改善等により働きやすい職場づくりを推進するなど幼稚園教諭・保育士の確保に努めます。

また、就労形態等の多様化にともなう保育ニーズに対応するため、夜間保育事業、延長保育事業、病児保育事業に引き続き取り組むとともに、小規模保育事業の充実や認定こども園化も含めた幼児教育・保育施設のあり方も検討します。

② 保護者の負担軽減

生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育・保育を世帯の収入を問わずすべての子どもが受けられるよう、令和元年10月より3歳児クラス以上の子どもの保育料無償化が国の制度として開始されました。2歳児クラス以下の子どもにおいても、住民税非課税世帯は保育料無償となり、保護者の経済的負担の軽減が図られています。

また、令和元年10月より新たに開始された認可外施設等の利用料の給付手続きにおいても、保護者の利便性をかんがみて実施体制を構築します。

③ 施設・設備の計画的な維持管理、更新

幼稚園・保育園において、良好な教育・保育環境を確保するため、計画的な維持管理、耐震化対策や更新を進めます。また、公立施設の長寿命化整備の検討とあわせ、効率的かつ効果的な施設整備に努めます。

④ 幼稚園PTAや保育園保護者会活動の促進

増加している共働き世帯の保護者が仕事と子育てとの両立を図りやすいよう、誰もが参加しやすく、親子の触れ合いを大切にし、より良い親子関係の形成に寄与するPTA活動や保護者会活動を促進します。

(2) 保幼小の連携強化

① 保幼小の連携強化

子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼児と児童との交流活動を充実するとともに、保育士と幼稚園教諭、小学校教諭との合同研修や情報交換など、さらなる保幼小の積極的な連携に努めます。

（３）教育と学習機会の充実

①人権教育の充実

すべての子どもたちがその成長過程で確かな人権感覚を身に付け、あらゆる差別に気づき行動する力を養うため、子どもたちが主体的に参加できる平和学習などの人材育成事業を実施します。

また、子どもたちの自己肯定感を高め、自他ともに尊重できる意識づくりに向け、人権講座、視察研修などにより指導者の養成を行い、今後も市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

②郷土愛の育成及び社会観、仕事観の育成

郷土愛を育むことは、定住志向が高まり、福知山で子育てをしたいと思う次世代の育成にもつながります。地域生活の中で様々な体験や地域の歴史・伝統を学ぶ機会を通して、郷土の文化や伝統を尊重する態度の育成や地域の魅力を学べる機会を創出しています。

今後も市内の歴史・伝統等の地域資源を活用するとともに、地域住民が地域資源の素晴らしさを知り、掘り起こすことのできる活動に取り組みます。

また、幼児期から地域社会とのつながりを深め、社会観や仕事観の育成にも取り組み、働きやすく、子育てしやすいまちづくりを教育の観点から啓発します。

③保育・学校給食等を通した食育※の推進

乳幼児期から発達段階に応じた食育事業の充実を図るとともに、その重要性についても適切な情報提供を行い、子どもと家族の健康保持増進を図っていきます。

保育園では、食育計画に基づき、献立の工夫や食育の啓発活動を実施していきます。

また、保育園ごとに地域の特性を活かし、地域と密着した食育活動を展開していきます。

幼稚園及び小・中学校では、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校教育に位置付け指導を推進します。

④自然体験学習の充実

本市の豊かな自然環境を活かした様々な体験を通し、子どもが自然とのふれあいを学び、生命や自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うため、学校や地域、関係団体等との協働により、自然の中で遊ぶ場や体験学習の場の充実を図ります。

また、子どもが安心・安全に自然の中で遊ぶことができるよう、子どもの遊びや体験を見守り、サポートする人材育成に努めます。

※食育：様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を育てることをいいます。

(４) 子どもの放課後等の居場所づくりの充実

①放課後児童クラブ等の充実

就労により保護者が放課後家庭に不在の子どもを対象に、放課後の安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブの充実を図ります。平成28年度から全クラブで対象学年を小学6年生までに拡充しており、今後もより幅広いニーズに対応できる環境整備を図るとともにさらなる指導員の資質向上と適切な配置に努めます。

(５) ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の母親、父親の抱える悩みや困りごとの相談窓口として、母子・父子自立支援員による相談機能を充実し、制度の周知を図ります。また、ハローワークやひとり親家庭自立支援センターと連携し、就労支援を行います。

ひとり親家庭の保護者が孤立することがないように、母子会、父子会の行事を通して、ひとり親のネットワークの構築を支援します。

児童扶養手当、福祉医療（ひとり親医療）費、就職に有利な資格取得のための高等技能訓練促進給付金の支給など、ひとり親家庭の自立支援と経済的支援を行います。

基本目標２ 地域とのつながりで子どもを育むまちづくりをすすめます！

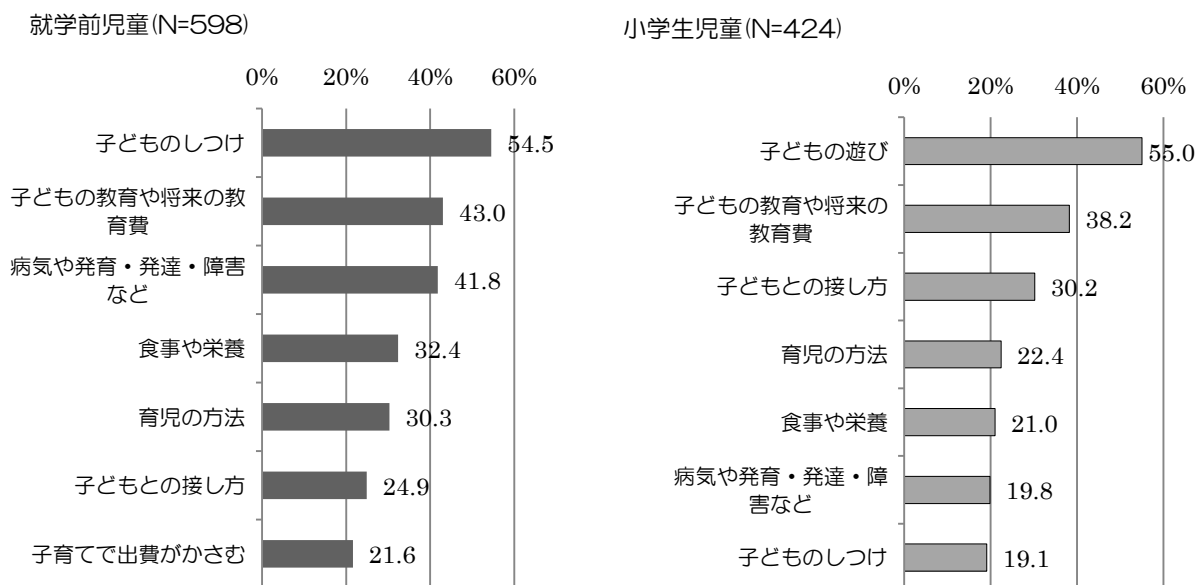
本市の現状と課題

- 平成２２年度に子育て支援センターを新たに設置したほか、平成２８年度には地域子育て支援拠点施設「すくすくひろば」を開設するなど、ＮＰＯ法人や市民との協働により親子の交流の場づくりに取り組んできました。地域子育て支援拠点事業の利用者は年々増加しておりニーズの高さが伺えるため、今後も誰もが安全に安心して利用できるよう環境整備に努めるとともに、利用者のニーズに応じた実施方法になるよう検討していくことが必要です。
- 「子育て総合相談窓口」等において育児相談をはじめとする様々な相談に対応し、必要に応じて関係機関との連携のもと解決にあたっていますが、相談内容は複雑多様化しています。
- 国では、虐待を受けていた子どもなど何らかの事情で家庭での養育が困難となったり、家庭環境上養護を必要とする児童の増加等を踏まえ、里親制度[※]等の社会的養護を推進しています。本市でも里親制度への理解を深めるため、制度周知や啓発を行う必要があります。

ニーズ調査結果から

- ３割程度の保護者が、子育てについて少なからず不安・負担を感じています。
- 保護者の不安や悩みは、子どものしつけや教育、健康など多岐にわたり、子どもの年齢等によっても様々です。

■保護者が子育てをする上で日ごろ悩んでいることや不安に感じること (１５％以上回答があった項目のみ掲載)



[※]里親制度：何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子ども等に温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度です。

当事者の意見

- ◇子どもが少なくなっていることで、地域での集まりや声かけも少なくなり孤立しやすい。
- ◇下校時にボランティアさんが見守りしてくれるので安心だ。
- ◇買物に行くときよく声をかけてもらおう。声をかけてもらえると嬉しい。「私も子どもが小さい時はこんな感じだったよ。」と言ってもらえると、不安が軽くなる。
- ◇地域で孤立しないように、何らかのコミュニティに参加する機会を設けると良いのではないか。
- ◇一部の地域では世代交流できるサロンが行われている。このような場が増えるとよいと思う。

関係団体・支援者の意見

- ◇核家族化、転勤族が多いため、地域社会とのつながりが薄く孤立しがちになる。
- ◇障害児教育として、小集団で触れ合える座談会、小・中学生時に触れ合う体験等が必要ではないか。
- ◇地域の中で比較的見守りなどができている。登下校時間帯になると散歩に出る人や、何気なく外出する大人が増えている。（ながら見守り）
- ◇最近、【防災】という取組で、地域の見守りや安否確認のために顔見知りをつくろうという声が挙がっている。これを機会につながりが見直されて、良い方向に向いていけばと思う。
- ◇赤ちゃん訪問は、支援者側もやる気をもらえる良い事業だと思う。

施策の方向性

子育て世代は仕事や育児等が忙しく、地域とのつながりをもちにくい一方で、地域とつながり、子どもを育てることを望む意見が多く見られます。核家族化が進み、周囲との関わりがもちにくい家庭が増えている中、子育てへの不安や負担を抱え込む人を支援するため、「子育て総合相談窓口」の周知を進め、ワンストップで支援できる体制を進めます。

また、地域とのつながりをもつことができる行事・活動の情報発信や、地域のネットワークづくりの構築を図り、子育て世代を孤立させない子育て環境づくりに取り組みます。

(1) 子育て交流活動の促進とネットワーク化

①子育て家庭の気軽な集いと交流の場の充実

すべての保護者が心にゆとりをもち、子育てを楽しみながら子どもと向き合うことができるよう、子育て家庭が気軽に集まりやすい環境づくりについて、地域や関係団体等との協働により進めます。

特に、子育てに孤立や不安を感じている保護者が気軽に集まりやすい場づくりを充実させます。また、気がかりな保護者への声かけ体制を強化できるよう、地域や関係団体等との協働により検討していきます。

②地域子育て支援拠点の充実

未就園の乳幼児とその保護者をはじめ、妊婦やそのパートナーなどを対象とした地域子育て支援拠点の充実を図ります。

子育て支援センターや地域子育て支援ひろば、おひさまひろばでは、子育ての負担感を軽減できるよう、保護者同士の交流や子育て相談を実施するほか、地域子育て支援拠点の周知に努めます。

また、増加するニーズに対応するため、NPO法人との協働による地域子育て支援拠点のさらなる充実に努めます。

さらに、地域子育て支援拠点を利用しにくい子育て家庭に対して、訪問型の活動を取り入れるなどの取組を進めます。

③サークル活動の支援とネットワーク化の促進

市内の子育てサークル等に対し、子育てに関する情報提供や活動の広報などの支援を行います。

また、子育て情報誌でサークル活動やボランティア団体の紹介を行うなど活動周知に努めるとともに、学習会や研修会の開催など、サークル間のネットワーク化を図ります。

④園庭開放の充実

身近な地域で安心して親子で交流したり遊んだりできる場を確保するため、市内の幼稚園・保育園における園庭開放について、実施園の拡充や地域の高齢者等のボランティアとの連携を検討するなど、園庭開放の充実を図ります。

⑤児童館による取り組みの充実

子どもの地域拠点である児童館において、異文化交流、世代間交流事業に取り組み、子どもの育成や交流の場として充実していきます。また、子どもを取り巻く環境の複雑化によるいじめ問題など様々な人権侵害から子どもたちを守るため、子どもの人権意識を育む取り組みを進めるとともに、児童館職員の人権感覚と指導力、実践力を身に付けるために資質向上に取り組みます。

さらに、保護者の子育ての悩みや不安を解消するため乳幼児教室を実施するほか、保護者が主体的に集まり、交流する場の提供や、地域に根ざした啓発など、子育て支援のさらなる充実を図ります。

⑥ 公民館ほか地域集会施設などの利用の促進

家庭教育力の向上を支援するため、公民館や地域集会施設などにおいて親子での体験の場や世代間交流の場を提供します。今後も、自然科学協力員や公民館の登録団体との連携のもと、親子で参加できる様々な体験活動の充実を図ります。

(2) 地域の子育て力を高める取り組み

① 子どもの主体的な活動・参画の促進

子ども自身がまちづくりの担い手として活躍するとともに、様々な大人との関わりを通して多面的な学びを得られるよう、学校や地域、関係団体などとの協働により、地域の様々な活動に主体的に参加することのできる機会づくりや情報提供を進めます。

また、様々な分野において、子どもの意見を積極的に取り入れ、実行につなげられるよう、子どもの参画のための仕組みづくりについて検討します。

② 地域における人材育成

地域社会全体で子育てを推進するため、中高生や子育て世代、高齢者世代まで幅広い世代を対象に広報やホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）※、等様々な媒体を通じた情報発信を強化し、本市の子どもや子育てへの関心を高め、子どもを地域で育む環境づくりをさらに推進します。

また、今後も市社会福祉協議会と連携し、保育ボランティア登録者の増加を図るため募集及び啓発を行います。

さらに、定年退職者の社会参加を促すことによって地域活動の促進と指導者の発掘、地域の生活文化の伝承指導者の確保を目的に人材活用を図ります。

③ 里親制度の啓発

里親委託の推進については、平成27年度から「都道府県推進計画」が策定され、京都府においても里親委託の推進、里親の養育支援に向けた施策が進められています。子どもが生まれ育った地域で生活を送り、心理的ケアも含めた総合的な支援を受けるため、本市でも京都府と協働で定期的に「里親相談会」を開催するなど周知・啓発を図ります。

※SNS（ソーシャルネットワークサービス）：登録したユーザー同士が、メッセージや写真、動画等などにより、相互にコミュニケーションをとることが可能なサービスのことをいいます。

④子ども会活動の促進

地域の子どもたちが遊びや学びを通して異年齢交流の中で健全な仲間づくり、心身の成長・発達を支えるため、子どもたちが楽しむことができる自由参加のイベントを実施するとともに、地域指導者やリーダーの育成、子ども会相互の連携強化により、それぞれの地域における子ども会活動の活性化を図ります。

⑤青少年健全育成の推進

青少年が心身ともに健やかに育つことができるよう、各地区の積極的な運動の展開により市民総ぐるみの育成活動を進め、青少年に様々な体験活動を提供するとともに、集団生活や社会参加を通し、豊かな心と自立心を育みます。

⑥PTA活動の促進

学校 PTA 活動を推進するとともに、公民館や関係団体と連携した取組により、地域全体の教育力の向上と子どもを通した保護者同士のつながりづくりを推進します。

⑦「心の教育」実践活動の推進

次世代を担う子どもたちが心豊かに育ち、はつらつとした人生が送れるよう家庭・学校・地域が連携し、それぞれの役割を果たし、「心の教育実践活動」を推進します。「家族だんらんの日」やこだま教育掲示板等による教育・啓発を推進します。

また、子どもと地域住民がボランティア活動やものづくり活動、交流体験活動などを共に行うなどにより、地域公民館等を中心に地域ぐるみで子どもを育てるという連帯感を高めます。

(3) 子育ての情報提供・相談支援の充実

① 子育てに関する窓口の充実

平成30年度市に新設された「子ども政策室」には、「子育て総合相談窓口」を設置し「子育て世代包括支援センター機能」※をもたせることで、妊娠期から出産、そして0歳から自立期（おおむね18歳）までの子どもと保護者への切れ目ない細やかな相談支援が行えるよう体制を整えました。窓口では、子育てに関する各種手続きから相談まで、ワンストップで行えるだけでなく、複雑多様化する子育て相談に対応できるよう多様な分野の専門職を配置し、関係機関と連携を図りつつ、個別課題に応じた支援策を講じ伴走型で支援しています。

また、令和元年9月には無料通信アプリ「LINE」を使った子育て相談を開始し、窓口や電話で直接相談しにくい方にもより気軽に相談できる体制を整えました。

教育相談室においては、臨床心理士等との連携のもといじめや不登校など教育に関する様々な相談に対応しています。

今後も、相談員のさらなる資質向上を図り、保護者が安心して相談できる体制づくりを推進するとともに、相談窓口の周知に努めます。

② 様々な媒体を通した子育て情報提供の充実

子どもや子育て家庭が市内の資源を活用するとともに必要な支援を受けることができるよう、庁内及び関係機関と情報共有を図り、市の子育てホームページやSNS、子育て情報誌、子育てバリアフリーマップ等様々な媒体を活用し、総合的な子育て情報提供の充実を図ります。

③ 市民による情報共有・情報発信の支援

子育て支援に取り組むボランティア団体やNPO、子育てサークル等、市民の主体的な活動に関する情報共有・情報発信を活性化するため、SNS等の活用支援や窓口における各種団体の情報提供等を行います。

④ 社会福祉協議会等、関係機関との連携強化

市社会福祉協議会が実施する保育ボランティアやファミリー・サポート・センター等との連携体制を構築し、周知を進めるとともに地域の実情に応じた子育て支援に努めます。

また、子育てに関する施策や地域活動等の情報を集約し、誰もが等しく子育て情報を得られる仕組みをつくります。

※子育て世代包括支援センター機能：母子保健法に基づき市町村が設置するもので保健師等の専門スタッフが妊娠、出産、子育てに関する様々な相談に対応し必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療、福祉の関係機関との連絡調整を行うなど妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供しています。

基本目標 3 多様なライフスタイルの選択と健康づくりを支えます！

本市の現状と課題

○ドメスティックバイオレンス（DV）の防止や固定的な性別役割分担意識の解消をテーマにした啓発や女性の就労支援等、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていますが、DV の相談件数は増加しています。子どもの前で夫婦間暴力等が行われること（面前 DV）は子どもへの心理的虐待と言われ、その後の成長に大きな影響を及ぼします。

○審議会等の女性委員の比率が約 2 割と依然として低い状況です。

○20～40 歳代前半の女性の労働力率は、平成 22 年度に比較し 25 歳以降で労働力率は増加していますが、出産・育児の時期にあたる 30 歳前後に離職率が増加傾向であり、仕事と出産・育児の両立ができる環境整備が求められています。

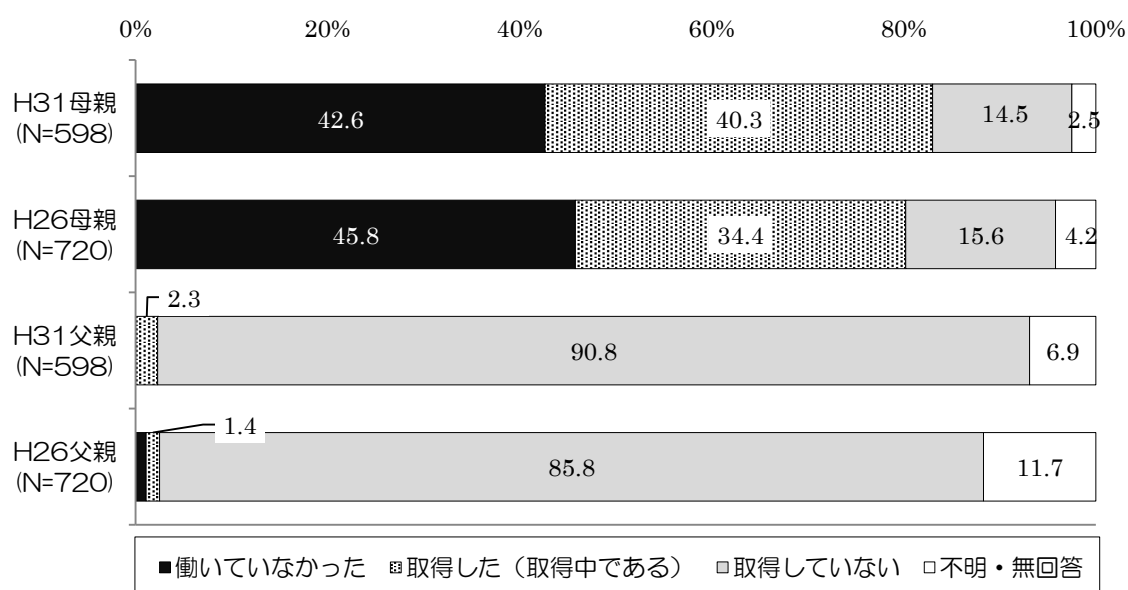
○パパママ学級については、パートナーとの参加率が年々増加しています。今後は、さらに男性の参加率を高めるため、他の事業との連携等を検討する必要があります。

ニーズ調査結果から

○育児休業取得状況については、母親が 40.3%、父親が 2.3%であり、どちらも平成 26 年度調査結果と比較すると増加しています。

父親の育児休業取得率が増加していることから、父親の子育てに対する意識の向上がうかがえます。

■子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況



当事者の意見

- ◇子どもが病気でどうしても仕事を休めない時、病児保育はあるけどなかなか利用するのが難しい。もう少し仕事と両立できる社会になってほしい。
- ◇母親がフルタイムで働いていると、「子どもがかわいそう。」「家のことがおろそかになっている。」と言われる。そう思われながら働いていることの罪悪感がある。
- ◇父親として子どもと一緒に過ごす時間がもちにくく、ゆったりと子育てに関わりたいが、十分関われていない現状に悲しくなることもある。
- ◇働きながら子育てをする中、学校のこと地域のこと親の介護のこととも考えなくてはならない。一人ひとりに合った支援、気軽に相談できる場所がほしい。
- ◇共働き、フルタイムで働いているので、諸手当は経済的に助かっている。
産休、育休中の手当がなければ、子どもを産める状態ではなかったと思う。
子どもを育てるにはお金がとてかかる。また、働くために預ける場所が必要。
保育料の無償化は本当にありがたい。

支援者の意見

- ◇保護者は仕事、子どもは習い事等で忙しく、親子や家庭で育ちあう時間が少なくなっているのではないか。

施策の方向性

子どもの健やかな育ちのため、DV・虐待防止の取組を進めます。

また、母親と父親が互いに理解・尊重し合い、協力しながら子育てできる環境づくりや、職場の理解と固定的な性別役割分担意識の解消についての啓発を進めます。

母親が安心して働くことができる職場環境づくり、父親の積極的な子育て参画を進めるため、就職・再就職の実現に向けた市内の企業と連携した就労促進の取り組み、長時間労働の見直しや育児休業の取得促進のための啓発を行います。

また、教育・保育事業、病児保育や放課後児童クラブ等のさらなる充実を図ります。

(1) 男女共同参画社会づくりの推進と職場環境の整備

①男女共同参画社会実現に向けての施策の充実

子どもが健やかに成長するためには、家庭や地域の中で認められ、自尊感情が育まれることが大切です。しかし、DVがある家庭では、子どもが常に不安を感じて過ごすため、自己肯定感が低下することが多くあります。子どもの健やかな成長を保障するため、DVの未然防止の啓発を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

また、子どもが性別にとらわれず自由に進路選択を行うためには、固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。セミナーの開催やパンフレットやチラシでの啓発等、様々な機会を通し男女共同参画社会の実現に向けた啓発を推進します。

さらに、自身の性別に違和感を覚えたり、自分自身のありように悩んだりする子どもの中には、学校生活を送る中で周囲からなかなか理解されず一人で抱え込むことがあります。本市においても市民への啓発をはじめ、教職員の理解をより深めるための研修、学校においては個別の対応や相談を行う等すべての子どもたちがあるのままの自分で安心して過ごせるような環境づくりを推進します。

②ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)*の推進と育児休業の取得促進

母親、父親がともに多様な生き方が選択でき、育児や社会参画を行うためには、ワーク・ライフ・バランスを推進し、長時間労働を見直すとともに、男女ともに育児休業や年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを進める必要があります。そのため、事業所調査等により実態把握に努め、事業所への周知・啓発を行います。

また、子育てを行う従業員が働きやすい雇用環境を整備する事業所に対する府や国の助成金等の情報提供を行います。

③母親の就労・再就労のための支援

母親が子育てをしながら就労するためには、固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、出産や育児でいったん仕事を辞めた母親が就労・再就労できるよう、スキルアップに向けた支援が必要です。

また、働きたい人の求職活動を支える視点からも、保育の量と質の確保や一時預かり事業、放課後児童クラブ、病児保育事業などの充実を図ります。

*ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)：仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

(2) 心身ともに健康な妊娠・出産・育児のための切れ目のない支援の充実

①父親の子育て参画機会の工夫・創出

父親が子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、家事や育児等の家庭生活への関心と理解を深め、親としての自覚を促す啓発事業を実施します。また、「パパママ学級」等、妊娠期から子育てに関心がもてる講座や学習機会の充実を図ります。さらに、子育て支援センター等での父親向けの事業の開催について検討し、父親の子育て参画の推進を図ります。

②心とからだの健康づくり支援

学校教育との連携のもと、性教育やデートDV^{*}防止教育等意識啓発を推進し、若者が自分の身体のことを理解し、パートナーと対等な関係を育むことができるよう努めます。

また、女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態であるためにリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{*}の観点から、妊娠・出産に関して女性の自由な選択が保障されるよう啓発することも必要です。

さらに、産前産後の心とからだの健康づくりのため、母子健康手帳の交付や妊娠の早期届出、妊産婦健康診査の受診の大切さ等について様々な機会を通して幅広く啓発を行います。

③不妊治療費等助成事業の実施

子どもを望む人が産むことを選択しやすいよう、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費を助成します。今後、不妊で悩んでいる人がより気軽に相談・治療を受けられるよう、助成事業だけでなく相談窓口についても周知・啓発を図ります。

^{*}デートDV：恋人など親密なパートナー間での暴力のことをいいます。

^{*}リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：女性の人権の重要な一つとして認識されており、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通しての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

基本目標 4 安心・安全な子育て環境をつくります！

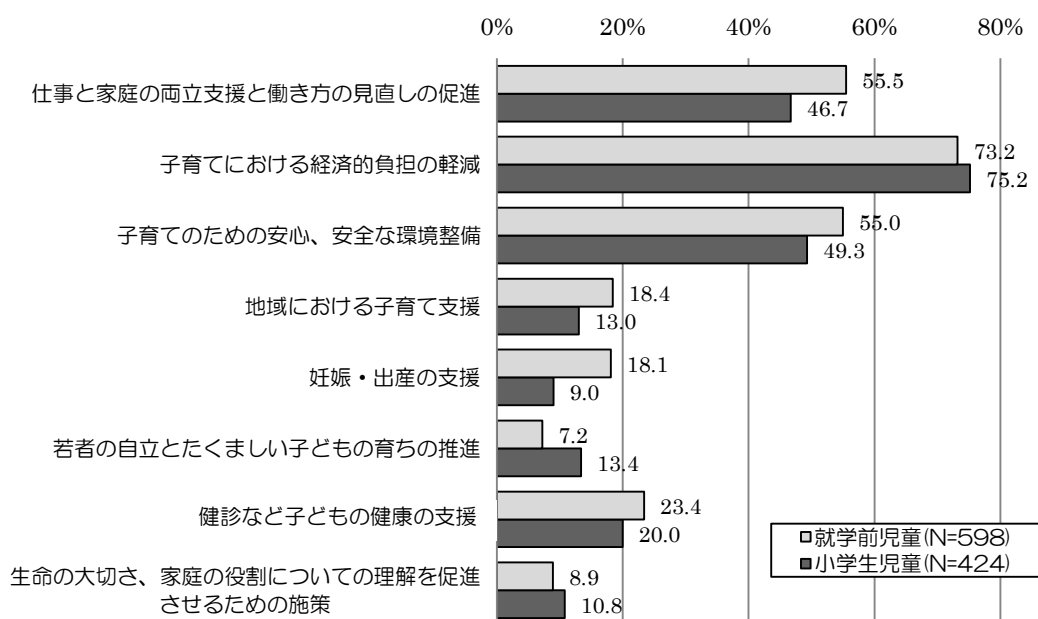
本市の現状と課題

- 各種乳幼児健診等を実施するとともに、関係機関と連携して発達相談や予防接種等の母子保健や医療体制の充実を図っています。
- 4歳児クラス健診や就学前スクリーニング、思春期スクリーニングを実施し、発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期支援体制の充実と、保・幼→小→中学校へのスムーズなつなぎを図っています。
- 公共施設や道路環境等において、子育てバリアフリー・ユニバーサルデザイン※に配慮した環境整備を進めています。
- 要保護児童対策地域協議会において児童虐待防止の啓発等を行っており、通告の受理件数は増加傾向にあります。さらなる市民の虐待未然防止への意識向上・取組を推進していきます。

ニーズ調査結果から

- 遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない。」「遊具などの種類が充実していない。」と回答した人が多くなっています。
- 子どもと外出する際に困ること・困ったことについては、「買い物中等に子どもを遊ばせる場所がない。」「オムツ替えや親子での利用に便利なトイレがない。」が多くなっています。
- 望ましい子育て支援施策については、「子育てにおける経済的負担の軽減」「子育てのための安心、安全な環境整備」等が多くなっています。

■望ましい子育て施策



※ユニバーサルデザイン：まちづくりや商品のデザインなどに関し、障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、誰もが利用しやすいデザインを取り入れる考え。

当事者の意見

- ◇すくすくひろばや児童館を利用している。安心して遊ぶことができる。
- ◇自然が多く、散歩するところや公園が充実している。
- ◇ベビーカーでは歩きにくい歩道がある。歩道を整備してほしい。
- ◇新生児訪問で相談したいことが聞けて良かった。
- ◇療育施設で保護者同士の交流会が定期的にあり、悩みの共有や相談などができている。
- ◇障害者手帳交付まではいかないうちの子どもについての理解が進むと良い。

関係団体・支援者の意見

- ◇障害のある子どもを持つ保護者同士の交流は大切であり、学童期にも交流会をもつことで、不安の軽減や気持ちを打ち明ける場となっている。
- ◇スクリーニングが幼児期と思春期にあり、早期発見・早期支援につながっていると思う。移行支援シートもより一層活用してもらいたい。
- ◇配慮が必要な子どもや、医療的ケアや重度障害のある子どもの受け入れ先が限られている。



施策の方向性

妊娠婦や乳幼児に関する切れ目のない母子保健事業や医療体制の充実及び、誰もが利用しやすい「子育て総合相談窓口」の充実を図ります。

障害のある子どもやその親への支援のほか、障害のある子どもの親同士が交流し、相談し合う場づくりを推進するとともに、障害への理解を促進するための啓発活動を行います。

また、児童虐待から子どもを守るため虐待の未然防止に努め、平成30年度に立ち上げた「子ども家庭総合支援拠点」において、関係機関と連携し支援体制を充実させます。

子どもにとって安全な環境づくりと子育てしやすいまちをめざして、ハード、ソフトの両面から子育てにやさしい環境づくりを進めます。そのために、事業所や地域と協働で取組を進めます。

(1) 切れ目のない母子保健対策の充実

① 妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査助成制度の実施

健やかな出産を支援するため、妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査受診対象者について公費負担制度を実施します。中でもリスク管理が極めて重要な多胎妊娠の場合は、妊婦健診回数を追加して実施します。また、経済的理由により入院出産が困難な場合、出産にかかる費用助成を実施します。

② 妊産婦・乳幼児訪問指導の充実

母子健康手帳交付時をはじめ、新生児出生通知書や出生連絡票の提出時に妊産婦・新生児訪問の案内を行い、妊産婦や出生児の早期把握による訪問指導を推進します。また、母子健康手帳交付時にハイリスク妊婦^{*}に対し積極的に訪問指導を受けることを勧め、産後の継続支援につなげます。今後、医療機関との連携を図り、未熟児や多胎児等養育支援の必要な家庭の早期把握・継続支援を図ります。

③ 乳幼児健康診査の推進

各種乳幼児健康診査を継続的に実施するとともに、健診時の発達・育児に関する相談支援、病気や虐待等の早期発見等に努めます。

また、未受診者の一部には虐待が疑われるケースもあることから、引き続き受診勧奨を行うとともに、他機関と連携を図り、未受診者の状況把握・支援に努めます。

④ 乳児栄養食品支給事業の実施

経済的に困窮している世帯の乳児を対象に申請により粉乳を支給します。対象者が確実に申請できるよう様々な機会を通して事業の周知を図ります。

⑤ 乳幼児健康相談の実施

健康相談及び公認心理師による発達相談を行うとともに、幼稚園・保育園・認定子ども園において健康相談を実施します。発達相談員や市立福知山市民病院の公認心理師とケース検討会議を行うなど、さらなる連携強化を図ります。

また、令和元年9月からは無料通信アプリ「LINE」を使った子育て相談を開始し、より気軽に、窓口や電話で直接相談しにくい方にも相談体制を整え、子育て支援を行います。

⑥ 予防接種の実施

予防接種法に基づき、定期予防接種を実施します。今後も医療機関や保健所、学校・幼稚園・保育園・認定こども園等の関係機関と連携のもと接種勧奨に努めるとともに、市ホームページやSNS等を活用し、市民への周知を図ります。

^{*}ハイリスク妊婦：母児のいずれかまたは両者の重大な予後が予想されるような妊娠をしている妊婦。

⑦乳幼児の食育の推進

乳幼児の食育事業として、母子保健事業（乳幼児健康診査、離乳食教室等）、食育教室や栄養相談を実施します。また、乳幼児の食育推進にあわせ、保護者に対して食の大切さや健康づくりの関心が高まるよう、野菜を使ったレシピの掲示・配布、各種健診や相談事業等、様々な機会を通しての食の啓発を図ります。

⑧子育てを支援する健康教室の充実

妊婦とそのパートナーを対象に、出産や子育てを支援するための「パパママ学級」を実施します。男性の参加率向上を図るため、共働き家庭等が参加しやすい土曜日にも開催します。また、多胎児を育児する保護者を支援するため、当事者の交流会を開催します。

（２）母子・小児医療の環境づくり

①地域医療体制の充実

ふくちやま医療・介護・福祉総合ビジョン検討委員会報告書に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が住み慣れた地域で安心・安全に住み続けていけるよう、総合的な地域包括ケアの実現、医師確保を含む医療提供体制の安定を図ります。

②地域医療及び救急体制の普及啓発

市ホームページ等を通し、本市の小児科を掲げる病院・医院及び救急体制一覧等を掲載し、普及啓発を行います。

③子どもの医療費の支給

健やかに子どもを生み育てる環境をつくり、子どもの健康の保持・増進を図るため、病気やケガなどで医療機関にかかった場合の医療費の一部又は全額を支給し、未熟児については、入院養育費を助成します。

(3) 障害等発達に支援が必要な子ども・家庭への支援

①障害等発達に支援が必要な子どもを養育する家庭への相談体制の充実

障害のある子どもを養育する家庭への相談体制を充実させます。乳幼児期においては、療育を必要とする子どもの早期把握・早期支援により、円滑に療育が受けられる相談支援体制の充実を図ります。

また、発達に関して支援が必要な子ども一人ひとりに適切な支援を行うため、発達相談・教育相談や、福知山市教育支援委員会の就学指導の充実を図ります。

さらに、公認心理師や臨床発達心理士等の専門職の確保や、教育支援委員会の相談員の資質向上と発達支援に係る教育相談の充実を図ります。

②障害児通所支援等サービスの充実

障害のある子どもを養育する家庭の負担軽減のため、障害児通所支援^{*}の充実を図ります。

子どもの送迎等、障害のある子どもを療育する家庭のニーズに対応できるよう、NPOやボランティア団体等とのサービスの協働開発も含めて、提供体制の確保に努めます。

③発達に支援が必要な子どもへの一貫した支援の充実

「のびのび福知っ子就学前発達支援事業^{*}」において、保健・医療・福祉・教育の連携のもと、発達障害など何らかの支援が必要な幼児の早期発見・早期支援・円滑な就学に向けての移行支援に取り組みます。

学童期においては、SST（ソーシャルスキルトレーニング）^{*}等の支援を充実させます。

また、「思春期スクリーニング」を行い、思春期を中心に顕在化する発達障害や子どものもつ不安感の早期発見、不登校などの二次障害防止に努めます。

さらに、支援連携ツールを活用し、保健・医療・福祉・教育が連携しながら子どもと保護者を支え、義務教育終了後も一貫した支援を行えるよう取り組むとともに、様々な関係機関及び事業所等と連携を強化し、相談・支援体制の確保に努めます。

^{*}障害児通所支援：障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもに、療育を提供するサービスです。未就学児を対象にした「児童発達支援」や就学児を対象にした「放課後等デイサービス」があります。

^{*}のびのび福知っ子就学前発達支援事業：子どもたちが自己肯定感をもって学校生活を送るために、就学までの時期にもてる力を伸ばすことを支援することが目的です。事業の内容は、1つ目は4歳児を対象とした4歳児クラス健診、2つ目は5歳児を対象とした就学前スクリーニング、3つ目は就学前サポート、4つ目は発達障害に関する講演会・研修会の実施です。

^{*}SST（ソーシャルスキルトレーニング）：対人場面において、相手に適切に反応するために用いられる言語的・非言語的な対人行動のことで、その対人行動を習得する練習のことをいいます。

④医療的ケアが必要な児童の支援体制の構築

障害のある児童の医療的ニーズに対応するため、圏域内（福知山市、舞鶴市、綾部市）において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をそれぞれ1か所以上確保するように努めます。

また、医療的ケア児に対して適切な支援が行えるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等による協議の場を設置するとともに、医療的ケア児コーディネーターを配置します。

⑤子どもの学校生活への支援

すべての小中学校で特別支援教育を基盤にした教育活動を推進するとともに、小中学校の特別支援学級において、障害のある児童・生徒の個々の障害に応じた指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を計画的・組織的に行います。また、通級指導教室においても、発達障害等一人ひとりの特性に応じた適切な指導・支援を行います。

学校生活においては、支援が必要な児童・生徒をサポートするため、指導補助員を配置します。

また、聴覚に障害があり、府立聾学校舞鶴分校へ自力で通学が困難な児童の通学を支援します。

学校だけでなく、家庭や医療機関、福祉施設など関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した教育支援計画を作成し、長期的な視点に立って一貫した支援を行うことができるよう努めます。

⑥障害への理解の促進

様々な障害への市民の理解を深めるため、「あいサポート研修」を展開するなど広く啓発を行います。特に高次脳機能障害、知的障害、発達障害や難病患者などまだ理解が十分でない障害について、教職員や指導者だけでなく、広く市民の理解を深めるため、研修会・講演会の開催やパンフレットの作成など啓発を行い、障害のある子どもが社会的障壁を感じることはない環境づくりに努めます。

⑦障害のある子どもの社会参画の促進

障害のある子どもと障害のない子どもが交流を通して多様性を認め合い、ともに育ち合うことができるよう、市や地域、関係団体が主催するイベントや行事において、会場のバリアフリー化や企画内容の工夫等により、障害の有無に関わらず参加できる機会を充実します。

また、そのためにもイベントの実行委員会に子どもの参画を促すなど、障害の有無に関わらず子どもが主体的に参画できる場づくりを進めます。

(4) 要保護児童対策地域協議会の充実

①「子ども家庭総合支援拠点」の機能強化

児童虐待に限らず、支援が必要な子どもや家庭に対する支援体制を充実させるため、平成30年度に、子ども政策室で「子ども家庭総合支援拠点」を設置しました。この支援拠点は「要保護児童対策調整機関」の機能を持ち、「要保護児童対策地域協議会」の適切な運営を行うとともに、児童相談所や福祉、保健、医療、教育などの関係機関と連携しながら必要な支援を行います。

支援拠点には保健師、助産師、社会福祉士、家計相談員等多様な分野の専門職を配置し、個々の家庭の状況に応じた課題解決の方策を検討する等、支援体制を強化しました。

また、協議会による子育て講演会などを通し、児童虐待の予防と早期発見に係る市民への啓発を行います。

②各種事業を通した虐待防止の強化

令和元年6月の児童虐待防止法改正を受け、保護者のしつけの際に体罰を用いることが禁止されたことを啓発していくなど児童虐待未然防止に努めるほか、乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談等において、子育てに関する情報提供並びに乳幼児や保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行います。

また、必要に応じて保健師・助産師等専門職の訪問指導事業や産後ケア事業につなげ、継続支援を行います。

(5) 子どもの安全のための取り組みの充実

①子ども安全対策連絡協議会の運営

学校・幼稚園・保育園・認定こども園をはじめ、地域の関係団体が連携し、子どもの安全を守る環境整備を行うとともに市民が安心・安全に暮らせるまちづくりをめざし、子ども安全対策連絡協議会を運営します。

また、地域の子育て力向上を図るため、定期的な総会や研修会等を開催します。

②子どもが安心して暮らせる地域防犯体制の充実

学校と地域が連携し、「子ども見守り隊」や「子ども110番のいえ」などの活動の担い手育成及び周知に努め、子どもの安全確保に努めます。不審者情報提供システムとして「京都府防災・防犯メール」の登録者の拡大を図ります。

また、新入学児童に防犯ブザーを配布する等、子どもが自ら危険から身を守ることができるよう予防教育を推進します。

③性・暴力表現など子どもに対する有害情報対策の推進

書店やコンビニエンスストア、インターネット上などで性や暴力に関する過激な内容の雑誌やビデオ等が販売されているなど、子どもに対する悪影響が懸念される有害情報に対し、学校と家庭が連携し、有害情報対策を講じます。

また、ネットいじめ等も含め、児童・生徒自らがメディアの発信する情報の真偽を見抜き、その活用方法について判断できる研修または啓発機会の充実を図ります。

④防災と事故防止対策指導の充実

幼少期から防災に対する知識及び認識の向上と防災意識を高めるため、幼稚園・保育園・認定こども園・学校での防災、救急等の研修や消防署の見学研修等を行います。

福知山警察署、福知山市交通対策協議会等の関係機関・団体と連携し、通学路の安全対策や交通事故防止の徹底と交通の円滑化を図ります。

また、幼児等への交通安全教室をはじめ、チャイルドシートや自転車乗車時のヘルメット着用、交通ルールについて啓発する等、交通安全教育を推進します。

(6) 子育てにやさしい環境づくり

①ユニバーサルデザインや親子の健康に配慮した環境の整備

妊婦や子ども、車いす・ベビーカー等の利用者が、安全・快適に外出できるよう、道路や公共施設等、企業や地域と協働でユニバーサルデザインの視点による環境整備を進めます。

また、令和元年7月に健康増進法の一部を改正する法律が一部施行され、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関での施設内禁煙が実施されるようになりました。子どもや妊婦の健康面に配慮し、施設内禁煙を推進するとともに、「望まない受動喫煙」をなくすため、その他の施設・企業等での禁煙・分煙について周知・啓発を積極的に行います。

②子育てしやすい住環境の整備

市営住宅について、少子高齢化を見据え、子育て世帯の居住安定確保を図ります。

また、良好な住環境を維持するため、空き家補充時には世帯類型別募集により適切なコミュニティバランスの確保[※]に努めます。

③公園・ひろばの安全確保

遊具の老朽化が進んでいる市内の公園・ひろばについて危険度を見極め、定期的に修繕を行うとともに、危険な遊具は優先的に撤去します。

[※]コミュニティバランスの確保：高齢世帯、子育て世帯、単身世帯など多様な世帯でバランスよくコミュニティの形成を確保することをいいます。

④子育て世帯の経済的負担の軽減

ひとり親家庭や多子世帯等特に支援を必要とする子育て家庭に対して、保育料の減免や軽減を継続するとともに、所得に応じた保育料設定を行います。

中学校終了前の児童を養育している家庭を対象に児童手当を支給します。また、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭を対象に児童扶養手当を支給します。

⑤子どもの養育が一時的に困難な家庭への支援

保護者の疾病、疲労、就労等により、子どもを家庭で養育することが一時的に困難になることがあります。保護者の負担感を軽減し、子どもの健やかな育ちを保障するため、一時的に子どもの養育・保護ができるよう子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施します。

⑥マタニティマーク等の普及啓発

マタニティマークのポスター掲示や、チェーンホルダーの配布により、妊産婦に対する市民の理解を促進します。

また、妊産婦や障害のある人等が利用できる「京都おもいやり駐車場」の普及啓発を進め、妊産婦と乳児にやさしい環境づくりに努めます。

さらに、難病や内部障害をもつ人、義足や人工関節を使用している人、または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人にヘルプマークを配付するとともにポスター掲示などで啓発を行い、理解と配慮が広がるように努めます。



第5章 子どもの貧困対策

基本目標5 すべての子どもが将来の夢を実現できる社会をめざします！

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律等の制定

国においては、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立しました。また、この法律に基づいて平成26年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。

このような国の動きを受けて、京都府においては、子どもの貧困対策に係る教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を教育・福祉・労働等の各機関が協働して総合的・効果的に推進するために、平成27年3月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。

本市においては、平成29年度より2年にわたり、子ども・子育て会議の臨時委員で構成する「子どもの貧困対策検討部会」を設置し、子どもの貧困対策について検討を重ね、本計画に新しい章を追加して策定しました。

2 子どもの貧困 基本的な考え方

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望をもって成長していける社会の実現をめざします。

本市においては、「子どもの貧困」は、「経済的な貧困」や、社会的に孤立してしまう「関係性の貧困」と、子どもの成長を見守る親の養育力や生活力の課題により、権利主体である子ども自身が適切な養育・教育を受けられず、子どもの自己実現が阻害され、貧困の世代間連鎖を生むことが問題と捉えています。

貧困問題を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題解決するという考えのもと、実情に応じて必要な経済的支援を進めるとともに、子育て家庭の孤立を防止する取り組み、保護者への「養育力」「生活力」の支援・育成、そして子どもへの「学力」「生活力」の支援・育成を、行政・地域住民・関係機関・関係団体が一体となって行います。

子どものことを第一に考え、これらの支援を包括的かつ早期に講じていくことにより、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望をもてる社会をめざします。

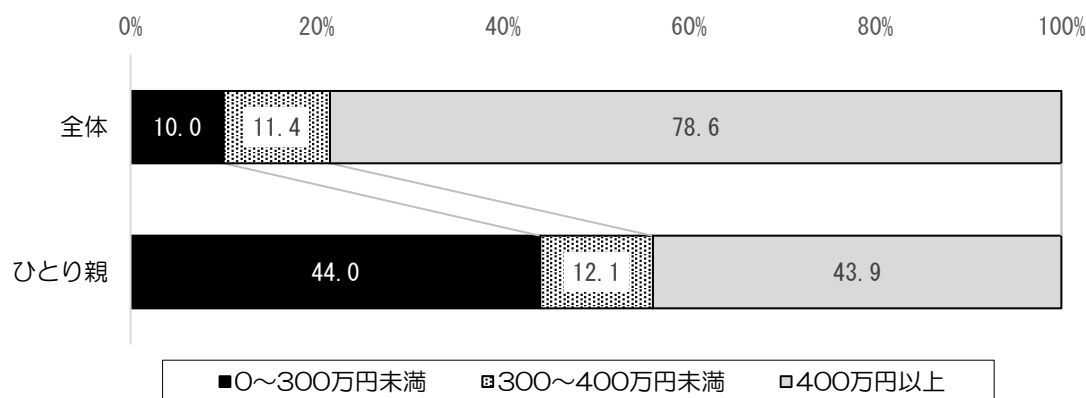
3 調査等の結果について

令和元年に「福知山市子どもの生活状況などに関するアンケート」を実施し、子どもと保護者の健康や生活などに関する実態調査を行いました。

アンケート調査結果

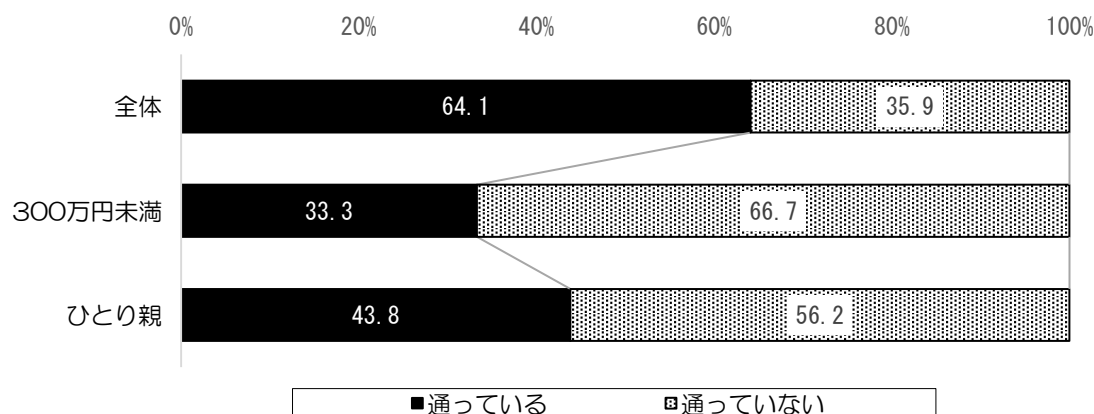
- (1) 世帯全体の収入が300万円未満の家庭の割合は、全体で10.0%、ひとり親家庭で44.0%と、全体に比較してひとり親家庭において、世帯全体の収入が300万円未満の家庭の割合が高くなっています。

■あて名のお子さんと生計を共にしている人全員の1年間の収入を合わせた「世帯全体の収入」をお答えください。



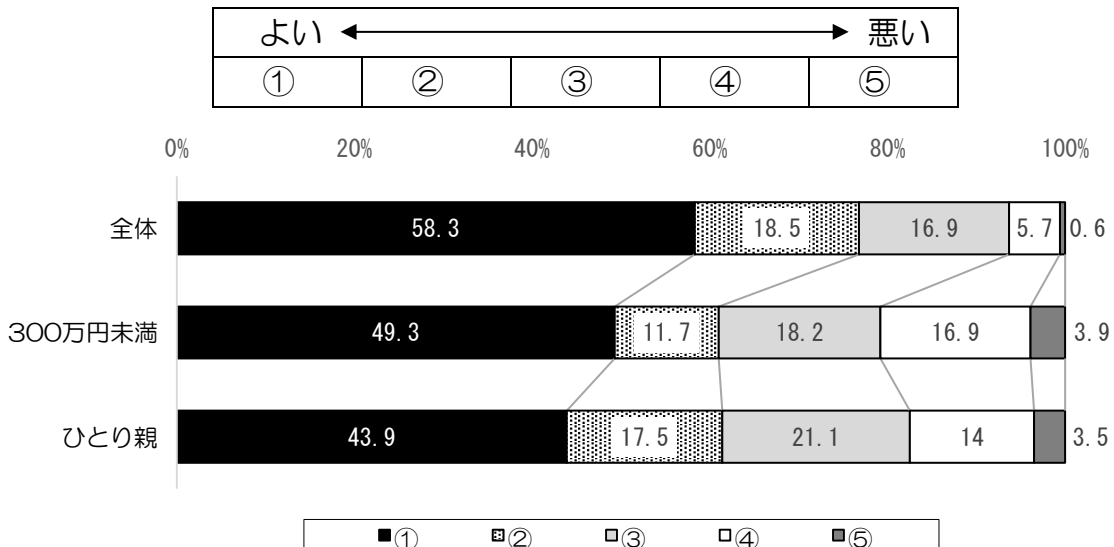
- (2) 子どもが塾や習い事に「通っている」と回答した家庭の割合は、全体で64.1%、世帯全体の収入が300万円未満の家庭で33.3%、ひとり親家庭で43.8%と、全体に比較して世帯全体の収入が300万円未満の家庭・ひとり親家庭において、子どもが塾や習い事に「通っている」と回答した家庭の割合が低くなっています。

■あて名のお子さんは、現在、塾や習い事（学校以外のクラブ等を含む）に通っていますか？



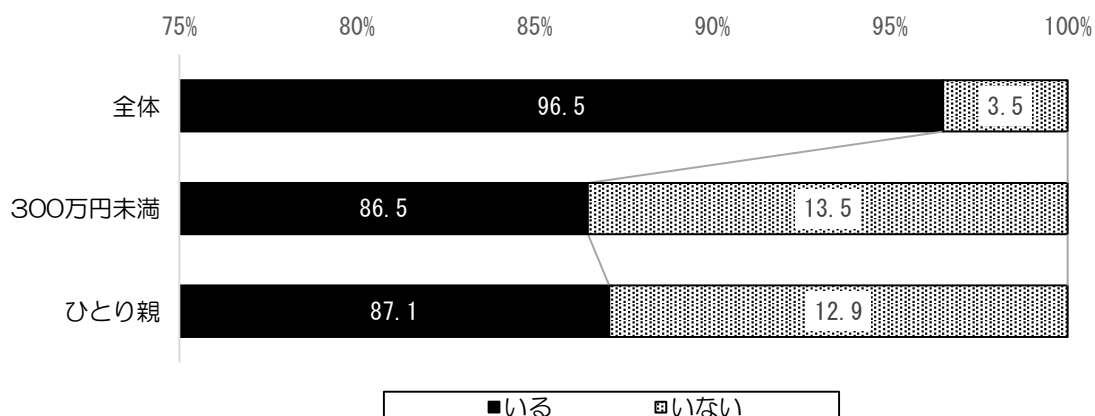
(3) 母親の健康状態が「悪い」に近い数字④、⑤を選んだ家庭の割合は、全体で6.3%、世帯全体の収入が300万円未満の家庭で20.8%、ひとり親家庭で17.5%と、全体に比較して世帯全体の収入が300万円未満の家庭・ひとり親家庭において、母親の健康状態が「悪い」と感じている家庭の割合が高くなっています。

■あて名のお子さんの保護者の健康状態をお聞かせください。(母親)



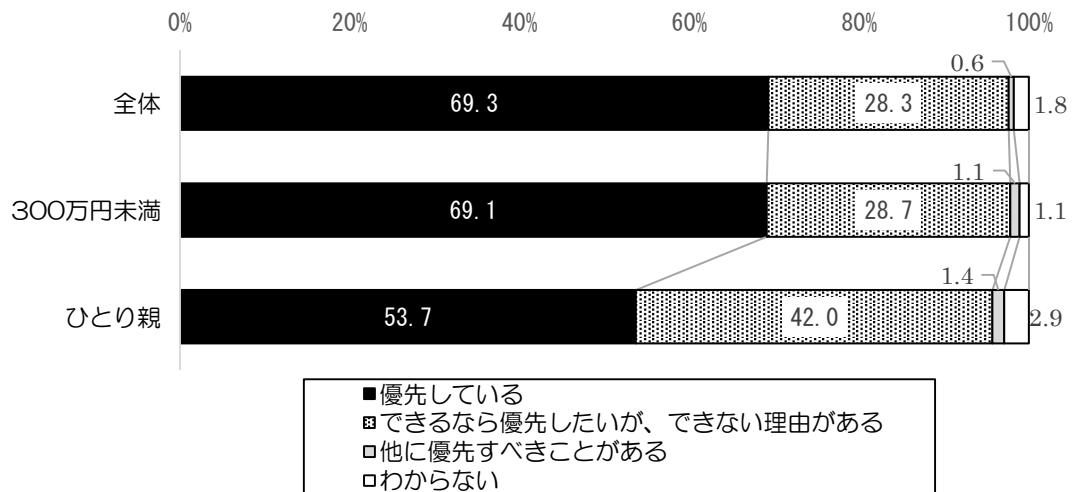
(4) 相談相手や頼る相手が「いない」と回答した家庭の割合は、全体で3.5%、世帯全体の収入が300万円未満の家庭で13.5%、ひとり親家庭で12.9%と、全体に比較して世帯全体の収入が300万円未満の家庭・ひとり親家庭において、相談相手や頼る相手が「いない」と回答した家庭の割合が高くなっています。

■あなたは、子育てに関する悩みや心配事を相談する相手、または頼る事のできる相手がいますか？



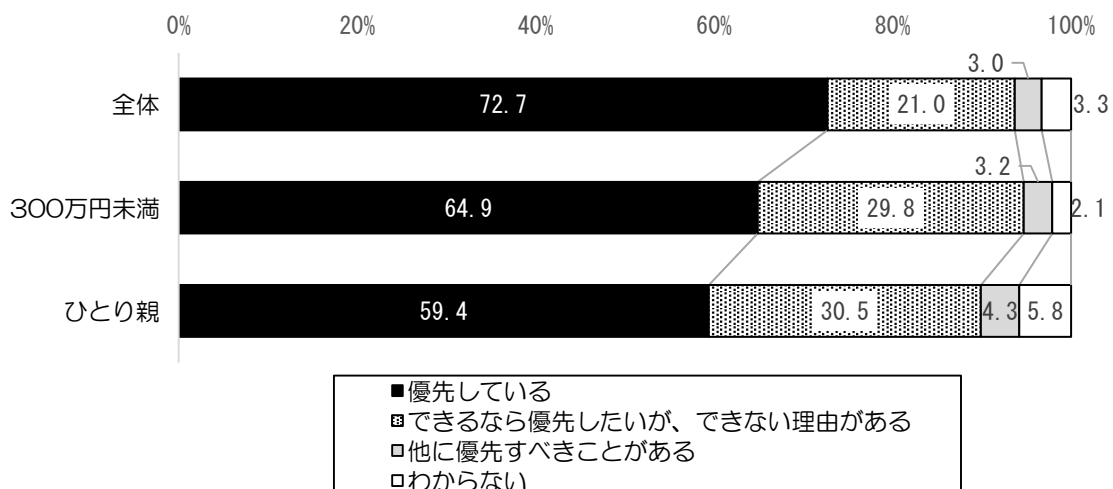
(5) 子育てにかかる時間について、「できるなら優先したいが、できない理由がある」と回答した家庭の割合は、全体で28.3%、世帯全体の収入が300万円未満の家庭で28.7%、ひとり親家庭で42.0%と、全体・世帯全体の収入が300万円未満の家庭に比較して、ひとり親家庭において、「できるなら優先したいが、できない理由がある」と回答した家庭の割合が高くなっています。

■あなたのご家庭では、毎日の生活において子育てにかかる時間やお金などについてどのようにお考えですか？ 【時間について】



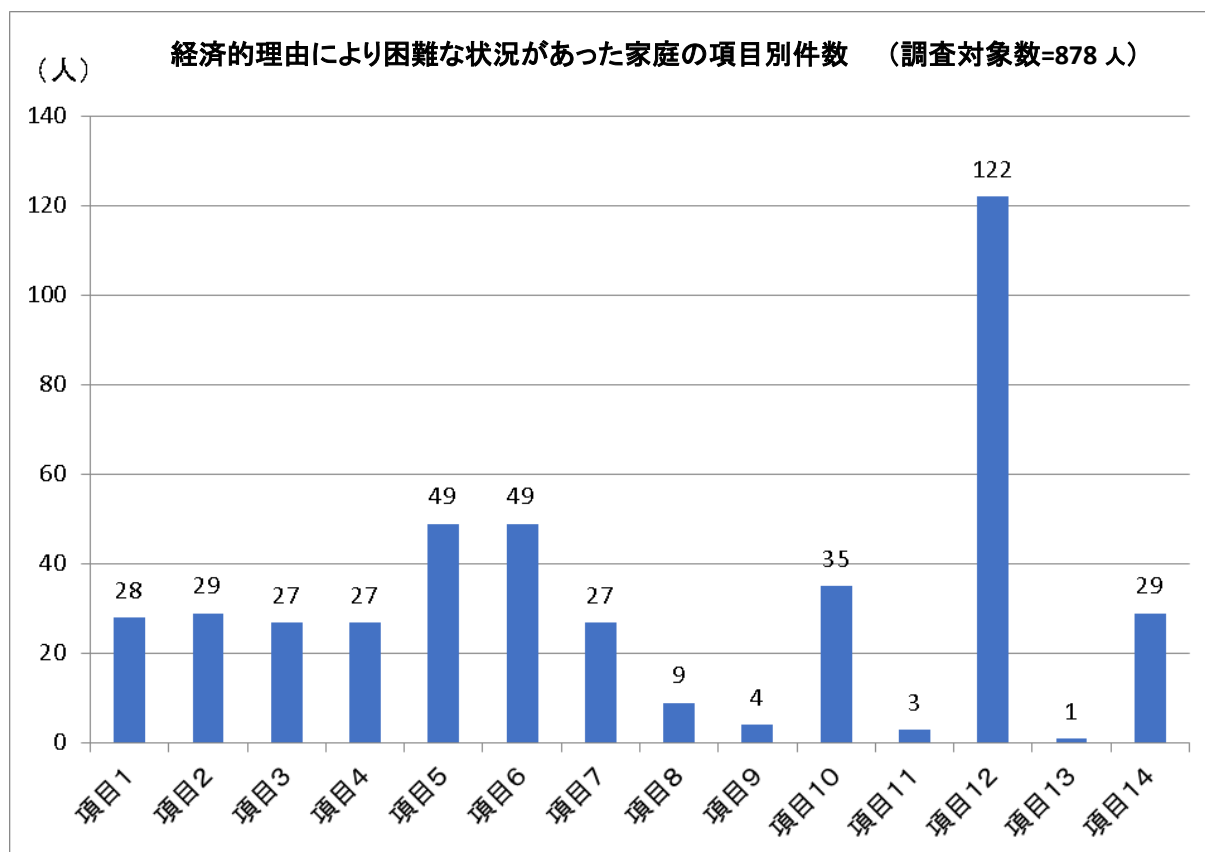
(6) 子育てにかかるお金について「できるなら優先したいが、できない理由がある」と回答した家庭の割合は、全体で21.0%、世帯全体の収入が300万円未満の家庭で29.8%、ひとり親家庭で30.5%と、全体に比較して、世帯全体の収入が300万円未満の家庭・ひとり親家庭において、「できるなら優先したいが、できない理由がある」と回答した家庭の割合が高くなっています。

■あなたのご家庭では、毎日の生活において子育てにかかる時間やお金などについてどのようにお考えですか？ 【お金について】



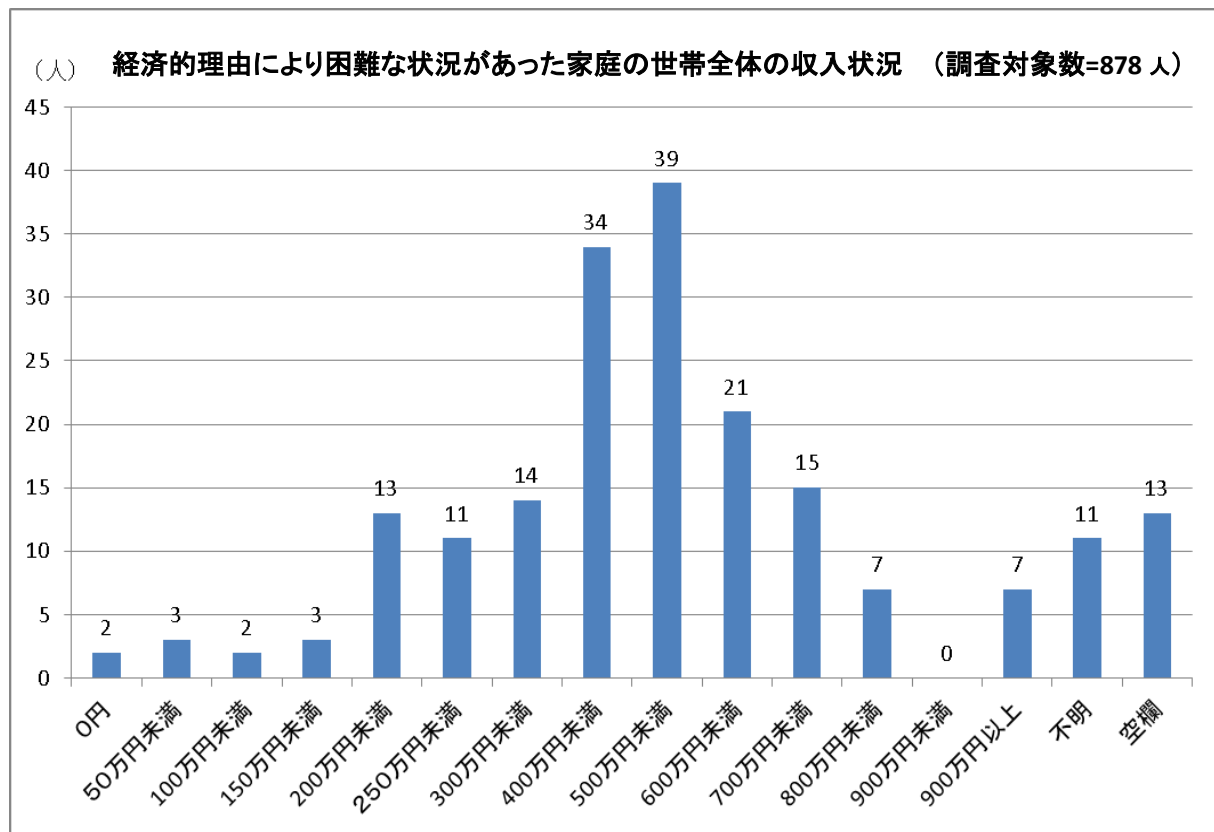
(7) 経済的な理由から、過去1年以内に「14項目」のような困難な状況があったと回答した家庭の割合は、全体で19.5%でした。また、困難な状況があったと回答した家庭の割合は、世帯全体の収入が低い家庭においてその割合が高い傾向にありました。

■あなたのご家庭では、うっかりといった理由ではなく経済的な理由から、過去1年以内に次のような状況がありましたか。



【項目】

- 1 栄養バランスをとるために必要な野菜などの食料品が買えなかった
- 2 家族に必要な衣料品が買えなかった
- 3 家族に必要な電化製品（電子レンジ・炊飯器・洗濯機・掃除機など）が買えなかった
- 4 自宅で十分な冷暖房器具の使用ができなかった
- 5 公共料金（電気・電話・ガス・水道など）が支払えなかった（支払いが遅れた）
- 6 家や車のローン、家賃など、支払う必要があるのに支払えなかった（支払いが遅れた）
- 7 自宅で、子どもが宿題をするのにふさわしい場所の確保ができなかった
- 8 1年に1回以上、子どもの新しい洋服・靴を買うことができなかった
- 9 子どもの学習に必要な文具や教材が購入できなかった
- 10 親の携帯電話（スマートフォンを含む）の購入・切り替えができなかった
- 11 子どもを学校の部活に参加させられなかった
- 12 家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった
- 13 子どもを修学旅行に行かせられなかった
- 14 入学や誕生日など特別な日のお祝い、お年玉の準備ができなかった



■世帯全体の収入からみた困難な状況があった家庭の割合

	総数	困難経験等にチェックがついた人数	割合
0円	2	2	100.0%
50万円未満	7	3	42.9%
100万円未満	3	2	66.7%
150万円未満	6	3	50.0%
200万円未満	22	13	59.1%
250万円未満	22	11	50.0%
300万円未満	31	14	45.2%
400万円未満	106	34	32.1%
500万円未満	177	39	22.0%
600万円未満	166	21	12.7%
700万円未満	111	15	13.5%
800万円未満	86	7	8.1%
900万円未満	49	0	0%
900万円以上	90	7	7.8%
合計	878	171	19.5%

関係団体等ヒアリングの主なご意見

子育て家庭の経済状況等

- ◇子育て家庭の問題が浮き彫りになった場合、その背景に経済的問題を抱えている場合が多く、またその実態が見えにくい。
- ◇お金の使い方について、手軽なコンビニで調理済のものを購入する、計画的に購入できない、その時に食べたいものを買うなどの理由から、食費を切り詰めることが難しい場合がある。また、支払えない訳ではないが、保育園や学校の集金等を後回しにする等、優先順位をつけることが苦手な場合がある。
- ◇経済的に苦しい状況であるにも関わらず、計画的なお金の使い方ができない、収支の見通しが持てずほしいと思ったらすぐに購入してしまうといった場合がある。

保護者の養育力や生活力

- ◇保護者が子どもに具体的で分かりやすい指示を出せない、褒めることが苦手、すぐにカッとなってしまふ等の理由で好ましいしつけができない場合がある。
- ◇「お手伝い」のように、家庭での責任ある役割分担を課していない家庭の存在を感じる。
- ◇子どもの生活リズムが整っていない家庭では、保護者自身の生活リズムが身につけていない場合がある。

地域社会とのつながり

- ◇近所の人や、民生児童委員等地域の支援者の積極的な声かけにより、複数の困難を抱えながらも地域で見守られている子育て家庭がある。
- ◇支援が必要な家庭の中には、保護者が支援者と関係性をつくるまでに時間がかかり、一度関係性がこじれると修復が難しい場合がある。
- ◇地域の人と、必要以上につながろうとしない子育て家庭がある。これは、子どもの地域社会とのつながりの希薄を招く場合がある。

子どもの貧困の考え方

- ◇親の貧困にとらわれず「子ども」に焦点を当て、貧困問題を家庭のみの責任にせず、自治体や地域が一緒になって、子どもが育つ権利を担保することが必要と考える。
- ◇「格差社会」は、経済的な格差でなく希望の格差だと思う。子どもにこの格差が生じないよう「子どもが真ん中、未来へつなぐたからもの」という基本的な考え方を共有していきたい。

子どもの貧困対策推進のポイント

- ◇貧困対策として行う子育て家庭の支援については、何でも支援することが正しいのではなく、支援の受け手の自尊感情を大切にし、前向きに支援を受けられるような形が好ましい。
- ◇子どもの貧困対策に取り組むにあたり、すべての子どもを対象とする普遍的なアプローチがまずは大切。しかし、複数の困難を抱える子どもには別途個別にアプローチすることも必要。その両方を上手に行うことで、子どもにとって一番の利益につながる。
- ◇地域や社会を巻き込んで「子どもの貧困対策」に取り組むなら、まずは多くの市民に福知山市の現状を知ってもらうことが大切。
- ◇子どもが中学生、高校生あたりの年齢になると、地域と疎遠になりがちだが、そのタイミングで妊娠をするといった例が少なくない。地域住民と若者がどうつながるか、その仕掛けを考えることが大切。
- ◇子どもが18歳前後の時期、親の同意が必要であるものの、親子の関係性が悪く支援等につながらないといった場合がある。また、連鎖を生むきっかけになるこの時期に、一番支援が不足するといった印象がある。「切れ目ない支援」の必要性を支援者も当事者も意識することが大切。
- ◇「虐待」＝（イコール）「絶対悪」みたいなメディアの取り上げ方では、自分の弱い部分を支援者に素直に伝えようとは思えない親がいると思う。虐待をしてしまうほどのつらさや苦しみがあることを理解して、その対応策を考えるといった取組が必要。

学校プラットフォームの考え方

- ◇学校プラットフォームという考え方は、成長過程において必ず子ども達が行き通っていく場として学校を用い、情報をキャッチアップしようというもの。福知山市においては、管制塔・コントロール室として子ども政策室が、ターミナル駅としての役割を学校が分担し、皆で子どもを応援する仕掛けづくりを検討してほしい。

4 施策の内容

本市の現状と課題

(1) 「子どもの貧困」に気付くシステムと人材に関して

本市では、子育て家庭の状況に応じて、様々な支援策を行っていますが、日々の業務や支援者へのヒアリング調査から、子育て家庭の孤立や、子どもが抱える様々な困難は周囲から見えずらく、具体的な支援につながりにくい実情がわかってきました。

平成30年度に設置した「子育て総合相談窓口」は、全ての子どもが所属する学校などとのつながりを強化するとともに、子育て家庭の情報の一元化を図り、様々な困難を抱える子育て家庭を対象に、多様な分野の専門職が個々の家庭の状況に応じてアセスメント^{*}し、支援の進行管理を行う役割を担っています。

今後も、この窓口がさらに関係機関と連携を強化し、支援が必要な子育て家庭をれ落とさず見つけ、より早期支援につなげるシステムの構築と人材の確保、育成が必要です。

(2) 子どもの学力定着について

子どもの学力定着には、学校における取り組みはもちろんのこと、家庭における学習習慣と基本的な生活習慣の定着が不可欠となります。

学校においては従来から、基礎学力定着の取り組みや、地域人材を活用した地域未来塾^{*}などによる子どもたちへの働きかけ、まなび・生活アドバイザー^{*}などの専門知識を有する人材や不登校傾向の子どもの支援を行う訪問指導員等を配置するなど、多様なアプローチを通じて子どもと保護者の支援を行ってきました。

今後は、学校・行政・教育機関等関係機関、家庭、地域が一丸となり、それぞれの役割分担において支援を行うことが必要です。

(3) 子どもの家庭や地域社会からの孤立について

近年の核家族化、共働きなどといった家庭環境の変化により、子どもが家族と十分に関わる時間がもてない傾向にあります。また、保護者の養育力、生活力、コミュニケーション力の弱さなどの課題により、子育て家庭が周囲から孤立する場合があります。

子どもの健全な成長のためには、子どもが安心して過ごせる場や安心して相談できる人が必要であることから、学校以外で学習ができる場所、就労等により保護者が不在の家庭の子どもの居場所、親子で交流できる場所など、子どもにとって家庭以外の居場所づくりを推進することが必要です。

^{*}アセスメント：ある事象をあらゆる角度から客観的に評価することをいいます。

^{*}地域未来塾：元教員など地域住民のボランティアによる、中学生を対象とした学習支援事業。

^{*}まなび・生活アドバイザー：子どもの学習や生活習慣確立を支援する専門職のことです。

（４）義務教育修了後の支援、子どもの自立支援について

経済的に困窮状態にある子ども、不登校や閉じこもり、学校中退といった状況にある子どもなど、様々な事情がある場合においても、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長し、自己実現力が醸成されるよう支援するため、義務教育修了以降の子どもの自立に向けて、関係機関が連携を更に強化し、切れ目のない支援を行うことが必要です。

（５）経済面について

経済的課題により生活困窮状態に陥る子育て家庭の背景には、国や京都府の制度に準じた一定の扶助制度により経済的保障はされつつも、お金の使い方や優先順位のつけ方など、保護者の能力や家族関係などの理由により、子どもに必要なお金が使えないといった実情が日々の業務ヒアリング調査からうかがえます。

個々の家庭の状況に応じた経済的支援制度の活用に留まらず、家計相談員などによる生活再生に向けた支援が必要です。

（６）重点支援の対象について

調査結果や日々の業務から、以下のような課題が見えてきており、重点支援が必要であると考えます。

①ひとり親家庭

本市のひとり親家庭の経済状況は、全国の状況と同様に厳しい所得水準となっています。また、保護者の不安定な収入、健康不良、育児支援者がいない、ゆとりをもって育児ができないなどといった課題が併存する割合が高くなっています。

②生活保護受給世帯

最低限度の生活ができるように保障されているものの、保護者の養育力、生活力、コミュニケーション力の弱さ、周囲からの孤立といった複数の課題を抱える家庭が存在します。

③孤立する子育て家庭

市外からの転入者や配偶者の長期出張や単身赴任など、世帯の内外に育児支援者がいない家庭、外国にルーツのある家庭、要保護児童対策地域協議会へ虐待等通告があった家庭などは、地域社会から孤立しやすい傾向にあります。子育て家庭の孤立は、経済的困窮状態になくても、子どもの居場所がない、相談相手や支援者がいないなどの課題が併存するケースが多くなっています。

施策の方向性

周囲から見えにくい子どもの貧困をもれ落とさず把握し、早期に支援できるよう、子どもや家庭の情報集約及びケースアセスメント機能を「子育て総合相談窓口」に一元化し、関係機関が連携して適切な支援につなげます。

また、すべての子どもが所属し全体把握が可能な学校を地域に開かれた「プラットフォーム^{*}」とし、行政や家庭・地域との役割分担による連携体制を構築します。

そして、子どもの貧困が世代間連鎖を生まないよう、いま暮らしている子どもとその家庭の「経済力」に加え、「養育力」「生活力」「学力」の支援・育成の視点から「子どもの貧困」への施策を展開し、子どもの社会的自立をめざします。

（１）情報集約と切れ目のない支援システム

①子育て家庭に関する情報集約とアセスメント機能の一元化

妊娠期から自立期（概ね 18 歳）までの子どもとその家庭及び関係機関からの相談に応じる「子育て総合相談窓口」を活用し、支援の必要な子どもや家庭の情報集約及びケースアセスメント機能^{*}を一元化し、適切な支援につなげます。

「子育て総合相談窓口」において、各部署が持つデータを集約し、「経済力」「養育力」「生活力」「学力」など子どもの貧困の視点で分析したうえで、業務の進行管理や検証を進めます。

②妊娠初期から子どもの自立期までの切れ目のない支援システムの構築

「子育て世代包括支援センター機能」「子ども家庭総合支援拠点機能」をもつ「子育て総合相談窓口」には、母子保健と子育て支援の専門職員（保健師・助産師・子育てコンシェルジュ等）を配置し、要保護児童対策地域協議会と十分な連携を図りつつ、妊娠届出時の丁寧な面談、ケアプラン^{*}の作成、プランに沿った継続的な訪問型支援等、子どもの貧困や児童虐待への早期対応、信頼関係の構築を目指した支援を提供するための一連の流れをシステム化します。

また、保育園・幼稚園・学校においては、乳幼児期より困難を抱えていた子どもの情報が丁寧に引き継がれ、自立期まで継続した支援が行われるよう体制を整えます。子どもとその家庭に関わる課題は多岐にわたり、また複数の要因が相互に影響し合っている場合が多いため、個々の家庭の状況に応じて多様な分野の専門職からなる「すこやかサポートチーム」を結成し、個別の支援を充実させるための課題解決の方策を検討したうえで、寄り添い支援を行います。

^{*}プラットフォーム：本市における「学校をプラットフォームとする」という考え方は、全ての子どもが行き交う学校において困難な状況にある子どもを早期に把握して「子育て総合相談窓口」に繋げ、多様な分野の専門職が配置される窓口において支援の方策を検討し、学校を含めた関係機関が連携して支援を提供するということを意味します。

^{*}ケースアセスメント機能：ある事例を客観的に評価する機能

^{*}ケアプラン：支援が必要な本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用するサービスの種類や支援内容を定めた「支援計画」のことです。

③子どもの貧困に気づき支援につなぐシステムの構築と人材育成

妊娠届出時や乳幼児健診、学校におけるスクリーニングなど、すべての子どもを把握できる様々な機会を通じて、子どもと保護者の状況を丁寧に把握し、必要な家庭は支援につなげます。

また、子育て家庭の支援に携わるスタッフの研修やケーススタディ^{*}等、人材育成を積極的に行うとともに、市民の理解を深めるため子どもの貧困問題に関する啓発活動を充実します。

（２）教育・学習支援の充実

すべての子どもを対象に、基礎的・基本的な学力の定着に向けた取り組みを進めるとともに、自然や文化に親しむ体験活動などを通じて、学びの意欲向上を図ります。家庭学習が困難な児童生徒については、ジュニアわくわくスタディ・中１ふり返し集中学習「ふりスタ」・中２学力アップ集中講座等の学習補充事業を通して、授業時間外に学習支援を行います。

また、多様な課題を抱える児童生徒を対象にきめ細やかな指導ができるよう、まなび・生活アドバイザー等の専門スタッフを活用し、支援の充実を図ります。

さらには、個別の課題に応じた教育相談、生活背景を踏まえた教育活動等を目的に、学校と関係機関が連携して家庭訪問等寄り添い支援を行います。

（３）子どもと保護者の居場所づくり

①子育て親子の居場所づくりの充実

子育て親子の居場所となる、地域子育て支援拠点（子育て支援センター・子育て支援ひろば）や児童館の機能充実を図り、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

②子どもの居場所づくりの充実

就労などにより、保護者が不在の家庭の子どもが放課後安心して過ごせる「放課後児童クラブ」、遊びや地域住民との交流の場を通して、子どもの成長を見守る「児童館」、子どもの学習意欲を育てるため、地域人材の協力を得て取り組む「地域未来塾」、その他地域独自の取組や見守りといった、子どもの居場所づくりの充実を図ります。

（４）自立期における子どもや保護者の就労等の自立支援

生活困窮世帯の保護者の就労支援にあたっては、世帯の安定的な経済基盤を築くとともに、仕事と子育てが両立でき安心した生活が送れるよう、ハローワーク等の

^{*}ケーススタディ：事例研究あるいは事例研究法のことをいいます。

関係機関と連携し個々の家庭の状況に応じた支援を行います。また、長期離職者等の生活困窮者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき自立支援の取組を進めます。

今後はさらに、高等学校等との連携を強化することで、高等学校の中退を決断する以前からの、学習・生活面での支援を行うとともに、高等学校中退あるいはひきこもり状態の方などの社会的自立に向けた継続的な支援を、NPO 法人等の関係機関と連携しながら行います。

また、ひとり親家庭の親や子どもの安定した就労に結びつけるために、就職に有利な資格取得支援などの取組を進めます。

生活保護受給世帯に対しては、就労活動促進費、就労自立給付金等を活用しながら、個々の家庭の状況に応じた就労支援を行い、自立を促します。

（５）生活安定と子どもの就・修学のための経済面への支援

①生活安定のための経済面への支援

引き続き、国や京都府の制度に準じた経済支援を行うとともに、調査結果など本市における実情を踏まえたうえで事業の進行管理、支援策の検討を行います。また、生活支援や就業支援など、関連する施策を一体的に推進します。

また、「子育て総合相談窓口」などを活用し、生活困窮の状況にある子育て家庭をもれ落とさず把握し、家庭の実情に応じた経済的支援制度を活用できるよう支援します。

さらに、お金の使い方や優先順位のつけ方など、保護者の困り感にアプローチをすることで保護者自身の家計管理能力を高め、より早期の生活再生をめざして、家計相談員を中心とした支援の充実を図ります。

②就・修学のための経済面への支援

すべての子どもが適切に就学するため、必要な世帯にもれなく就学援助制度[※]やその他の就・修学等に係る経済的支援制度が活用されるよう、各小中学校で保護者に案内するなど周知を図ります。

また、公共交通機関を利用して通学している高校生等の保護者には、通学定期代の一部を、自転車を利用して通学する中学生の保護者には、自転車の年間維持管理費に相当する額を支給するなど、本市独自の制度を活用し今後も全児童生徒が経済的要因に左右されず適切に就学できるよう取組を継続します。

[※]就学援助制度：生活保護世帯と、生活保護基準の1.3倍以下の家庭を対象に、就学に必要な学用品、通学用品、校外活動、新入学学用品、修学旅行、通学、学校給食、医療、PTAに係る経費を支給します。
平成30年度からは、新入学学用品について入学前支給を実施しています。

第6章 子ども・子育て支援事業の内容

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業[※]等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）と設定します。



[※]地域型保育事業：保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを保育する事業

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 提供体制と確保方策の考え方

教育（幼稚園・認定こども園※）については、令和元年度現在、定員580人（公立幼稚園3園、私立幼稚園1園）の提供体制があります。

民間保育園の認定こども園への移行により、1号認定の定員数は増加が見込まれますが、1号認定の子どもの数は減少していく見込みのため、確保の量も多少の減少を見込んでいます。

保育（保育園・認定こども園等）については、令和元年度現在、定員2,395人（公立保育園8園、私立保育園20園、小規模保育所2園）の提供体制があります。

市内には認可外保育施設が8施設（令和元年8月現在）あり、定員147人の提供体制があります。

また、地域型保育事業については、令和2年度から新規事業者の参画により、受け皿の拡大が見込まれます。

量の見込みについては、今後5年間の全体的な傾向として、推計児童人口が減少傾向にあるため、全体的な量としては緩やかに減少していくものと見込まれます。

1・2号認定（3～5歳）については、幼児教育・保育の無償化の影響が見込まれますが、令和元年度の就園率が96%であることから、大きく増加することはないと見込んでいます。

3号認定（0～2歳）の量の見込みについても、保育ニーズの低年齢層増加傾向は見受けられるものの、出生数の減少により、緩やかに減少していく見込みです。

なお、認定こども園の設置については、移行を希望する園を支援することで、多様な保育ニーズに対応する教育・保育施設の設置にも努めていきます。

※新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。

【1号認定】教育標準時間認定をいいます。

子どもが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で、教育を希望する場合、この認定になります。

【2号認定】満3歳以上・保育認定をいいます。

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定こども園で、保育を希望する場合、この認定になります。

【3号認定】満3歳未満・保育認定をいいます。

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定こども園、小規模保育所等で保育を希望する場合、この認定になります。

※認定こども園：幼稚園、保育園等のうち、保護者が働いている、いないに関わらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能とすべての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援を行う機能を持つ施設のことをいいます。

(2) 量の見込みと確保方策

■ 1号認定（3～5歳 教育認定）

単位（人）

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	476	467	452	454	445	445
② 確保の内容	580	590	576	594	594	594
特定教育・保育施設	335	345	331	349	349	349
確認を受けない幼稚園	245	245	245	245	245	245
②－①	104	123	124	140	149	149

■ 2号認定（3～5歳 保育認定）

単位（人）

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	1,605	1,541	1,548	1,515	1,516	1,486
② 確保の内容	1,549	1,519	1,503	1,481	1,481	1,481
特定教育・保育施設	1,496	1,481	1,465	1,443	1,443	1,443
認可外保育施設	53	38	38	38	38	38
②－①	△56	△22	△45	△34	△35	△5

■ 3号認定（0～2歳 保育認定）

単位（人）

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	1,150	1,111	1,079	1,092	1,063	1,031
(うち0歳)	280	275	268	261	251	245
(うち1・2歳)	870	836	811	831	812	786
② 確保の内容	1,083	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
特定教育・保育施設	959	857	857	857	857	857
地域型保育事業	30	80	80	80	80	80
認可外保育施設	94	78	78	78	78	78
②－①	△67	△96	△64	△77	△48	△16

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 延長保育事業		人	865	875	860	845	830	815
② 放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年	人	1,037	987	989	986	982	984
	高学年	人	386	396	396	395	393	394
	合計	人	1,423	1,383	1,385	1,381	1,375	1,378
③ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日	0	5	5	5	5	5
④ 地域子育て支援拠点事業		人回	22,998	24,069	23,731	23,406	23,075	22,750
⑤ 一時 預 かり 事業	幼稚園児を対象とした一時預かり	人日	5,908	6,055	6,260	6,152	6,046	5,941
	保育園等での一時預かり	人日	2,036	2,087	2,139	2,101	2,065	2,030
⑥ 病児保育事業		人日	228	492	484	476	468	460
⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		人日	181	200	200	200	200	200
⑧ 利用者支援事業		か所	3	3	3	3	3	3
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		人	663	683	667	650	625	609
⑩ 養育支援訪問事業		人	1,312	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
⑪ 妊産婦健康診査事業・ 妊婦歯科健康診査事業		人	1,626	1,776	1,734	1,690	1,625	1,584

■ 地域子ども・子育て支援事業内容（P19 再掲）

事業	内 容
① 延長保育事業	保育認定を受けた子どもを対象に認定された利用時間を超えて保育を行う事業
② 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
③ 子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業
④ 地域子育て支援拠点事業	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業
⑤ 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を保育園等で一時的に預かる事業
⑥ 病児保育事業	病気の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる病児保育所で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
⑦ 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが調整をして、様々な育児の手助けを行う事業
⑧ 利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭に、民生児童委員、子ども政策室、子育て支援センター、児童館職員が訪問し、子育てに関する情報の提供や養育環境の把握等を行い、子育てを支援する事業
⑩ 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し保健師・助産師・ヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
⑪ 妊産婦健康診査事業・ 妊婦歯科健康診査事業	妊産婦を対象に、より安心安全な妊娠と出産を支援するとともに、産後うつや新生児への虐待未然予防等を図るため、健診費用の一部を公費負担することで経済的負担の軽減を図り、定期的な受診を促し、必要な場合は支援につなげていく事業（産婦健診については平成 30 年度からの新規事業）

（２）量の見込み（再掲）と提供体制確保方策の考え方

①延長保育事業

【提供体制、確保方策の考え方】

延長保育については、令和元年度現在２８か所の保育園で実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

単位（人）

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	865	875	860	845	830	815
② 確保の内容		875	860	845	830	815
②－①		0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【提供体制、確保方策の考え方】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、令和元年度現在１７か所、２０学区で実施しています。対象学年については、全か所で６年生までとなっています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していきます。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

単位（人）

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	低学年	1,037	987	989	986	982	984
	高学年	386	396	396	395	393	394
	合計	1,423	1,383	1,385	1,381	1,375	1,378
② 確保の内容			1,383	1,385	1,381	1,375	1,378
②－①			0	0	0	0	0

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

【提供体制、確保方策の考え方】

子育て短期支援事業については、ショートステイ対応施設が本市にないことも影響して平成29年度以降利用実績がありませんが、問い合わせや制度の意義に照らし、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

単位（人日）

	平成 30年度 （実績）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	5	5	5	5	5
② 確保の内容		5	5	5	5	5
②－①		0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

【提供体制、確保方策の考え方】

地域子育て支援拠点事業については、令和元年度現在、センター型4か所、広場型1か所を実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を充実していきます。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

単位（人回）

	平成 30年度 （実績）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	22,998	24,069	23,731	23,406	23,075	22,750
② 確保の内容		24,069	23,731	23,406	23,075	22,750
②－①		0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

【提供体制、確保方策の考え方】

幼稚園での預かり保育（保育時間終了後の預かり保育）については、令和元年度現在すべての幼稚園で実施しています。幼稚園以外（保育園等）での一時預かり（普段、保育園等を利用していない子どもを一時的に預かる）については、令和元年度現在、8園の保育園等で実施しているほか、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

■幼稚園児を対象とした一時預かり事業

単位（人日）

	平成 30年度 （実績）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	5,908	6,055	6,260	6,152	6,046	5,941
②確保の内容		6,055	6,260	6,152	6,046	5,941
②－①		0	0	0	0	0

■幼稚園以外（保育園等）での一時預かり

単位（人日）

	平成 30年度 （実績）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	2,036	2,087	2,139	2,101	2,065	2,030
② 確保の内容	保育園等での 一時預かり	1,734	1,777	1,821	1,789	1,728
	ファミリー・ サポート・セ ンター事業	302	310	318	312	302
②－①		0	0	0	0	0

⑥病児保育事業

【提供体制、確保方策の考え方】

病児保育事業については、平成30年12月から市内2か所で実施しています。
今後も引き続き、仕事と家庭の両立ができる環境の提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

単位（人日）

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	228	492	484	476	468	460
② 確保の内容		492	484	476	468	460
②－①		0	0	0	0	0

⑦子育て援助活動支援事業（就学児ファミリー・サポート・センター事業）

【提供体制、確保方策の考え方】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、令和元年度現在1か所で実施しており、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

単位（人日）

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	181	200	200	200	200	200
② 確保の内容		200	200	200	200	200
②－①		0	0	0	0	0

⑧利用者支援事業

【提供体制、確保方策の考え方】

利用者支援事業については、平成29年度まで実施していた利用者支援事業（基本型）に加えて、平成30年度新たに設置した「子育て総合相談窓口」に「子育て世代包括支援センター」機能を持たせた、利用者支援事業（母子保健型）を実施しています。令和元年度現在3か所を整備し、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に努めています。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

単位（か所）

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	3	3	3	3	3	3
② 確保の内容		3	3	3	3	3
②－①		0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【提供体制、確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、平成30年度の実施率は99.4%となっています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

単位（人）

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	663	683	667	650	625	609
② 確保の内容		683	667	650	625	609
②－①		0	0	0	0	0

⑩ 養育支援訪問事業

【提供体制、確保方策の考え方】

養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業とともに、今後もさらにきめ細かく利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

単位（人）

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	1,312	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
② 確保の内容		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
②－①		0	0	0	0	0

⑪ 妊産婦健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業

【提供体制、確保方策の考え方】

妊産婦健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業については、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【量の見込み（再掲）と確保の内容】

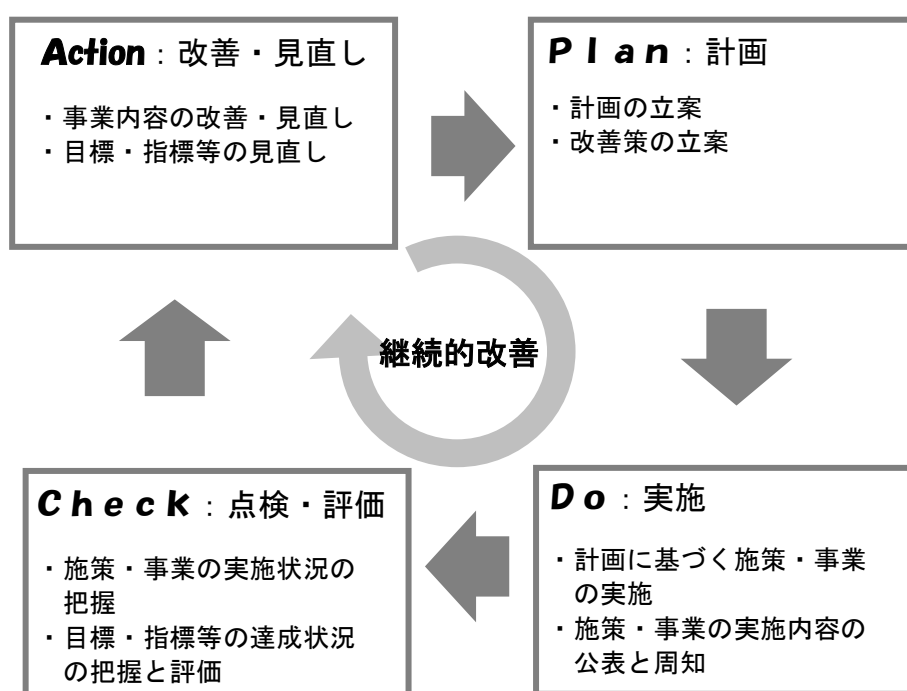
単位（人）

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	1,626	1,776	1,734	1,690	1,625	1,584
妊婦健診受診者	1,035	1,093	1,067	1,040	1,000	975
産婦健診受診者	591	683	667	650	625	609
② 確保の内容		1,776	1,734	1,690	1,625	1,584
②－①		0	0	0	0	0

第7章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

計画の着実な推進のためには、「課題」「目標」「施策」に一連のつながりを持たせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。



2 行政の推進体制

本計画の推進にあたっては、教育・保育機関、関係団体の代表、市民の代表で構成する「福知山市子ども・子育て会議」と計画の進捗状況に関する情報を共有し、基本施策の達成状況や子ども・子育て支援事業の目標等について評価を行います。また必要に応じて取り組みの見直しを行うとともに、施策・事業の円滑な実施に向けた提言をいただきながら、庁内各課の連携により着実に計画を推進します。

また、市民に対しては広報やホームページなどにより、計画の進捗状況や評価、改善の内容等を公開し、子育て支援に関する広報啓発に努めます。

3 連携・協働体制

地域の状況や課題に応じ、子どもに関する取り組みを進めていくには、行政の取り組みに加え、「市民・事業所・行政」の協働のもと、それぞれの特徴を活かしながら、子育て、親育ちを実現していく必要があります。

本市では、子育てサークルやNPO法人、ボランティア団体をはじめとする様々な関係団体及び事業所等の理解・協力を得ながら子育て支援に取り組んでおり、今後もさらなる連携・協働体制の強化を図ります。

資料編

1 福知山市子ども・子育て会議条例

○福知山市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日条例第10号

改正 平成30年3月28日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、福知山市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める事務を処理すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、会議に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、その特別の事項に関する調査審議の終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 会議は、調査審議のため必要があるときは、関係者から意見を聴取する、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、福祉保健部子ども政策室において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（福知山市附属機関設置条例の一部改正）

2 福知山市附属機関設置条例（昭和28年福知山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年福知山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（福知山市景観条例の一部改正）

4 福知山市景観条例（平成24年福知山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年3月28日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 福知山市子ども・子育て会議委員等名簿

	氏 名	所 属	役職	備考
1	足立 喜代美	NPO法人 おひさまと風の子サロン	事務局長	
2	有牛 悠希生	福知山商工会議所 中小企業相談所	所長	R元年11月28日まで
3	桐村 信太郎		課長	R元年11月29日から
4	岩佐 将治	福知山市自立支援協議会	委員	
5	大槻 泉	学識経験者		
6	大山 博司	福知山市PTA連絡協議会	会長	
7	門野 亜純	市民公募		
8	佐藤 健	福知山地区労働者福祉協議会	会長	
9	佐中 邦子	福知山聖マリア幼稚園	園長	
10	塩見 奈保美	福知山市立保育協会	委員	
11	島 範美	福知山市立下六人部保育園保護者会	会長	
12	関 三千彦	福知山市民生児童委員連盟	会長	副会長
13	高鍋 早苗	福知山市立幼稚園PTA連絡協議会	会長	
14	森田 雅子	福知山市男女共同参画審議会	委員	
15	松田 規	福知山市社会福祉協議会	会長	会長 R元年6月18日まで
16	夜久 豊基		会長	会長 R元年6月18日から

(令和2年3月現在 50音順 敬称略)

福知山市子ども・子育て会議 貧困対策検討部会委員名簿

	氏 名	所 属	役職	備考
1	塩見 奈保美	福知山市保育協会	委員	子ども・子育て会議
2	佐藤 健	福知山地区労働者福祉協議会	会長	子ども・子育て会議
3	佐中 邦子	福知山聖マリア幼稚園	園長	子ども・子育て会議
4	関 三千彦	福知山市民生児童委員連盟	会長	子ども・子育て会議
5	松田 規	福知山市社会福祉協議会	会長	子ども・子育て会議
6	道中 隆	関西国際大学	教授	学識経験者
7	村井 琢哉	NPO法人山科醍醐こどものひろば	理事長	学識経験者

3 福知山市子ども・子育て会議開催経過

開催日程	議事内容
平成30年度 第1回 平成30年12月26日(水)	(1) 平成29年度の子ども・子育て事業について (2) 平成30年度貧困部会について (3) 子ども・子育て計画に係るニーズ調査について
令和元年度 第1回 令和元年7月23日(火)	(1) 平成30年度及び令和元年度事業について (2) 第2期福知山市子ども・子育て支援事業計画策定について (3) 認定子ども園に関する事項について (4) 小規模保育園の開設について
令和元年度 第2回 令和元年10月8日(火)	(1) 第2期福知山市子ども・子育て支援事業計画策定について (2) 計画策定に係るアンケート調査結果概要について (3) 計画策定に係る関係団体等ヒアリング状況について (4) 小規模保育事業の認可申請について
令和元年度 第3回 令和元年11月13日(水)	(1) 福知山市子ども・子育て支援事業計画について (2) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第4回 令和2年2月19日(水)	(1) 第2期福知山市子ども・子育て支援事業計画策定について (2) 令和2年度小規模保育事業所に関する事項について

福知山市 子どもの貧困対策検討部会 開催経過

開催日程	議事内容
平成29年度 第1回 平成29年11月16日(木)	(1) 子どもと子育てを取り巻く現状について (2) 福知山市の子どもの貧困問題への取組と課題について (3) 施策の基本的な考え方について 意見交換
平成29年度 第2回 平成30年2月1日(木)	(1) 福知山市の子どもと家庭の現状について (2) 福知山市子どもの貧困対策の考え方について (3) 子どもの貧困対策プロジェクト事業スケジュールについて
平成30年度 第1回 平成30年6月8日(金)	(1) 子どもの貧困対策検討部会の進め方について (2) 子どもの貧困対策推進事業について (3) 意見交換：児童館世代間交流事業について 子どもの貧困に関するはく奪指標
平成30年度 第2回 平成30年10月25日(木)	(1) 子どもの貧困対策推進事業の実施状況および次年度の重点的な取り組み(案)について (2) 「子どもの生活状況などに関するアンケート」について 報告と意見交換
平成30年度 第3回 平成31年3月8日(金)	(1) 31年度子どもの貧困対策推進に関する取り組みについて (2) 意見交換：子どもの貧困に関する実態調査について

4 福知山市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る子育て ニーズアンケート調査結果概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後のニーズを把握し、本計画策定の資料とするため実施しました。

② 調査の概要

- 調査地域：福知山市全域
- 調査対象者：福知山市内在住の「就学前児童」の保護者（就学前児童調査）
福知山市内在住の「小学生児童」の保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童 1,400 人、小学生 1,000 人の合計 2,400 人を無作為抽出
- 調査期間：平成31年2月4日（月）～平成31年2月25日（月）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

●調査票の回収率

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,400	598	42.7%
小学生児童	1,000	424	42.4%
合計	2,400	1,022	42.5%

③ グラフ等の見方

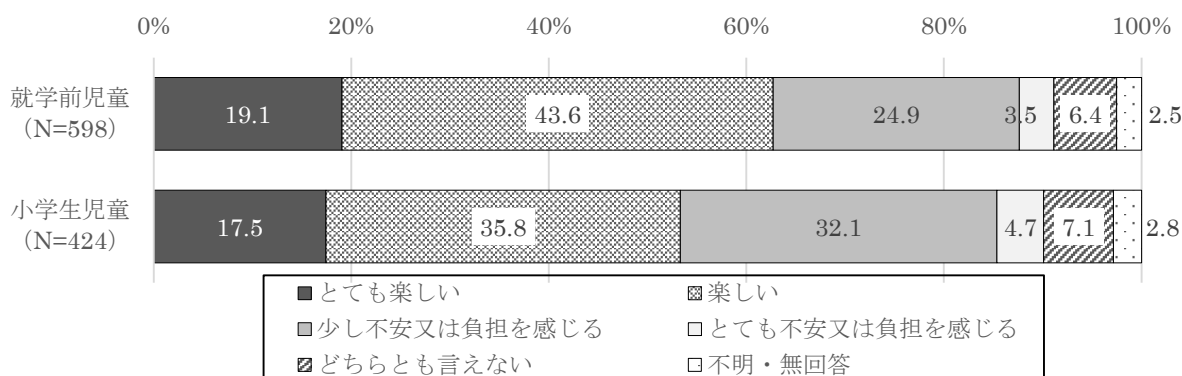
- 調査票回収の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(2) 調査結果（抜粋）

①子育てについて感じる気持ち〈単数回答〉

〔就学前児童調査…問9-3、小学生児童調査…問12〕

子育てについて感じる気持ちについては、「楽しい」（「とても楽しい」と「楽しい」の合計）が就学前児童で62.7%、小学生児童で53.3%、「不安又は負担を感じる」（「少し不安又は負担を感じる」と「とても不安又は負担を感じる」の合計）が就学前児童で28.4%、小学生児童で36.8%となっています。

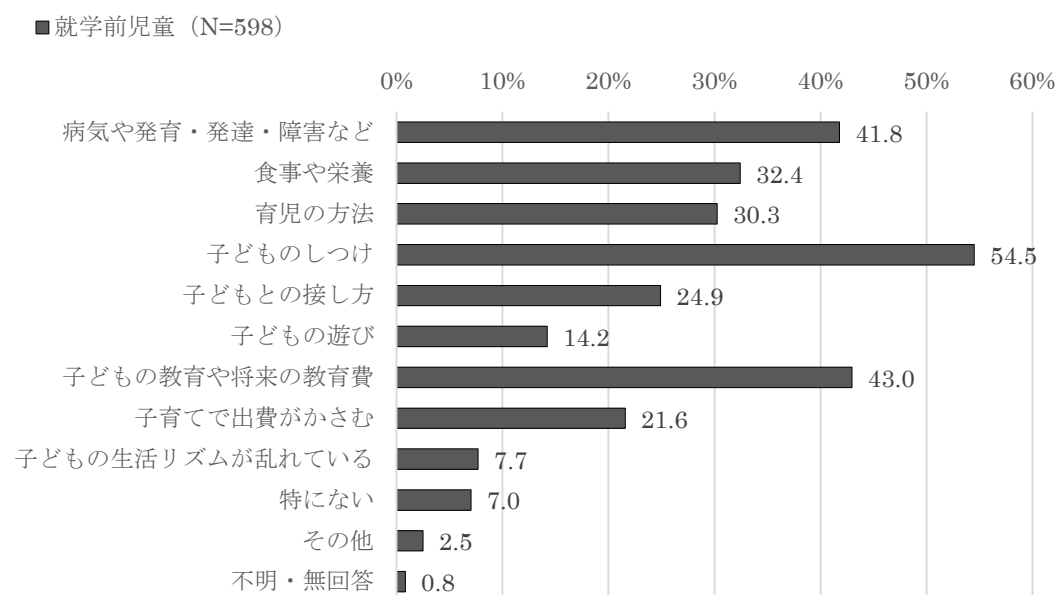


②子育てをする上での悩みや不安〈複数回答〉

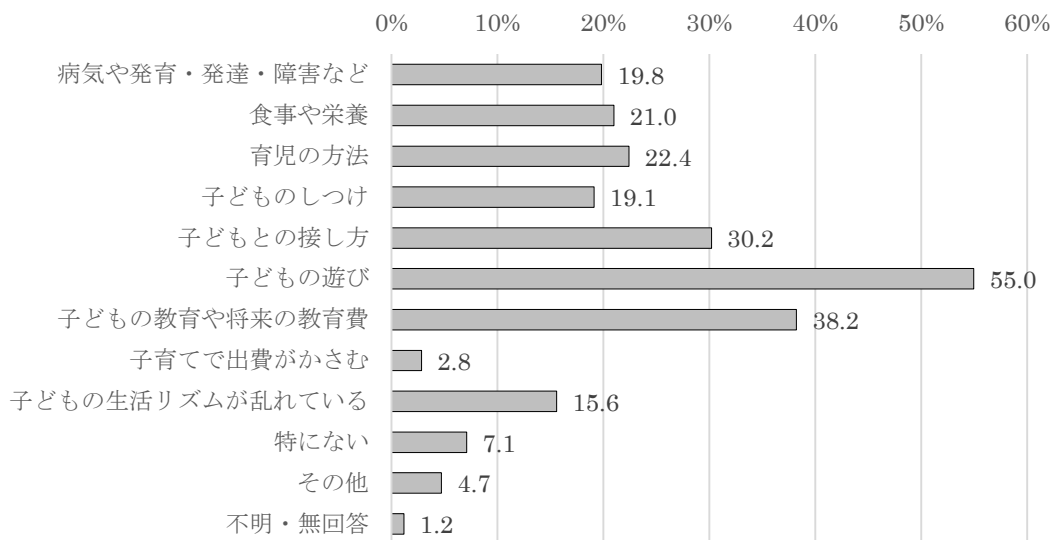
〔就学前児童調査…問9-4、小学生児童調査…問13〕

【子どものこと】

子育てをする上で、子どものことで日頃悩んでいることや不安に感じることにについては、就学前児童では「子どものしつけ」が54.5%と最も高く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」が43.0%、「病気や発育・発達・障害など」が41.8%となっています。小学生児童では「子どもの遊び」が55.0%と最も高く、次いで「子どもの教育や将来の教育費」が38.2%、「子どもとの接し方」が30.2%となっています。



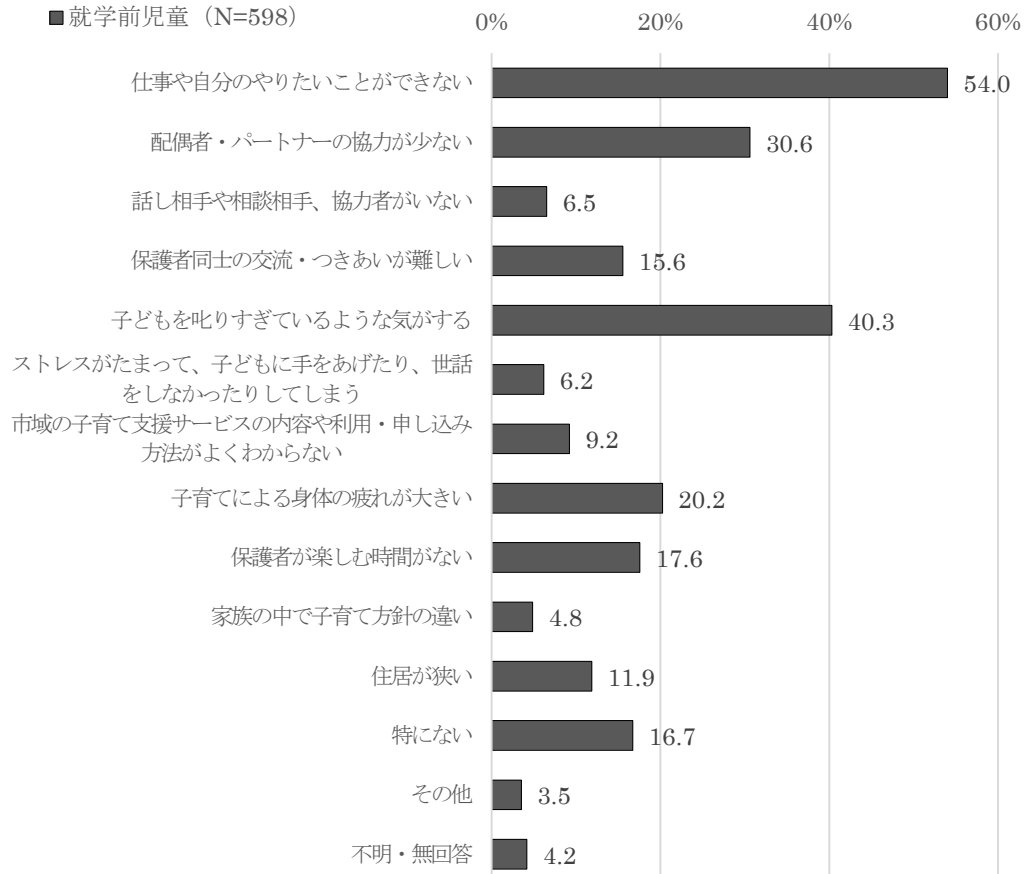
■小学生児童 (N=424)

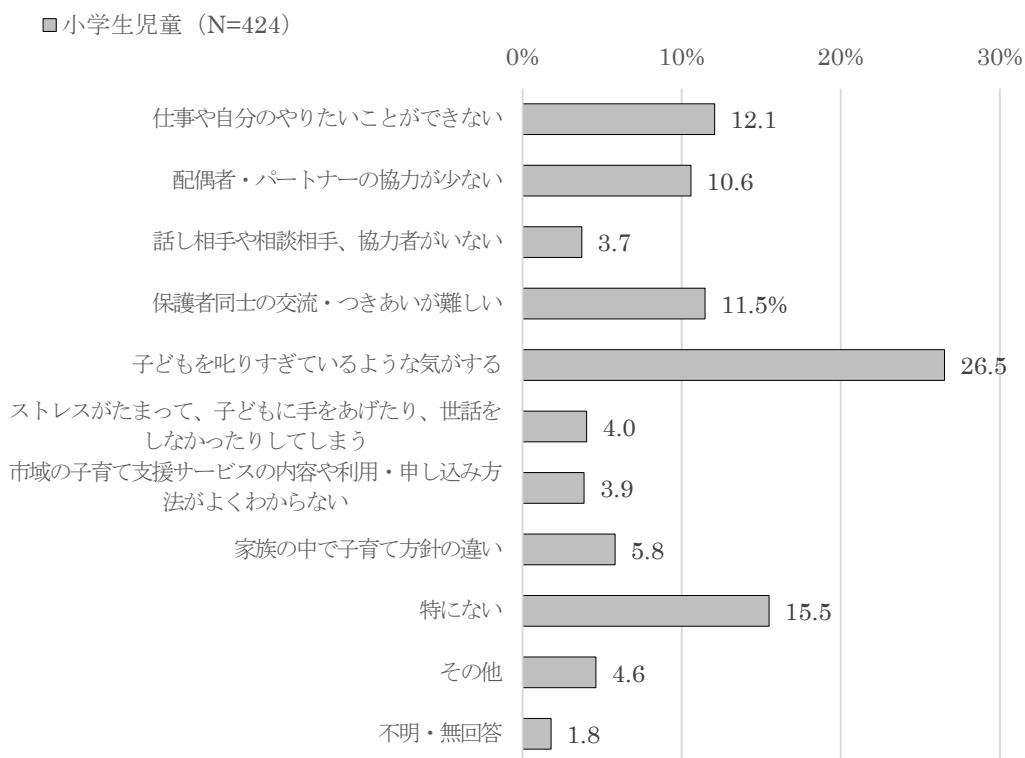


【保護者のこと】

子育てをする上で、保護者のことで日頃悩んでいることや不安に感じることにについては、就学前児童で「仕事や自分のやりたいことができない」が54.0%。小学生児童で「子どもを叱りすぎているような気がする」が26.5%と最も高く、次いで、就学前児童で「子どもを叱りすぎているような気がする」が40.3%、小学生児童で「特にない」が15.5%となっています。

■就学前児童 (N=598)

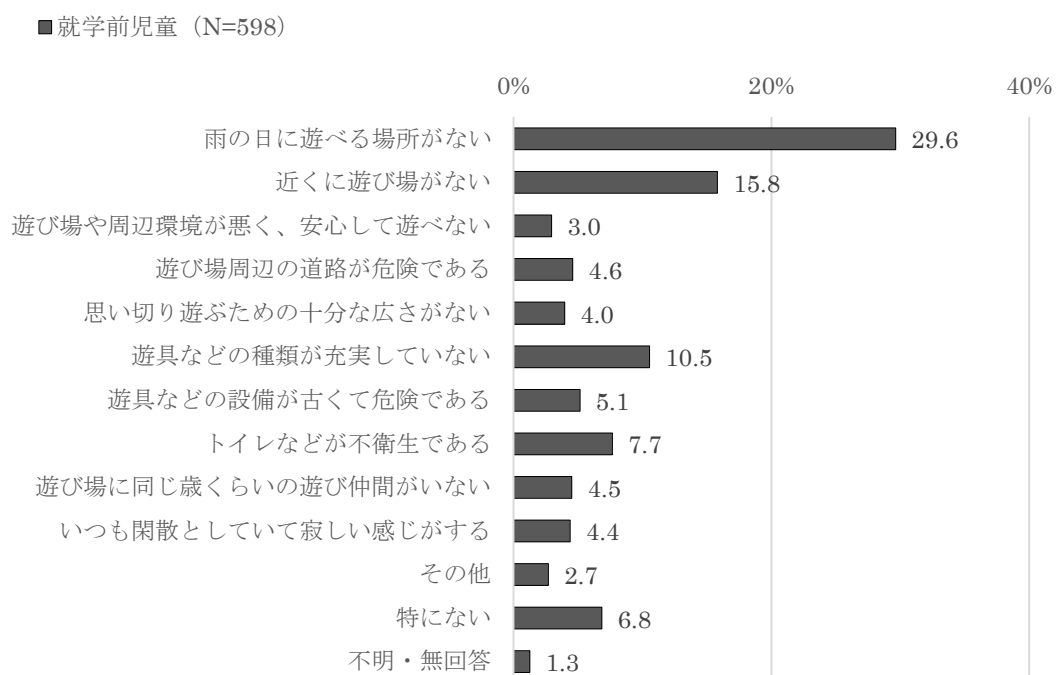




③遊び場で困ること・困ったこと〈複数回答〉

〔就学前児童調査…問 10-5〕

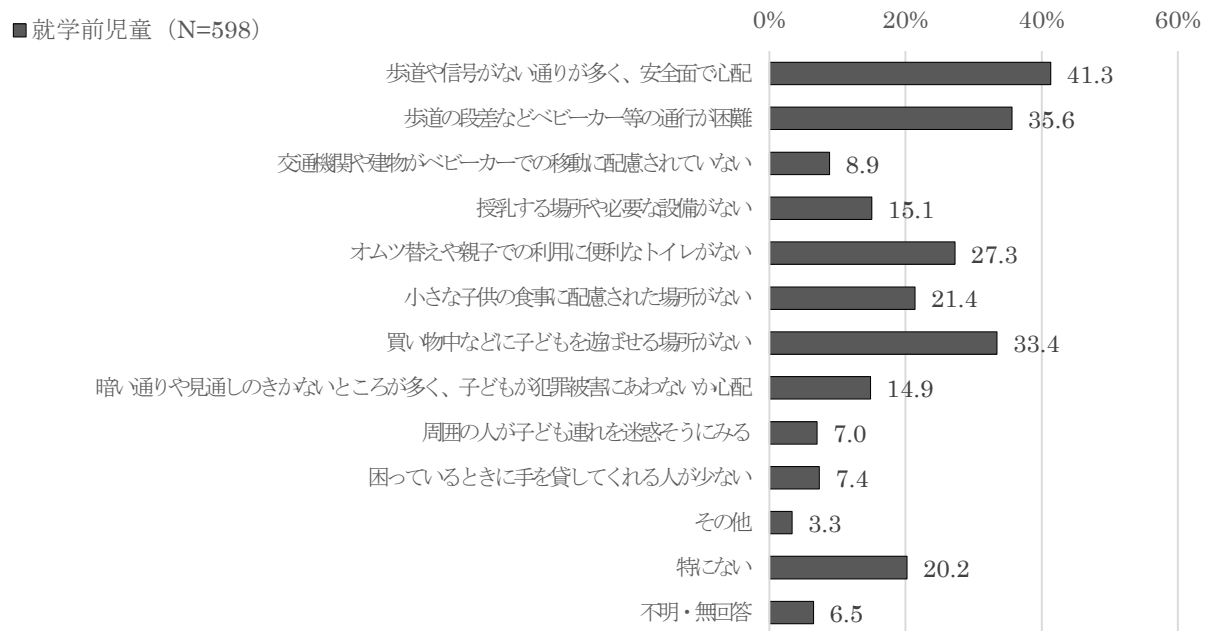
就学前児童で、遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」が29.6%と最も高く、次いで「近くに遊び場がない」が15.8%となっています。前回調査から、割合・傾向とも大きな変化はありませんでした。



④子どもと外出する際に、困ること・困ったこと〈複数回答〉

〔就学前児童調査…問 10-6〕

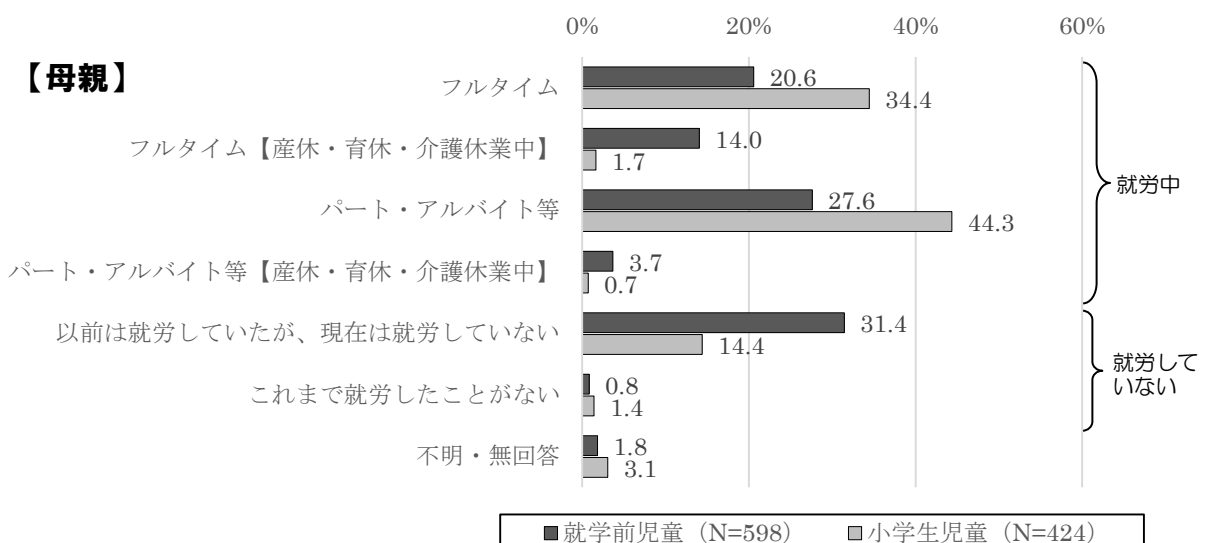
就学前児童について、子どもと外出する際に、困ること・困ったことについては、「歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配」が41.3%と最も高く、次いで「歩道の段差などベビーカー等の通行が困難」が35.6%となっています。この傾向についても、前回調査の時と大きく変わってはいませんでした。

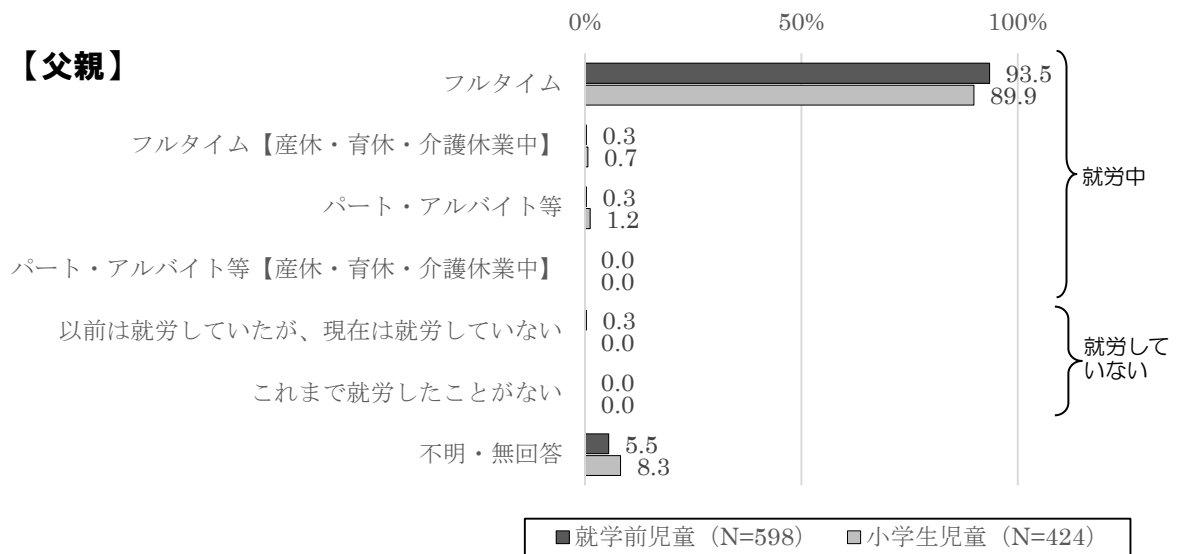


⑤保護者の就労状況〈単数回答〉

〔就学前児童調査…問 12、小学生児童調査…問 18〕

保護者の就労状況については、母親では、就学前児童で「以前はフルタイム又はパート・アルバイト等で就労していた」が31.4%、小学生児童で「パート・アルバイト等」が44.3%と、それぞれ最も高くなっています。父親では、「フルタイム」が就学前児童で93.5%、小学生児童で89.9%と、最も高くなっています。(ひとり親家庭の場合は保護者のいずれかが不明・無回答に含まれる場合が多くなります。)





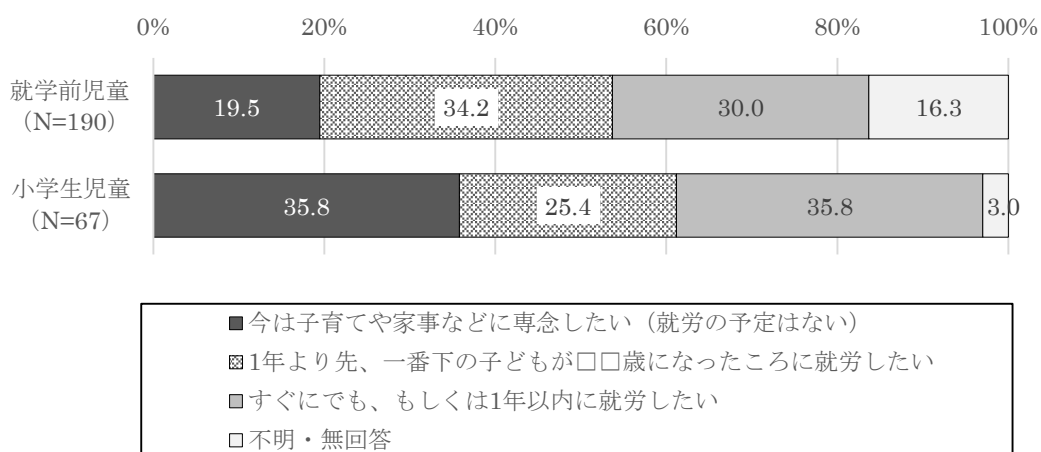
⑤で「以前はフルタイム又はパート・アルバイト等で就労していた」または「これまで就労したことがない」を選んだ方

⑥ 現在、就労していない方の就労希望〈単数回答〉

〔就学前児童調査…問 14、小学生児童調査…問 20〕

現在就労していない方の就労希望については、母親は、就学前児童で「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が34.2%、小学生児童で「今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」と、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」がともに35.8%と、最も高くなっています。

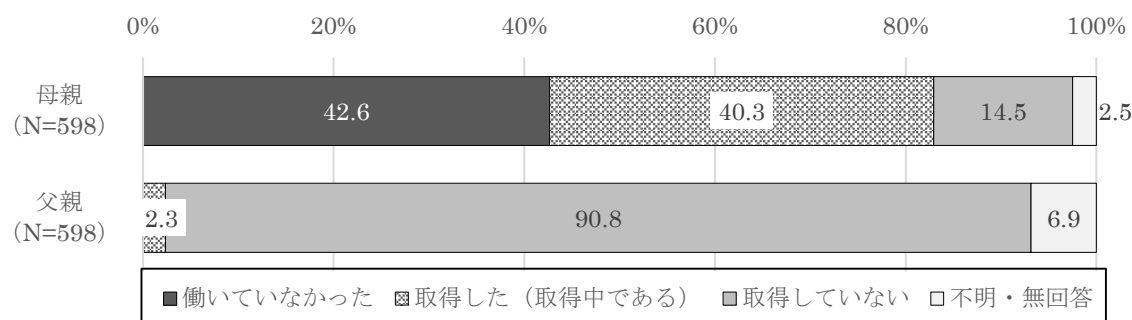
【母親】



⑦子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

〔就学前児童調査…問 30〕

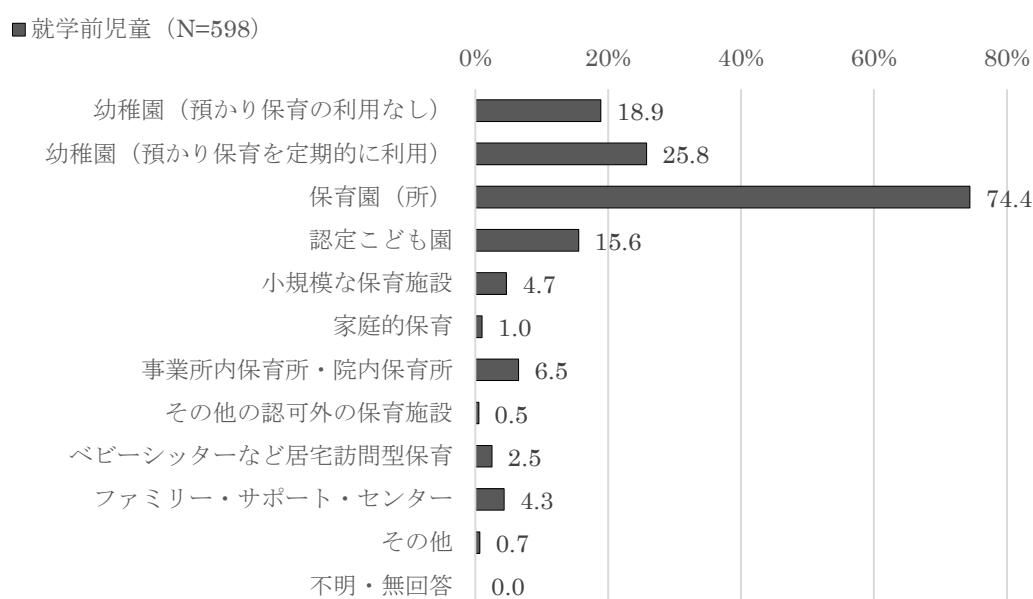
就学前児童で、子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が42.6%、父親では「取得していない」が90.8%と、それぞれ最も高くなっています。また、「取得した（取得中である）」は、母親で40.3%、父親で2.3%とどちらも増加傾向ですが、母親と父親との間には約20倍ほどの開きがあります。



⑧平日の教育・保育として「定期的に」利用したいと考える幼稚園・保育園（所）・認可外保育施設等の事業について〈複数回答〉

〔就学前児童調査…問 16〕

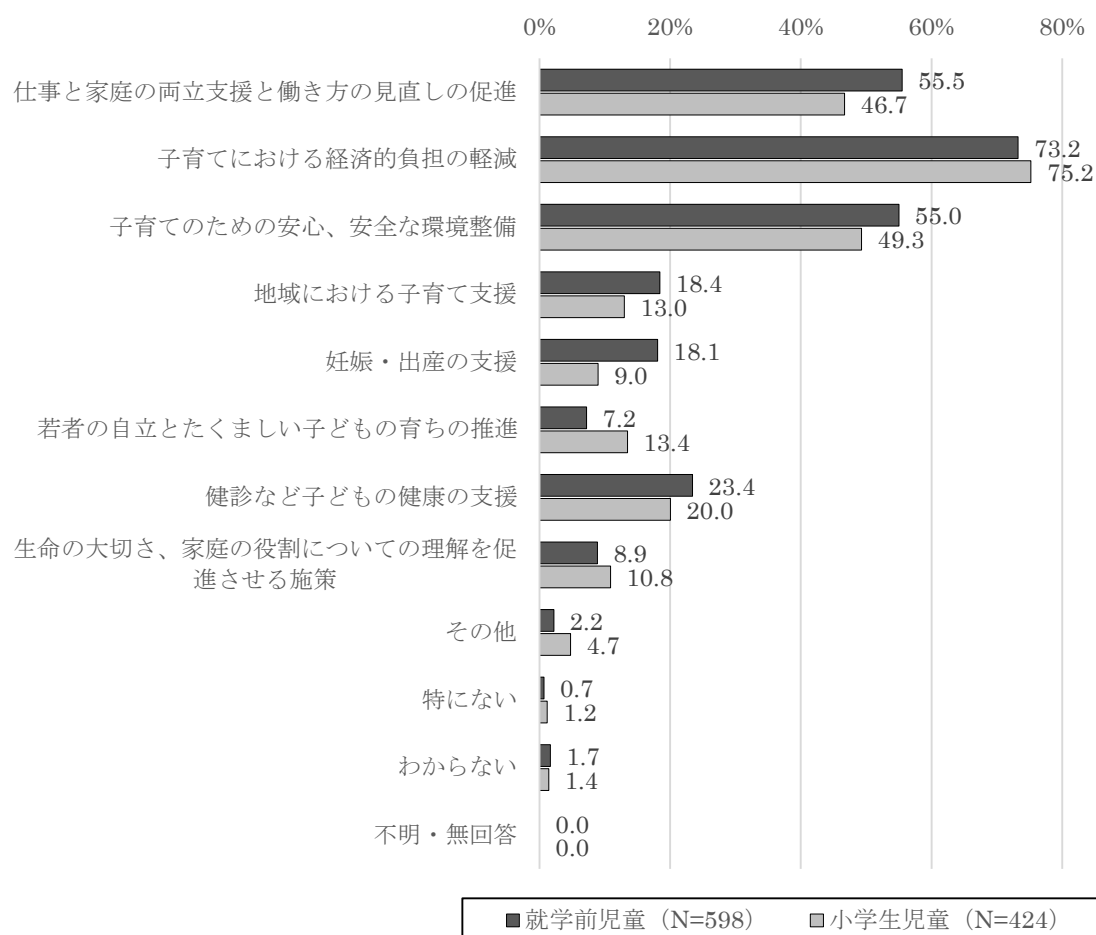
就学前児童が平日に教育・保育サービスを受けられる施設等のニーズについては、「保育園（所）」が74.4%と最も高く、次いで「幼稚園（預かり保育利用）」25.8%、「幼稚園（預かり保育なし）」18.9%となっています。「認定こども園」については、ニーズ調査（平成31年2月実施）の時点では本市内に未設置であるため、15.6%に止まっています。また、事業所や病院内の保育園といった保護者の生活スタイルや都合に合わせたサービスを利用したいという回答が多く見られました。ファミリー・サポート・センターなど、現時点で利用できるサービスの啓発や充実も求められています。



⑨望ましい子育て支援施策〈複数回答〉

〔就学前児童調査…問 31-1、小学生児童調査…問 31〕

望ましい子育て支援施策の上位 3 つについては、「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前児童で 73.2%、小学生児童で 75.2%と最も高く、次いで就学前児童で「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が 55.5%、小学生児童で「子育てのための安心、安全な環境整備」が 49.3%となっています。



5 ヒアリング調査の概要

(1) ヒアリング等概要

①目的

ニーズアンケート調査では把握しきれない「生の声」を保護者や支援者に聞き、子育ての現状やニーズについて、きめ細やかな意見や思いを把握するために実施しました。

②ヒアリングの概要

- 実施期間：令和元年9月11日（水）から11月1日（金）
- 方法：事業実施内での聞き取りや、面談によるヒアリングまたは趣旨説明後に後日質問票を提出いただくなどの方法で実施しました。
- ヒアリング対象者：別表のとおり（支援者：107人・子育て中の保護者等：87人）
（別表）

	区 分	詳 細
支 援 者	民生児童委員・主任児童委員	
	ファミリー・サポート・センター援助会員	
	地域サロン	石原・成仁地区 代表者
	母子寡婦福祉会	
	子育て支援に係るNPO法人	
	食を通じた地域支援団体等	子ども食堂実施者、関係者
	障害者（児）福祉施設関連	市内の障害者（児）相談支援事業所・通所施設代表者、相談員
	教育関連	けやき広場・指導主事、地域未来塾担当者、放課後児童クラブ関係者
	保育園・幼稚園職員	保育士・幼稚園教諭
	市役所庁内職員	福祉保健部、人権推進室の相談員等
子 育 て 中 の 保 護 者 等	障害者団体	親の会・ASの会
	外国籍の市民	
	すくすくひろば参加者	
	乳幼児健診・計測日來所者	妊婦・母親、父親、祖父母等
	保育園児・幼稚園児保護者	

③ ヒアリング調査内容

A「福知山市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたってのヒアリング調査

福知山市では、一人ひとりの子どもへのきめ細かな支援、家庭の状況やニーズに応じた教育・保育に関する事業や施策を実施し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを目指して「第2期福知山市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。この調査は、子育て支援やサービスに関する現状と課題をより理解し、今後の施策を考え、計画に盛り込むために行うものです。

●保護者への聞き取り項目

- (1) 子育てに関する情報発信、相談体制について感じる事
- (2) 地域における子育ての状況や地域とのつながりについて感じる事
- (3) 子どもが安全に、安心して過ごせる環境（遊び場・外出・施設など）であるか？
- (4) 仕事と子育てを両立するうえで感じる現状と課題
- (5) 今後、福知山市であつたらよいと思う支援やサービスは？
- (6) その他、福知山市の子育て支援施策についての意見

●支援者への聞き取り項目

- (1) 子育てに関する情報発信、相談体制について感じる事
- (2) 地域における子育ての状況や地域とのつながりについて感じる事
- (3) 今後、福知山市であつたらよいと思う支援やサービスは？
- (4) 保護者が子育てをするうえで困っていると感じる事
- (5) その他、福知山市の子育て支援施策についての意見

B 子どもの生活状況などに関するヒアリング調査 ～支援者が聞く子どもの声～

【子どもの貧困 基本的な考え方】

本市においては、「経済的な貧困」や、社会的に孤立してしまう「関係性の貧困」と、子どもの成長を見守る親の養育力や生活力の課題により、権利主体である子ども自身が適切な養育・教育を受けられないことにより、子どもの自己実現が阻害され、貧困の世代間連鎖を生むことが「子どもの貧困」問題と捉えています。

(1) 子どもの生活面に関する実態

1日3回の食事・規則正しい生活リズム・清潔、あいさつやお手伝いやおかたづけの習慣など、基本的な生活習慣の習得状況

(2) 子どもの保護者との関わり

保護者の子どもへの接し方、子どもが話す親との関わり状況など、子どもと保護者の関わり状況

(3) 保護者の養育力の実情

しつけ、子どもの生活習慣の習得、学校などへ押し出す力、夫婦関係など、保護者の養育力に関する実情

(4) 子育て家庭の地域社会とのつながり

地域社会とつながりにくい子育て家庭の状況と、その背景にみえるもの

(5) 子育て家庭の経済的状況

周囲からみえる経済的な状況（集金の未納、必要な物品が購入できないなど）と、その背景にみえるもの

（２）ヒアリング回答 （抜粋）

●保護者への聞き取り項目

（１）子育てに関する情報発信、相談体制について感じること

① 情報をどこから得ているか

チラシ、ネット、子育てガイド、広報ふくちやま、ラサンカ、園や学校からのお便り、すすくひろばの保護者、近所の人、職場や学校・保育園の友達から、おひさまと風の子サロンと市のLINE。

【外国にルーツのある保護者】インターネットで調べている。タガログ語より英語で調べることのほうが多い（英語のほうが情報量が多いから）。日本語で届く手紙は読むことができないので困る。翻訳アプリを利用して読むこともある。

② 相談はどこにしているか

市役所（電話相談、LINE 相談）、すすくひろばスタッフ、自分の親、保育園、すすくひろばで知り合った保護者、学校等。

③ 子育てに関する情報発信、相談体制について感じること

- ・子どもが小さいと電話よりLINEで相談するほうが気楽で相談しやすい。
- ・LINE相談窓口ができた、子育てに力を入れてくれている。
- ・子育て総合相談窓口ができたことにより、子どもへの悩み相談や手続きなどワンストップで対応してもらえる。
- ・助産師訪問（新生児訪問）で、相談したいことが聞けてよかった。
- ・地元でない、分からないことは保健福祉センターで何でも聞けるのでとても心強い。
- ・流行っている病気のことや、遊べる場所、急病時どこを受診すればいいか知りたい。
- ・LINEやネットではなくチラシが結局一番分かりやすい。
- ・乳幼児健診の日程は市のホームページには載っているが、LINEやアプリなどでも情報を発信してほしい。保育園の情報等も案内してほしい。
- ・発達障害について、市内で子どもの時から大人になるまで同じ医師に一貫して診てもらえる病院がない。
- ・療育で保護者同士のおしゃべり会が定期的にあり、悩みの共有や相談等ができています。
- ・子どものこれからの成長についての悲観的でない見通しがもてたり、親の気持ちの安定のためにも、先輩の親の話を聞く機会がほしいと思う。
- ・保育園と療育施設と保健師とが連携をとってくれて、相談場所があり安心して育児ができています。
- ・自分から積極的に聞かないと知らない情報が多い。
- ・どこに相談したらよいか分かりにくい。
- ・相談が気軽にできる場所がほしい。
- ・出身国のように、赤ちゃんが生まれると両親だけではなく多くの人が協力して子どもを育ていける環境があると、母親は育児負担や孤独を感じることなく育児をすることができると思う。
- ・日本では多くの母親が家族や親戚の力を借りずに一人で育児を頑張っている。その姿を見て、日本の女性はたくましいと感じる。

（２）地域における子育ての状況や地域とのつながりについて感じること

- ・すすくひろばで知り合いができた。自宅近所には小さい子がいない。最初は寂しい思いがあったが、すすくひろばで知り合いができてからは寂しくない。
- ・スーパーや、近所を散歩している時、声をかけてもらえると嬉しい。自分の実家では声をかけてもらえることはない。福知山の人は温かいと思う。
- ・地域のお祭りや運動会等の行事は、できるだけ参加して付き合いをする努力をしている。
- ・地域とのつながりは薄い、不便を感じたことはない。
- ・下校時にボランティアさんが見守りしてくれるので安心だ。
- ・社宅に住んでいるが、子どもと同じ年齢くらいの親子にあまり会わない。会えばあいさつをし

たり、たまにおしゃべりをする。

- ・地域のことや行事等をあまり知らない。
- ・両親ともに市外出身、引越してきたばかりのため、地域とのつながりはほとんどない。
- ・転入してきた人は地域に入りにくい。
- ・園に行っていないので、地域とのつながりが無い。
- ・子ども会の活動を活性化させ、将来Uターンできるようなつながりが必要。
- ・両親が外国にルーツのある人の場合、地域との交流が図りにくく孤立しがちなため、市内に住む同じ出身国の友達に助けてもらっている。

(3) 子どもが安全に、安心して過ごせる環境（遊び場・外出・施設等）であるか？

- ・スーパーには子ども用のカートがあったり、袋につめてくれたりとやさしい印象がある。
- ・自然が多い点は、子育てをするうえで良いところだと思う。
- ・三段池公園は、自然の中の公園で遊ばせやすく、散歩しやすい。
- ・保育園の迎えの時なかなか帰りたいが、しばらく園庭で遊ばせてもらえるので助かる。
- ・すすくひろばや児童館に行っている。
- ・図書館の読み聞かせのイベントは子どもが楽しみにしている。
- ・スーパーにキッズスペースやフードコートがあると嬉しい。
- ・水遊びができる場所があると嬉しい。
- ・車が多く、危ないなと思う場所がいくつかある。
- ・歩道をベビーカーで安全に散歩できるよう、整備してほしい。
- ・乳幼児と小学生等、きょうだいで一緒に遊びに行くことができる場所が少ない。
- ・災害時、障害のある児は体育館などでは体温調節ができないなどの理由で利用は難しい。安心して避難できる場所がほしい。(→福祉避難スペースを説明)
- ・障害をもつ子どもが行きやすい屋内施設がほしい。
- ・子どもが安心して遊べる環境づくりのために、菌やウイルスの衛生対策を強化してほしい。
- ・子どもの病院もあり安心して住みやすい。
- ・日曜日も開設している屋内施設がほしい。
- ・夏休みなどの長期休みに、児童クラブを利用していない子どもの遊べる場所がない。
- ・不審者情報がありなかなか外遊びができない。
- ・雨の日に利用できる施設、走り回れる場所、市内で一定の地域に偏らず遊べる施設がほしい。

(4) 仕事と子育てを両立するうえで感じる現状と課題

- ・ファミリー・サポート・センターでみてもらえたりできるのは良い制度だと思う。
- ・送迎をしてもらえる児童デイサービスがあるのは嬉しい。
- ・仕事と子育ての両立は、家族や職場の理解が大切。
- ・子どもと職場へ申し訳ないという気持ちがあったので正社員で働くのをやめた。
- ・知り合いがいないのと親は遠方におり、困った時にすぐ頼るところがないので不安である。
- ・子どもが病気にかかって仕事を休まないといけない時が困る。
- ・警報時、すぐに下校やお迎えをと連絡があっても対応できない。
- ・父の仕事が忙しく、一人で育児ほかすべてのことを行っている状態。育休明けが心配。
- ・核家族が増え、共働きだとストレスや体調不良で子育てがおろそかになることがあると思う。
- ・仕事をしていて子どもと一緒に過ごせる時間が少ない。
- ・子どもが学校に行くと、諸費や教材等のお金がかかるため負担を感じる。
- ・仕事をしたくてもなかなか条件に合うところが見つからない。
- ・小さい子どもがいると働くことができない⇒収入がない⇒生活が苦しくなると負の連鎖になっていく。

(5) 今後、福知山市であつたらよいと思う支援やサービスは？

- ・子どもの預け先が限られているので、一時的に預かってくれるところをもっとほしい。
- ・災害時や緊急時にお迎えに行き預かってくれるサービスがあると助かる。
- ・子どもを遊ばせる施設がいろいろあるといいと思う。

- ・雨や寒い時、暑い時など、天候に左右されず、いつでも遊べる場所があると良い。
- ・小さい子が走り回って遊べる大きい屋内施設があると嬉しい。
- ・公園におむつ交換スペースがほしい。
- ・ファミリー・サポート・センターは手続きや事前予約をしないといけなくて敷居が高い。
- ・図書館の本をもっと充実してほしい。
- ・園庭開放がもう少しオープンな雰囲気だと行きやすい。
- ・子どものアレルギーについて教えてもらえる場があると良い。
- ・子どもの世話（お風呂、オムツ替え）を手伝ってくれるサービスがほしい。
- ・健診や予防接種の通知はもっと早くほしい。
- ・長期休暇の時、放課後児童クラブの開始時間を早めてほしい。高学年でも過ごしやすい雰囲気づくりをしてほしい。
- ・市内巡回バスは一方通行で利用しにくい。
- ・学校の時間に合わせたバスや電車の時刻編成にしてほしい。
- ・子どもの医療費を無償にしてほしい。
- ・子どもの病状が軽い場合、保育園で預かってもらえる体制をつくってほしい。
- ・休日でも子どもを預かってくれるサービスがほしい。
- ・夜間救急の待ち時間ができるだけ短くなるよう工夫をしてほしい。
- ・病児保育の充実をしてほしい。
- ・早期からの療育、言語療法や作業療法など専門家の指導を受けられる機会があると良い。
- ・ことばの教室の受け入れ人数が広がられると良い。
- ・フリースクールのような場所があると良い。
- ・障害のある子どもに対しての正しい知識が必要だと思う。勉強会などが必要。障害をもった子はマイナスではない。社会の中での共存を教える必要がある。
- ・休日のヘルパー、放課後デイ、緊急時の受け入れ体制の充実が必要だと思う。
- ・移行支援シートは、大変素晴らしいツールであり続けてほしい。シートを十分活用してほしい。
- ・障害のある子どものきょうだいへの支援が必要。
- ・大学等への進学時に必要になる資金の補助があると良い。
- ・誰もが年休を取得できたり、男性の育休がとれる職場の環境があると良い。

（６）その他、福知山市の子育て支援施策についての意見

- ・福知山市の豊かな自然を残し、子育て家庭が過ごしやすい環境づくりを望む。
- ・公立大学と連携した子育て支援に関する取組ができるとよい。

●支援者への聞き取り項目

（１）子どもの生活面に関する実態

- ・ゲームやスマホで昼夜逆転になり、朝起きにくい子どもが増えている印象がある。
- ・あいさつの習慣が身につけていなくても、こちらからあいさつをすると返事をしてくれる子は多い。
- ・最初はあいさつをしない子どもが多かったが、大人の言動を見てきちんとあいさつができる子どもが増えている。
- ・「お手伝い」のように子どもが家庭の中で責任がもてる役割をつくる。家庭内においても基本的な言葉遣いやルールを守るといったことが大切であると感じる。
- ・共働き家庭が増え、“孤食・孤育て・孤立”が問題になっている。
- ・学校でのことはよく話すが、家のことはあまり話さない子どもが見受けられる。
- ・保護者の体調不良等、家庭の状況によって、保護者が食事を作ることができない、子どもが毎日入浴できないなどといった家庭が見受けられる。
- ・発達に課題のある子どもに関しては、療育等児童発達支援における丁寧な指導の中で、親子の関係が育っている場合があると思う。
- ・朝食や昼食を食べていないことがあり、元気や集中力がない場合がある。
- ・保護者が日中忙しくていない時の昼食を、お菓子で済ませたりしている家庭があるように聞く。
- ・食事中もスマホを見ながらで、会話の少ない家庭があるように感じる。

(2) 子どもの保護者との関わり

- 子どもを褒めることが苦手な保護者が増えたように感じる。
- 保護者自身が感情的に叱りつけることはするが、話して納得させるような注意の仕方や関わり方が難しいように感じる場合がある。
- 子どもは保護者のことを悪くは言わないので、家庭での親子の関わりについては実際のところでは分からない場合がある。
- 保護者の就労等の事情により、食事や団らんといった家族の時間が十分もてない家庭が増えていっているように思う。
- ひとり親家庭の中には、毎日の生活に追われ、保護者の思いに反して子どもに十分関わる余裕がない家庭が見受けられる。
- 一日のうち、少しの時間でも子どもとコミュニケーションをとるといった、小さい頃からの積み重ねが大切だと思う。
- 過保護気味で親が先回りしてやってしまう。子どもの機嫌を損なわないように保護者が気を遣っているようにみえる場合がある。
- お父さんが子どもと2人きりの時、どうやって過ごせばよいか分からないという声がある。
- 夏休みなどの長期休みの時、子どもと毎日どう過ごせばいいか分からないという声をきくことがある。

(3) 保護者の養育力の実情

- 保護者同士がおしゃべりに夢中になり、子どもの十分な安全に配慮できていない場面を見ることがある。
- 保護者の心と身体のバランスが崩れると、生活も不規則となり子どもにも影響していくのではないか。
- 保護者が園や学校で“〇〇してください。”と言われても、実際の行動にうつせないことがあるように思うことがある。それが子どもにも影響しているように感じる。
- 子育て家庭の経済的課題は、子育ての負担感の増大、夫婦関係の悪化につながる場合がある。

(4) 子育て家庭の地域社会とのつながり

- 近所の方々や民生児童委員などの積極的な声かけにより、地域で見守られている子育て家庭がある。一方で、近所との交流がない家庭もある。
- 寄り添い支援により支援者との関係性ができると、これまで拒否されていた場合でも支援を積極的に受け入れていただける場合がある。
- 子育て家庭の転勤は、親・親類・友達等の頼れる人がそばにいないため、孤立する場合があると思う。
- 親も子も、仕事や習い事などで朝早く出て夜遅くまで不在にしており、その結果近所の人とのつながりが弱くなっている場合があると感じる。
- 就労の状況によって、時間的にも精神的にも他者との関わりが希薄になるのではないか。
- アパートや新興住宅地が増え、一部の人とはつながるが必要以上に地域の人とつながらない人もいるのではないか。SNSも普及し、近所でつながらなくても気の合う人とつながっていれば大丈夫との考え方もあるのではないかと思う。
- 核家族化により、心配事があっても周りに頼れず孤独を感じる保護者がいるのではないか。
- アパートに住んでいる人は核家族で、地域のイベントを知らない人もある。

(5) 子育て家庭の経済的状況

- 中学校までは就学援助制度でなんとかなるが、高校進学後の負担が大きい（授業料減免だけではまかないきれない部分：制服、教科書、旅行積み立てなどがある）。
- 就学援助制度等、子育てに関する経済的支援を利用できる条件の家庭であっても、制度を知らない、手続きが難しいといった理由で利用できていない家庭が見受けられる。
- 限られた収入の中で、支出の優先順位がうまくたてられないために、子どもに必要な物資の提供ができなかったり、生活の基盤が整にくい家庭が見受けられる。

本市の支援体制について

(1) 子育てに関する情報発信、相談体制について感じること

- 子育て家庭の問題が浮き彫りになった場合、その背景に経済的問題を抱えている場合が多いので、子ども政策室に家計相談員がいることはありがたい。
- 広報ふくちやまやLINEで情報を得ることができ、喜んでおられる保護者が多い。
- 市の総合窓口の取組もとても評判がいい。
- 育児休業中は、社会から取り残されている感じがするとの声をきく。相談に来られない方とのつながりを持つツールとしてLINEはとてもいいと思う。
- 子育て支援センターを多くの人が利用している様子がある。

(2) 地域における子育ての状況や地域とのつながりについて感じること

- 核家族が増え、居住形態が変わると、分らないことや見えないことが多い。ゴミ集積所もアパート管理となっているケースがあり、自治会に入らなくても良い環境ができており、知らないこと・物・人が多くなる。
- 最近【防災】という取組で、地域の見守りや安否確認のために顔見知りをつくろうとの声が挙がってきている。年代を問わず、我が事として考えやすい。これを機会につながりが見直されて良い方向にいけばと思う。
- 同じ市内でも、周辺部と市街地でも違っていることが多い。
- 保育園や幼稚園に行っていない子どもの集まりなどが自治会単位であると良い。

(3) 今後、福知山市であつたらよいと思う支援やサービスは？

- 高齢者のサロンが盛んな地域もある。年代を超えて、誰でも近くで集えるような場が増えるとよいのではないかな。
- 図書館や児童館の利用は多いが、やはり雨の日でも体を動かして遊べる施設があると良い。

(4) 保護者が子育てをするうえで困っていると感じること

- 虐待の裏には、DVや経済的な問題が背景にある場合がある。情緒的に安定しにくい障害をもつ子どもがいる家庭は、生活全般が不安定に陥りやすい。
- 小さな子どもがいると保護者が安定して就労しにくい場合が多い。
- きょうだい児との関わりなど、時間的、経済的、精神的なバランスの調和がとれずに悩む保護者がいる。
- 頼れる身内や友達が近くにいない場合、自身に何かあった時の不安をいつも抱えており、保護者の精神的な負担が大きい。
- 外国にルーツのある人は、言葉の違いにより大きな溝ができているのではないかな。

(5) その他、福知山市の子育て支援施策についての意見

- 赤ちゃん訪問は良いことだ。支援者側もやる気をもらっている。
- 今、子育て支援として子どもを長時間預けられる環境がそろっている一方で、親の養育力が低下していることを課題に感じる。子どもとの接し方について伝えるなどの親支援の必要性を感じる。
- 子ども政策室ができて、学校や保護者が相談できること、親の生活支援（経済的な部分のアドバイスなど具体的にしてもらえる）をしてもらえることは大変ありがたい。
- 福知山市は就学前の支援がかなり充実していると思う。今後は入学後のケアが充実すると、より魅力的な親子に優しい市になるのではないかな。
- スクールサポーターなどの充実により、学校で訪問や相談を受けることのできる体制が充実するとよいと思う。
- すべての方に、相談しやすい場所や集まれる場所等の支援が分かりやすくなればと思う。



子どもの権利条約



「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年発効)が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。

●●子どもの権利条約が定めている権利●●

1 生きる権利

病気などで命をうばわれないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。



第 2 期 福知山市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和 2 年 3 月

発 行：福知山市福祉保健部子ども政策室

住 所：〒620-0035 京都府福知山市字内記 100 番地

TEL : 0773-24-7011 FAX 0773-23-7011
